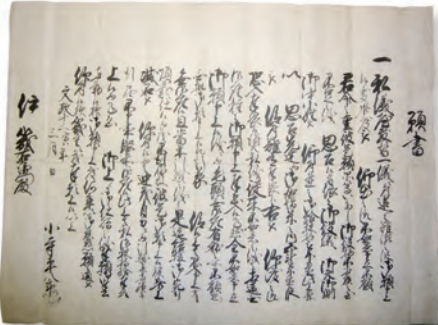
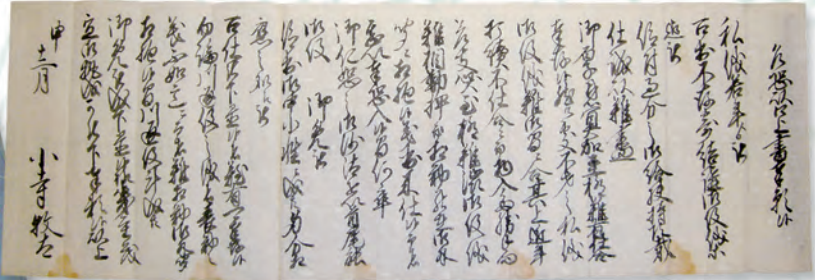


名古屋大学附属図書館 2009年春季特別展
(地域貢献特別支援事業成果報告)

旗本高木家主従の — 高木家文書と小寺家文書 — 近世と近代



名古屋大学附属図書館2009年春季特別展 (地域貢献特別支援事業成果報告)
旗本高木家主従の近世と近代
— 高木家文書と小寺家文書 —

発行日 2009年5月11日
編集・発行 名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室
〒464-8601 名古屋市千種区不老町 B3-2(790)
TEL : 052-789-3667 FAX : 052-789-3693
<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp>

©名古屋大学附属図書館
ISBN 978-4-903893-06-8

2009年**5月11日**月~**6月5日**金
名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

目 次

2009年春季特別展開催にあたって	1
はじめに	2
I 高木家臣小寺家の活動と古文書の蓄積	3
1. 高木家との主従関係	3
2. 小寺家の経済基盤	17
3. 小寺家伝来の高木家文書	27
II 高木家主従の幕末維新	32
1. 西高木家における幕末の軍制改革	32
2. 旧旗本層の再編と高木家	39
3. 高木家家臣の扶助問題	46
III 近代における小寺家の人々と暮らし	57
1. 警察官・小寺弓之助	57
2. 旧主高木家と小寺家	64
3. 小寺家の女性たち	72

凡 例

- 1) 出展史料は、文中に下記の通り史料番号等を略記する。
 (例) 高木 A1-2-3……高木家文書 (名古屋大学附属図書館所蔵)
 (例) 小寺12-345……小寺家文書 (小寺登氏所蔵)
 (例) 水野12……水野文書 (名古屋大学文学研究科所蔵、個人収集の高木家文書)
- 2) 展示史料は図録掲載の史料からさらに厳選している。そのため、展示史料番号と図録史料番号は一致していない。

2009年春季特別展開催にあたって －旗本家臣の実像に迫る－

名古屋大学附属図書館及び附属図書館研究開発室では、「木曾三川流域の歴史情報資源の高度活用」プロジェクト（名古屋大学地域貢献特別支援事業）に継続して取り組み、地域の自治体、個人と連携しながら、名古屋大学附属図書館所蔵「高木家文書」を中核として、関連する地域の歴史情報資源を積極的に収集・整理し、Web上でシームレスに活用できる環境の整備・構築を進めて参りました。

今回は、その成果報告を兼ねて、2009年春季特別展「旗本高木家主従の近世と近代－高木家文書と小寺家文書－」を開催いたします。高木家の旧家臣である小寺家伝来の古文書は、所蔵者の小寺登氏、および大垣市教育委員会の協力を得て、昨年からの全面的な調査に着手し、約8500点にのぼる史料の全容解明を進めています。将来的には、「高木家文書」ときわめて密接に関わる歴史情報資源として、名古屋大学附属図書館のHPなどを通じ、メタデータおよび史料画像などを、学術情報として発信し、地域の歴史情報資源の総体的な把握を進めてゆく予定です。

展示では、小寺家などの高木家臣が、どのように主君に仕え、独自の生活を営み、明治維新という激動の時代を迎えたのか、主従それぞれが蓄積してきた古文書を読み解きます。江戸時代の武家の主従双方に、これほどまとまった古文書群が伝来している事例は、全国的に見ても極めて希であり、主従の協調と対立、それぞれが蓄積してきた文書の連動について、お楽しみいただければ幸いです。

最後になりましたが、小寺登氏、大垣市教育委員会をはじめ、今回の特別展開催にご協力下さいました関係機関、関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

2009年5月 名古屋大学附属図書館長

同附属図書館研究開発室長

教授 松浦好治

I 高木家臣小寺家の活動と古文書の蓄積

附属図書館所蔵・高木家文書は、著名な大家の古文書等と比較しても遜色のない質を誇る武家文書であり、旗本文書としての希少価値も有する。すなわち、江戸時代の旗本は、原則として将軍の膝元である江戸に集住していたため、幕府の崩壊とともに多くは屋敷を失い、関係古文書等を喪失したが、高木家の場合、美濃の知行所に居住することを特別に許された交代寄合旗本であったために、貴重な古文書類が、まとまった形で残されたのである。古文書だけでなく、知行所に居住していた家臣たちもまた、他の旗本家臣ほどには離散せず、現地に居住し続けている旧家臣の子孫も存在する。江戸時代の旗本について、余り類例のない手がかりを残す高木家とその家臣は、大変に貴重な事例といえる。

ただし、現地に存続している旧高木家臣宅で、古文書などの歴史的情報を得ることは、さほど容易ではない。たとえば、小寺家に伝来した古文書約8500点について、このたび全面的に調査できたのは、長期にわたり古文書を大切に保管してきた小寺家歴代の努力、現当主およびご家族の協力、大垣市および大学当局の理解という、多くの幸運の賜である。伝来文書の多くは近代以降のものだが、旗本の主従双方の家に、これほどまとまった形で古文書が伝来し、その相互関係を検討できる事例は、ほとんどないといってよいだろう。今後の旧高木家臣文書の調査・研究の先駆けとなることも期して、本章では、小寺家に蓄積されてきた江戸時代の古文書について、1、高木家との主従関係、2、小寺家の経済基盤、3、小寺家伝来の高木家文書、の3節に分けてみてゆきたい。

1. 高木家との主従関係

牧太・平八郎兄弟とその先祖 小寺家文書を伝えている現在の小寺家は、明和8年（1771）出生の平八郎紹雄を初代とする。平八郎の兄に、牧太雄乗がおり、平八郎は新たな小寺分家の初代である。高木家には、天明5年（1785）以後、家臣団のいわば名簿にあたる「御家中士帳并御役附」（後掲史料5、14等、以下、「士帳」と略称）が継続して伝来しており、牧太・平八郎兄弟や、その子供たちの経歴も、かなり詳細に復元できる〔図表1〕。

〔図表1、小寺牧太・平八郎等年譜〕

（年齢は数え年）

年	牧太家			平八郎家			関連事項
	牧太・雄乗	織衛・鼎雄	勇・雄飛	平八郎・紹雄	庄兵衛・忠雄	林平・重雄	
1770年（明和7）	出生（助左衛門知雄の子）						
1771年（明和8）				出生（助左衛門知雄の子、牧太の弟）			
1784年（天明4）	15歳、近習として出仕						
1790年（寛政2）	21歳、諸御払方加役、御米蔵立会、御領分方を兼ねる						
1792年（寛政4）	23歳、大目付を兼ねる、起請文神文のみあり【高木C2-2-7こ】	出生（牧太の子）					
1793年（寛政5）	24歳、この年までに御近習頭御用人並となる						
1794年（寛政6）	25歳、川通御用懸を兼ねる						
1796年（寛政8）			出生（牧太の子、織衛の弟、初名勇弥）				
1800年（寛政12）	31歳、御用人となる						
1801年（享和1）	32歳、父・助左衛門知雄死去			31歳、父・助左衛門知雄死去			

年	牧太家			平八郎家			関連事項
	牧太・雄乗	織衛・鼎雄	勇・雄飛	平八郎・紹雄	庄兵衛・忠雄	林平・重雄	
1802年(享和2)	33歳、弟富五郎(平八郎)に田畑分地【史料21】			32歳、兄牧太から田畑分地【史料21】隔日勤で出仕			
1803年(享和3)				33歳、新規・御中小姓となる、部屋住格宿引3日替			
1805年(文化2)				35歳、宿引	出生(平八郎の子)		
1806年(文化3)				36歳、御近習となる			
1807年(文化4)				37歳、加番2日替			
1808年(文化5)		17歳、近習部屋住として出仕					
1812年(文化9)	43歳、この年、降格または川通御用役解任を希望か【史料3】						10代高木貞臈隠居、11代経貞家督継承
1814年(文化11)	45歳、江戸状連名を兼ねる						
1815年(文化12)	46歳、川通御用掛継続			45歳、平八郎と改名		出生(平八郎の子、庄兵衛の弟)	
1817年(文化14)	48歳、家老土屋舎人逆意につき願書【史料4】士帳【史料5】から記事抹消	26歳、家老土屋舎人逆意につき願書【史料4】士帳【史料5】から記事抹消	22歳、新規御坊主格として出仕。御下屋鋪御番を兼ねる				
1818年(文政1)	49歳、尾張で牢死【史料6】	27歳、尾張で入牢【史料6】					
1819年(文政2)							10代高木貞臈死去
1820年(文政3)				50歳、蔵米拝借【小寺4-208】			
1821年(文政4)			26歳、御中小姓となる	51歳、御山奉行を兼ねる			
1822年(文政5)			27歳、御側向勤仕埋、御下屋鋪御番、御子様方御附添を兼ねる	52歳、御近習頭兼帯、金子拝借【小寺4-209】			
1823年(文政6)		32歳、この年末に名古屋預け赦免の手続き開始【高木C4-1-2】	28歳、御近習となる	53歳、御勝手吟味役同御目付并御普請方元々同奉行を兼ねる	19歳、中小姓として出仕		
1824年(文政7)			29歳、御納戸方を兼ねる				
1825年(文政8)			30歳、御髪掛、御子様方御髪共、御納戸役、御子様方御附、御蔵奉行、御山奉行を兼ねる	55歳、御側御用人格となる、御近習頭、御作事奉行、御山奉行を兼ねる、祢宜村口書【史料19】			高木家家政改革、家臣に屋敷移転を命じる【史料7】
1826年(文政9)			31歳、御作事奉行を兼ねる				
1829年(文政12)			34歳、御目付仕埋を兼ねる	59歳、家越5年延長願いを提出【史料8】			
1830年(文政13)				60歳、伊藤幾右衛門宛願書提出【史料9】			
1831年(天保2)					27歳、この年まで士帳に中小姓として掲載		

年	牧太家			平八郎家			関連事項
	牧太・雄乗	織衛・鼎雄	勇・雄飛	平八郎・紹雄	庄兵衛・忠雄	林平・重雄	
1832年(天保3)				62歳、作事奉行として屋敷再建に関与	28歳、御茶の間女中みどりと出奔【史料12】		高木家屋敷焼失・再建
1833年(天保4)							高木家家政改革・緊縮財政
1837年(天保8)						23歳、出仕(秋次郎名)【小寺4-37、27-1-4】	
1838年(天保9)					34歳、高木家近習大嶽要人宛で、高木家と宇津木家の縁組に関わる書状を出す【写真5】	24歳、林雪名で起請文提出【高木C2-2-3ね】	
1840年(天保11)						26歳、御側中小姓となる(林雪名)【小寺27-1-5】	
1841年(天保12)			46歳、御側御用人となる				
1844年(天保15)				74歳、隠居【史料1】		30歳、家督継承【史料2】	
1845年(弘化2)							多良9ヶ村一揆
1847年(弘化4)						33歳、御山奉行を兼ねる	
1848年(嘉永1)			53歳、御用人となる				
1850年(嘉永3)			55歳、川通役見習を兼ねる			36歳、堂ノ上村請書【史料17】	
1854年(安政1)						40歳、子・弓之助出生	
1860年(安政7)			65歳、川通役見習の起請文提出【高木C2-2-19せ】				
1861年(文久1)							11代高木経貞死去、12代貞広家督継承
1862年(文久2)			67歳、御用人川通役見習の起請文提出【高木C2-2-23】		58歳、住居赦免【史料15、16】	48歳、起請文提出【高木C2-2-77】	
1865年(慶応1)						51歳、御近習となる	
1869年(明治2)			74歳で健在			55歳で健在	

牧太・平八郎兄弟の父、助左衛門知雄は、かつて源次兵衛と名乗り、明和5年12月に、御用人として、大嶽弥部右衛門と連名で起請文を高木家に提出している(高木C2-2-4と)。そののち、何らかの事情で一時退身したものの、牧太・平八郎兄弟の出生を経て、安永9年(1780)から再度、高木家に出仕している。現在、小寺家の墓地で確認できる最も古い墓碑は、この頃、安永5年に建てられている【写真1】。その銘文は、次の通りである。

- (右側面)「従小寺権助吉雄代々納之」
- (正面)「南無阿弥陀仏」
- (左側面)「安永五丙申歳十二月十七日建之」

小寺権助吉雄以後の歴代を納めるために建立された墓碑である。権助吉雄について、高木家文書中に所見があるかどうかは今後の精査を要するが、後の小寺家歴代が名乗る「雄」の字を含んでおり、助左衛門の父祖と



【写真1、安永5年小寺家墓碑】

も考えられる。現在にいたるまで「代々」受け継がれてきた小寺家の成立を示す墓碑といえるかもしれない。なお、助左衛門に先立つ宝暦期にも、川通御用を勤めている「小寺牧太」が存在する（高木E3-1-837、6503け）が、系譜関係は今のところ未確認である。

小寺家の家督継承と分家 平八郎の兄牧太は、初め茂三郎と名乗り、天明4年に15歳で近習として高木家に出仕している。寛政4年（1792）に23歳で、家臣団の監察役である大目付に就任し、同6年に、高木家の重要な公務である治水役儀を支える川通御用懸を兼ね、同16年に31歳で、高木家の実務を取り仕切る御用人の一人になるなど、高木家の中枢を担ってゆく〔写真2〕。そのころ、父助左衛門は、御用人よりもさらに上位の家老格に就任していたようだが、享和元年（1801）に死去している。71歳であったという。父の死去をうけて、牧太は小寺家の家督を継承したとみられるが、そのことに関する史料は未見である。そのかわりに、牧太は父の死去の翌年、弟の平八郎（当時は富五郎）に遺産分けをしている（後掲史料21）。現在の小寺家（分家）の創始を語る古文書ともいえよう。平八郎は、兄から遺産分与をうけるとともに、高木家への出仕を開始している。

そののち、天保15年（1844）の平八郎の隠居と、子息林平の家督相続については、次のような史料が残されている。



〔写真2、小寺家所用・江戸時代の道中笠と袴〕

〔史料1、小寺27-1-3〕

小寺平八郎

其許儀、老衰ニ付、願之通首尾能隠居被仰付候、依之、御定法之通、御扶持半人分被下之候
十二月

〔史料2、小寺27-1-6〕

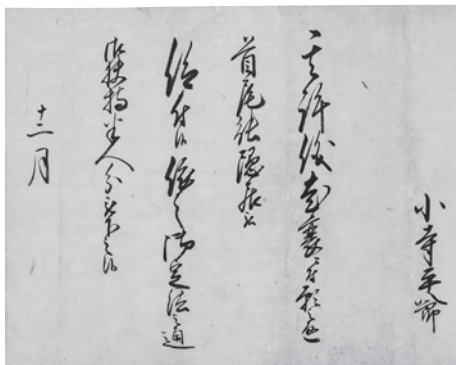
小寺林平

父平八郎家督、無相違其方江被下之候、依之、並之通、御給米三石四斗、御扶持壱人分、袴料金百疋被下之候

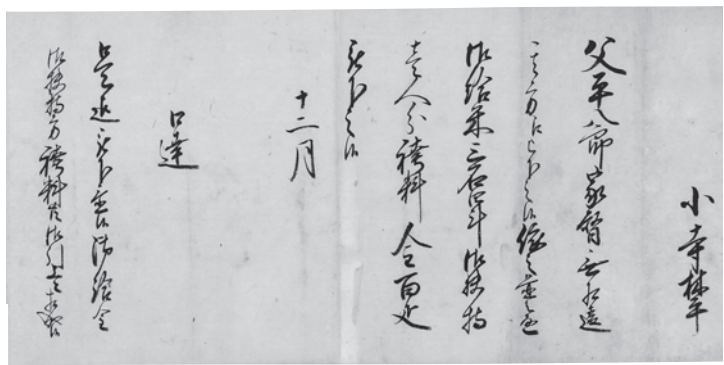
十二月

口達

是迄被下置候御給金、御扶持方、袴料共、御引上ニ相成候



〔史料1〕



〔史料2〕

父平八郎とともに出仕していた林平の扶持等は、「家督」相続により「御引上」になる一方、父平八郎には、あらたに扶持半人分を与えられている。享和元年（1801）に分家した小寺家の「家督」が、約40年を経て、高木家から「下さる」ものとして確立している。給米や扶持の詳細については、次節「小寺家の経済基盤」を参照いた

だきたい。

川通御用懸の辞退 以下、高木家の中核的な家臣であった牧太・平八郎兄弟の苦勞をしのばせる古文書類について、みてゆこう。

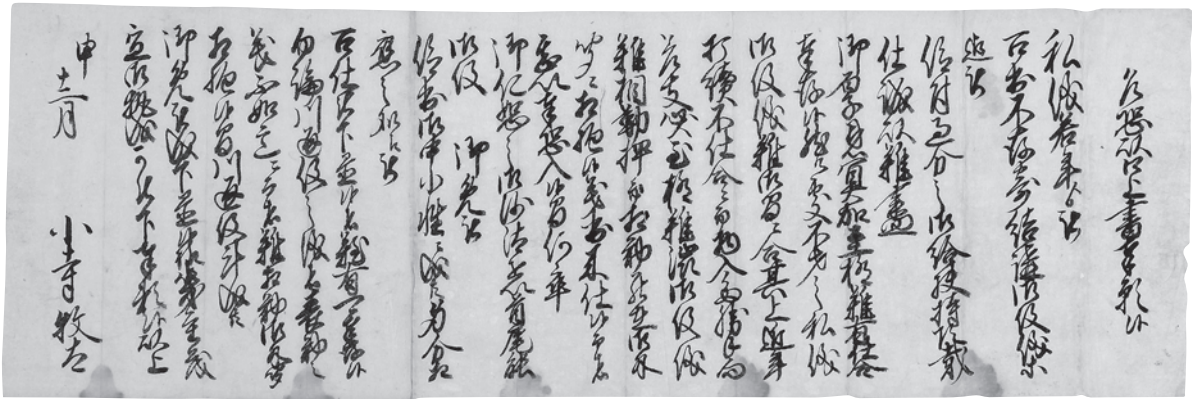
[史料3、小寺4-33]

(包紙)「口上願 小寺牧太」

乍恐以口上書奉願候

私儀、若年^レ被召出、不存寄結構御役儀等迄被仰付、過分之御給扶持頂戴仕、誠以、難尽御厚恩、冥加至極、難有仕合奉存候、然ル処、不才之私儀、御役儀難御間ニ合、其上、近年打続不仕合ニ而、物入多、勝手向差支、必至極難洪、御役儀難相勤、押而相勤罷在、御外聞ニ相抱候義出来仕候而者、甚以奉恐入候間、何卒御仁恕之御沙汰を以、首尾能御役御免被仰出、御中小^(姓)性ニ成共、身分相応之處江、被召仕被下置候者、難有可奉存候、勿論、川通役之儀者、表勤之義、不如意ニ而者難相勤、御外聞相抱候間、川通役計成共、御免被成下置候様、幾重茂宜御執成可被下奉願候、以上

申十二月 小寺牧太



[史料3]

牧太の願書下書である。内容は、近年うち続く「不仕合」のために出費が嵩み、役目を十分に果たせず、無理をしてこのまま勤め続けると、高木家の「御外聞」にも関わるので、中小姓程度の身分で召し使われたく、とくに「不如意」ではつとまらない「表勤」の川通役だけでも免除してほしいとある。年次は申年とあり、牧太が川通御用懸に任ぜられた寛政6年(1794)以後、失脚する文化14年(1817)までの間で、申年は寛政12年か文化9年である。文化7年と同10年の「土帳」(高木C1-3-7、8)を比較すると、牧太は川通御用懸を兼務し続ける一方、諸御払方加役、御領分方、大目付加役などの兼務を免除されている。願書をうけて負担軽減が図られたとすれば、上記の願書は文化9年のものと推測できる。

牧太・織衛父子の受難 そのうち牧太は、文化14年に発生した土屋舎人一件に巻き込まれている。

[史料4、小寺4-199]

乍恐奉願候

一今度企逆意候重臣、為土屋舎人、差扣被仰付、入恐以外至極奉存候得共、相慎罷在候等与、回遠慮候処、等閑ニ被差置候而者、猶又此上、御家御災害之程難計、痛心仕候、何卒父子共退身被仰付候様奉願候、何分速ニ願之通被仰付被下置候様、幾重ニ茂御執成奉願候、以上

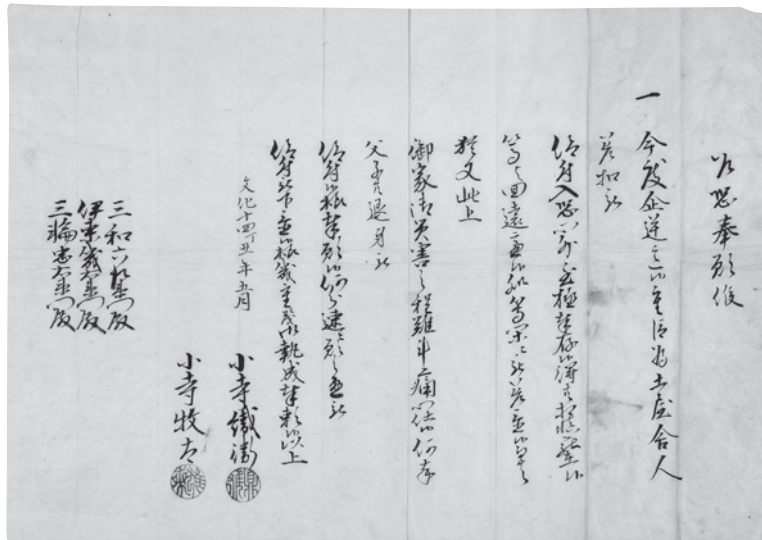
文化十四丁丑年五月 小寺織衛 (印)

小寺牧太 (印)

三和六左衛門殿

伊東幾右衛門殿

三輪忠右衛門殿



〔史料4〕

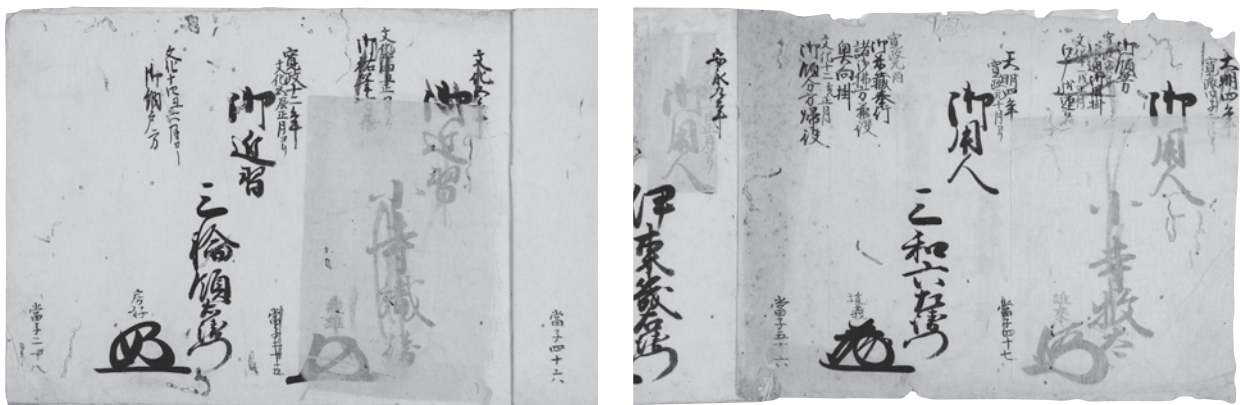
小寺牧太・織衛父子連名の願書正文である。宛名3名はいずれも高木家用人で、文化14年の「土帳」（高木 C1-3-11）によると、この年に新規に召し抱えられた年寄・小鹿左平に次ぐ家臣団最上層部の3名である。印鑑が据えられた正文が、なぜ提出先の高木家ではなく小寺家に伝来しているのか未詳だが、内容は、家老土屋舎人の処罰に関わって、牧太父子も謹慎を命ぜられたが、なおざりな処分では、高木家にさらなる「御災害」がふりかかる懸念もあるので、退身を命ぜられたいとある。このころ、高木家領の百姓たちは、土屋舎人の処分がなおざりになっているのではないかと訴追の動きをみせており（高木 B7-1-2、B7-1-6あ～く）、そのことを意識しているのであろう。土屋舎人が、百姓たちの追求を受けるにいたった経緯は、高木家伝来の御用日記に詳細に記載されている模様だが、現状では傷みが激しく、開披も判読も困難である。修復と読解を今後の検討課題としておきたい。文化14年の「土帳」をみると、この土屋舎人一件に絡んで、牧太・織衛父子のほか、複数の家臣の名が貼紙で抹消されている〔史料5、高木 C1-3-11〕。牧太の家督については、牧太の子、織衛の弟の勇雄飛が、同年から新たに出仕している。

その後、牧太・織衛父子はどうなったのであろうか。

〔史料6、小寺4-34〕

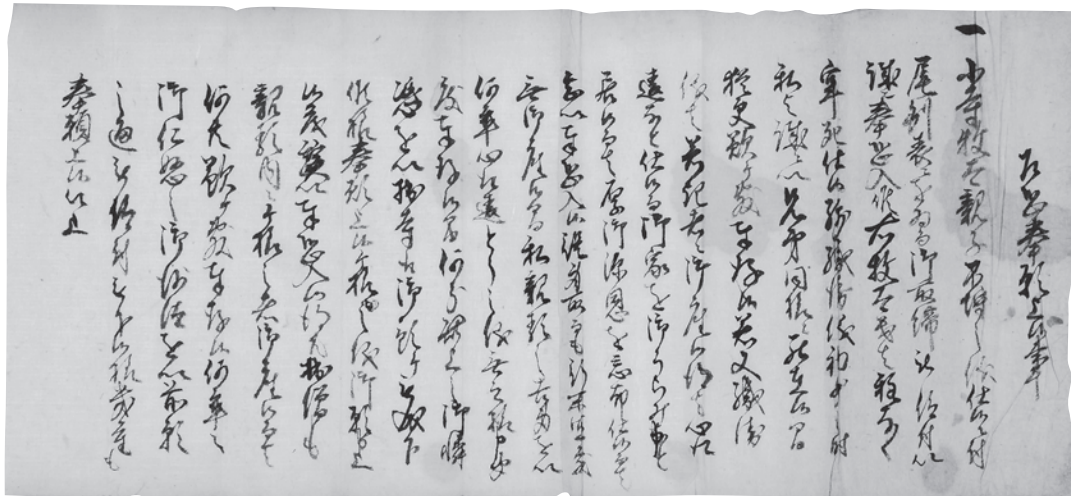
乍恐奉願上候事

一小寺牧太親子、不埒之儀仕候ニ付、尾州表ニをゐ而、御取締被仰付、以誠ニ、奉恐入候、右牧太義者、程なく牢死仕候、残織衛儀、幼少之時、私与誠ニ以兄弟同様ニ罷在候間、猶更歎ケ敷奉存候、若又織衛儀者、若き者ニ御座候得者、心得違など仕候而、御家を御うらみ（抹消）「など」（上書）「申」居候而者、厚御深恩を忘却仕候而者、甚以奉恐入候、従身取而も行末宜敷無御座候間、私親類之吉身を以、何卒心得違とう之儀無



〔史料5〕

之様、申聞度、奉存候間、何分、此上之御憐愍を以、拙寺江御預ケ被成下候様、奉願上候、ケ様之儀、御願申上候茂(抹消)「甚」(上書)「実」以奉恐入候得共、拙僧も、親類内ニケ様之者御座候而者、何共歎ケ敷奉存候、何卒一御仁恕之御沙汰を以、前願之通、被仰付被下候様、幾重も奉願上候、以上



〔史料6〕

素性は未確認だが、小寺織衛と「兄弟同様」の関係にあるという某僧の願書下書きである。牧太・織衛父子は尾張藩の牢屋に預けられ、牧太はまもなく牢死したとある。小寺家菩提寺の過去帳によると、牧太は文政元年(1818)8月19日に「尾州名古屋ニ而死去」したという。こうした事態をうけて、某僧は、若い織衛(文政元年当時27歳)が高木家を怨むようなことがあってはならないので、拙寺で預かりたいと述べている。しかしこの願いは実現しなかったらしく、文政6年(1823)の末にいたり、ようやく、大垣に預けられていた土屋舎人と、名古屋に預けられていた小寺織衛の赦免に関する手続きが開始される。常設の牢屋を持たない高木家が、牢屋を提供した大垣藩と尾張藩に、謝礼を支払っているのである(高木C4-1-2)。

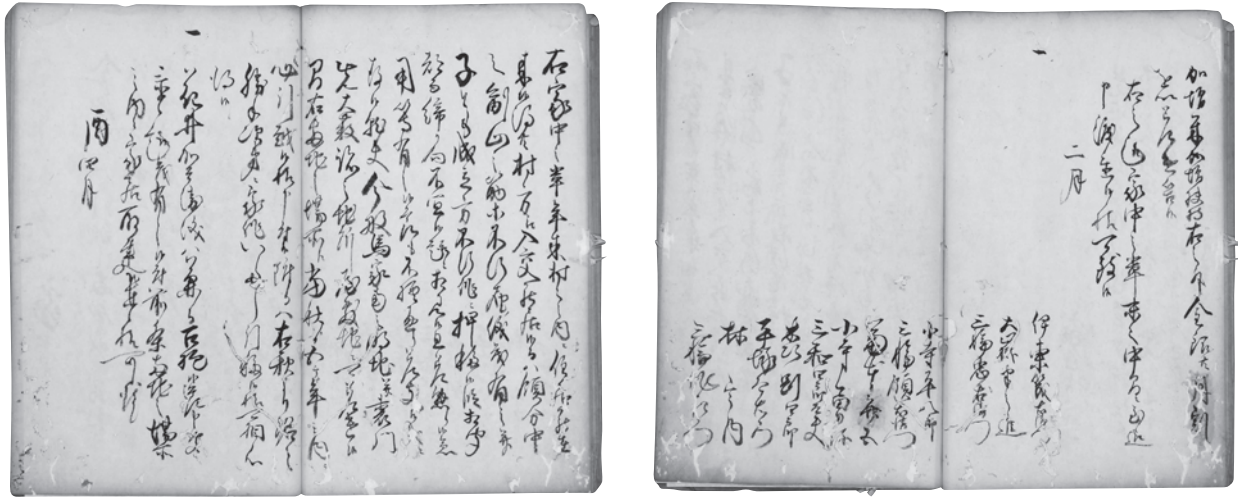
高木家領の「兵農分離」 分家平八郎家は、本家牧太家の処罰一件に直接巻き込まれることはなかったようだが、文政8年(1825)に始まる高木家の家政改革の影響をうけることになる。この改革で、小寺家は、高木家陣屋にほど近い現在地への移転を命じられている。命令の趣旨は、次のように記されている。

〔史料7、高木C2-3-82〕

- 伊東幾右衛門
- 大嶽半之進
- 三輪忠右衛門
- 小寺平八郎
- 三輪領右衛門
- 菊本弁五
- 小寺勇弥
- 三和四郎太夫
- 森剛四郎
- 平塚太右衛門
- 林宇内
- 三輪作左衛門

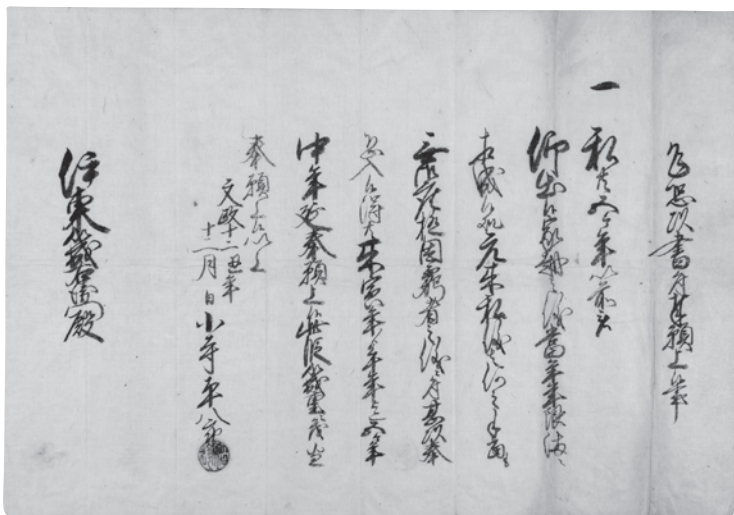
右家中之輩、年来村々之内ニ住居罷在来候得共、村方江入交罷居候而ハ、領分中之制止之筋等不行届ノ儀茂有之、并子とも成立方不行作ニ押移候段相聞、都而締り向不宜候趣ニ相見候、且、差懸り候急用等有之候節も、不模通り差支候哉ニ存候、就夫、今般、馬家南之明地、并裏門先大藪跡之地所、屋敷地ニ可差遣候間、右両地之場所江、当秋五ヶ年之内ニ、必引越候様申付候、附而ハ、右秋より、銘々勝手次第第二家作いたし、

引移候様、可相心得候
 (中略)
 酉四月



〔史料7〕

「文政八年 御家中江被仰渡、其外、御定被仰出候書付扣」と題する冊子中の記事である。伊東幾右衛門以下、屋敷の移転を命じる家臣12名を記す。移転を命じる理由は、家臣が村方の百姓と入り交じって居住しては、領分中の「制止」も十分行き届かず、子供の「成立方」も「不行作」になるためだとする。緊急時に不便という理由もつけ加えられている。したがって、高木家屋敷の近辺に、5年以内に必ず引っ越すよう命じている。日本全国の武士たちは、秀吉の時代の頃に、それまで居住してきた農村から城下町への集住を強制された、いわゆる「兵農分離」の洗礼をうけるが、高木家の領地では、その荒波が、いわば200年以上遅れてやってきたのである。小寺家は、高木家の「兵農分離」令に、どのように対応するのであろうか。



〔史料8〕

〔史料8、小寺4-201〕

乍恐以書付奉願上候事
 一私共、五ヶ年以前被仰出候家越之儀、
 当年年限満ニ相成候処、元来私儀者、
 何之手当も無御座、極困窮者之儀ニ
 付、甚以奉恐入候得共、来寅年ノ午年
 迄、五ヶ年中、年延奉願上候、此段幾
 重ニ茂、宜奉願上候、以上
 文政十二丑年
 十二月 日 小寺平八郎 (印)
 伊東幾右衛門殿

文政12年の小寺平八郎願書正文である。宛名の伊東幾右衛門も、屋敷の移転を命じられている一人だが、文政8年より家老格を勤める家臣団の筆頭である。内容は、今年屋敷移転の期限を迎えるが、困窮しているため、さらに5ヶ年の猶予を願っている。

[史料9、小寺4-68]

願書

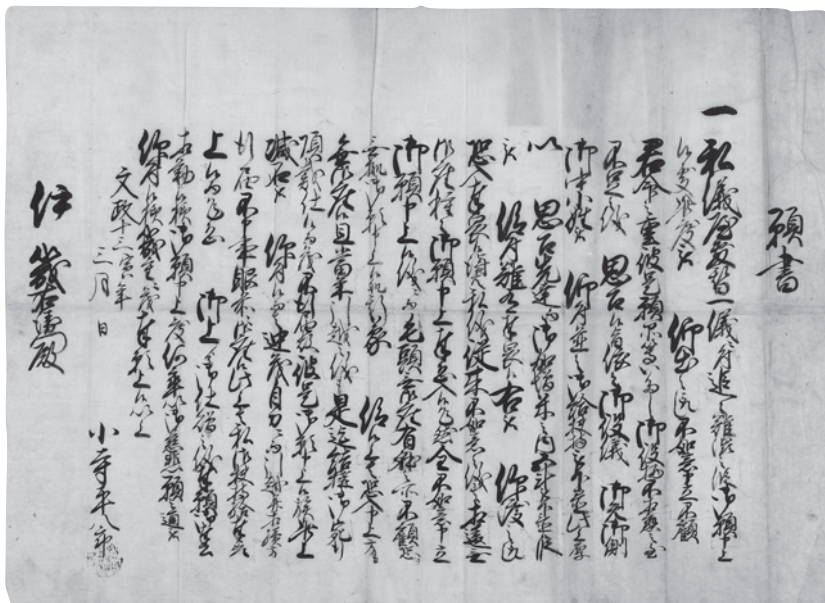
一私儀、屋敷替一儀二付、追々難渋之段、御願申上候処、此度被仰出之趣、不如意申立、不顧君命之重、彼是願品等いたし、御役柄不相応之至、不足之儀思召候旨、依之、御役儀御免、御側御中小姓被仰付、並之御給扶持被下置、此上厚以思召、先達而御加増米之内、五斗被下置候段、被仰付、難有奉畏候、右被仰渡之趣、恐入奉畏候得共、私儀、從來不如意之儀者相違無御座、種々御願申上、奉恐入候、乍然、全不如意申立、御願申上候儀二而毛頭無御座、有躰之所、不顧恐ヲ、無扱御願申上候処、斯蒙仰候上者、恐入、申上方も無御座候、且、当年引越之儀も、是迄結構御宛行頂戴仕候而茂、不行届故、彼是御願申上候族、此上減石被仰付候而者、拙茂自力ニ而引越并相続方、行届不申事、眼前二御座候、此上者、私御扶持給奉差上候而、乍恐御上り御仕贈之儀奉願、御奉公相勤候様、御願申上度、何卒以御慈悲、願之通、被仰付候様、幾重ニ茂奉願上候、以上

文政十三寅年

三月 日 小寺平八郎 (印)

伊 幾右衛門殿

文政13年の小寺平八郎の願書正文で、伊東幾右衛門宛である。小寺家の屋敷移転抵抗に対する高木家側の反応が記されている。すなわち、小寺家側が「不如意」を申し立て、屋敷移転を拒んでいるのは、君命の重さを顧みない行為であるとして、「中小姓並」への降格を申し渡している。「土帳」によると、平八郎は文政12年まで「御側御用人格」だが、天保2年(1831)より、「中小姓」並みの「御給人格」に降格されており、同5年に「御側御用人格」に復している。これに対し小寺家側は、減石を申し渡されてしまうと、引越はおろか相続も困難になるので、扶持給を返上し、お上よりの「御仕贈」(おしおくりカ)を願うとある。その真意は必ずしも明



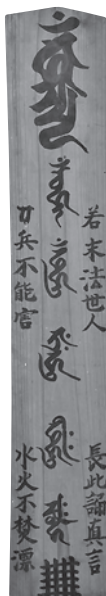
[史料9]

らかでないが、通常給付ではなく臨時給付を求めるたくましい交渉姿勢を示しているように思われる。

最終的に、小寺家が住み慣れた北脇村を離れ、高木家近傍の現在地に移転した経緯を直接的に物語る史料は未見だが、手がかりとなる2点の棟札が小寺家に伝わる〔史料10、11〕。

この棟札は、昭和29年(1954)に取り壊された旧家屋から出たものという。寛政11年(1799)2月付と、文政11年(1828)4月付である。居住者の「武運長久息災延命」を祈っている神護寺は、慶長6年(1601)の高木家多良入部以来の氏神とされる流彦大明神の別当寺である(高木B11-3-51等)。文政11年の棟札には、「当主三和六左衛門源義故」とある。三和六左衛門は、先に見た移転命令の中に名前はないが、同年の「土帳」によると御側御用人で、家中席次第4位である。ちなみに、同年の小寺平八郎は、御側御用人格で、家中席次第6位である。

なぜ、三和六左衛門名の棟札が、小寺家の旧家屋から出たのであろうか。史料的な裏付けはまだ得ていないが、現当主のお話によると、小寺家は、三和六左衛門の旧宅を譲り受けた可能性もある。つまり、昭和29年に取り壊された旧家屋は、高木家から屋敷移転を迫られた小寺家が、同輩の三和家から譲り受け、そののち、昭和期にいたるまで居住し続けた、旧旗本家臣の住居建築だったのかもしれない〔写真3〕。なお、小寺家では、明治・大正期に家屋の増改築を行った記録があり(小寺12-8、12-10など)、近現代期の小寺家文書のさらに詳細な読解作業が今後の課題である。



〔史料10、寛政11年棟札、表と裏〕

〔史料11、文政11年棟札、表と裏〕

〔写真 3、旧小寺家住居（昭和 29 頃）〕

高木家の表と奥・男と女 西、北、東の高木三家の屋敷が火災にあった天保3年（1832）3月から半年を経た9月に、平八郎の子、庄兵衛（当時28歳）が、高木家の「茶之間女みとり」と出奔するという事件が起きる。行方不明となった庄兵衛は、しばらく病氣として内分に扱われるが、「近辺にて見苦しき沙汰」もないため、11月に正式な処分が行われている。

〔史料12、高木 F3-1-212〕

一小寺平八郎名代、小寺勇罷出候二付、於御役所、大嶽半之進、三和六左衛門列座、御目付仕埋三輪領右衛門、例席江出座、御家老差支二付、大嶽乃申渡、左之通
平八郎名代

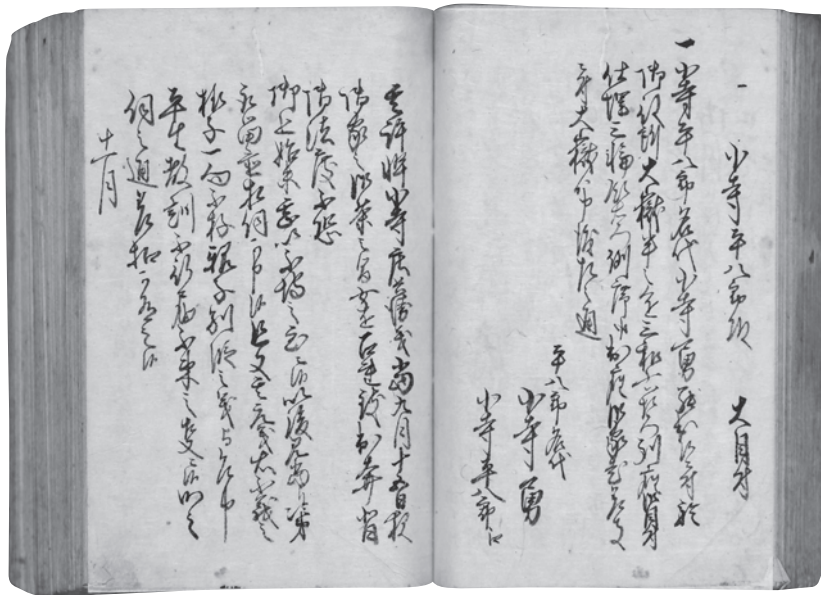
小寺勇

小寺平八郎江

其許悴、小寺庄兵衛義、当九月十五日夜、御家之御茶之間女を召連、致出奔、背御法度、不恐御上始末、甚以不埒之至二候、以後、見当り次第取留置、相伺可申候、且又、其元義、右不義之様子一向不存、親子別段之義与乍申、平生教訓不行届、不束之事二候、仍之、伺之通差扣可有之候

十一月

右之通、名代勇江申渡候処、奉恐入候、本人江申聞、御請可申上旨ニ而退出



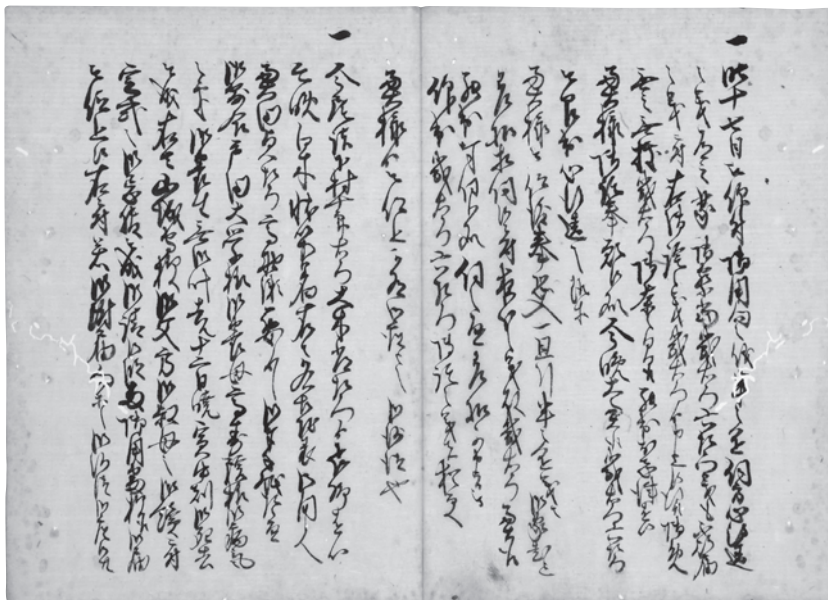
[史料12]

高木家の御用日記、天保3年11月11日条である。平八郎は、悴庄兵衛が「御家之御茶之間女」を連れて出奔したことについて、「平生教訓不行届」を理由に、謹慎を命ぜられている。ただしこの謹慎は、3日後の14日には早くも解かれ、平八郎は15日から出勤を再開している。

庄兵衛の相手である女中「みとり」が詰めていた高木家の「茶之間」とはどのような場所だったのだろうか。次の史料が興味深い。

[史料13、高木 F3-1-208]

一昨十七日、被仰付御用向之儀、半之進、伺方心得違之義有之、蒙御察当、幾右衛門、六左衛門義も、不行届之義二付、右御詫之義、幾右衛門乃申上候得共、御免無之、無扨、幾右衛門、御茶之間江罷出、於志津を以、奥様御詫奉願候処、今晚、大奥江、幾右衛門、六左衛門被召出、心得違之趣等、奥様被仰渡、奉恐入、一旦引、半之進義者、御家老迄差扣相伺候二付、夜分之義故、幾右衛門奥江罷出、奉伺候処、伺之通、差扣可申旨被仰出、幾右衛門、六左衛門、御詫之義者、猶更奥様乃被仰上可有御座与之御沙汰也



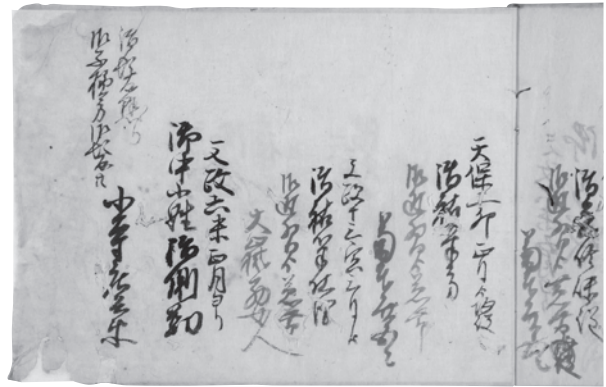
[史料13]

庄兵衛の出奔が起きる前年の御用日記、天保2年8月18日条である。心得違をして11代経貞（当時38歳）の怒りを買った大嶽半之進（御用人、家中席次第2位）と、やはり不行届のあった伊東幾右衛門（御年寄、同第1位）、および三和六左衛門（御用人、同第3位）が、経貞へ謝罪したが許されなかったために、「御茶之間」へ出向いて女中於志津に面会し、「奥様」を介した謝罪を試みたのである。この「奥様」は、14年前の文化14年（1817）に近江膳所藩本多家6万石から輿入れした於雅（当時41歳）であろう。於雅はこうした申し入れについて、「心得違い」としながらも、幾右衛門と六左衛門の謝罪を経貞へ取り次ぐことを

引き受けている。このころ庄兵衛の役職は、「御髪懸り、御子様方御髪共」とあり、奥向きに関わる役職を兼帯しており（家中席次第14位）[史料14、高木 C1-3-23]、高木家における表の男社会と、奥の女社会の接点である茶之間で、そこに詰める女中と交際を深める条件は整っていたといえよう。高木家の男性家臣は、高木家に提出する起請文において、しばしば「御家の女に対し不義仕らざる事」を誓約させられており、江戸時代の武家におい

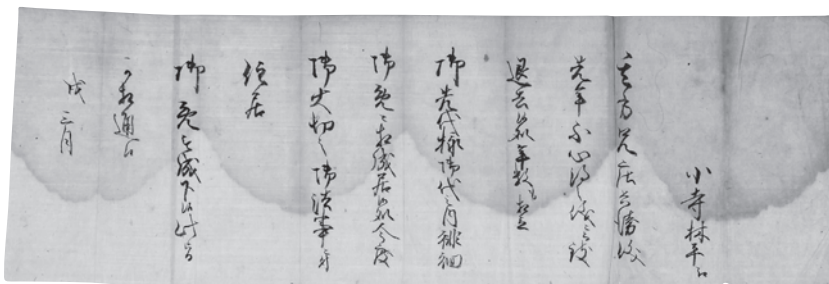
て、奥の女中衆と表の男性家臣団は、相互に隔絶されていたかのように語られがちだが、実際にはどのように協力しあいながら、江戸時代の武家社会を維持していたのか、今後の重要な検討課題である。

その後の庄兵衛については、次のような史料が小寺家と高木家に伝わる。



〔史料14〕

〔史料15、小寺25-93〕

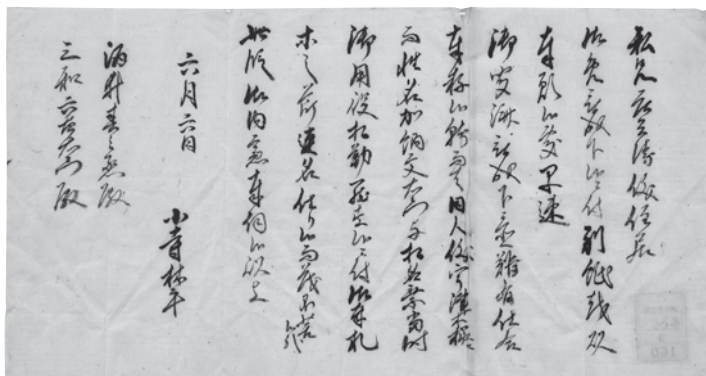


〔史料15〕

小寺林平江

其方兄庄兵衛儀、先年不心得之儀ニ而致退去候処、年数も相立、御先代様御代之内、徘徊御免ニ相成居候処、今度御大切之御法事ニ付、住居御免被成下候、此旨可相通候
戊三月

〔史料16、高木 C2-3-160 (小寺4-43下書)〕



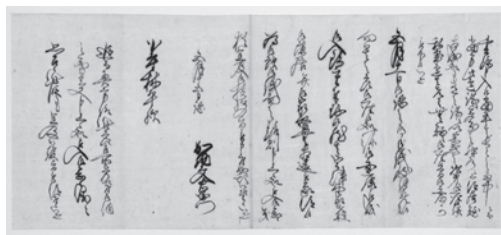
〔史料16〕

私兄庄兵衛儀、住居御免被成下候ニ付、別紙を以奉願候処、早速御聞濟被成下置、難有仕合奉存候、就而者、同人儀、宇津木様ニ而、性名加納文右衛門与相名乗、当時御用役相勤罷在候ニ付、御奉札等之節、連名仕り候而茂、不苦候哉、此段御内慮奉伺候、以上

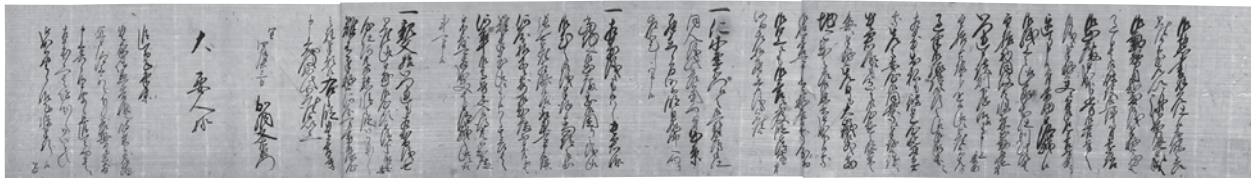
六月六日 小寺林平
酒井春之丞殿
三和六左衛門殿

この二つの史料は前後関係にあり、前者に戊年とある。林平が家督を継承した天保15年（1844）以後、明治以前の戊年は、嘉永3年（1850）か文久2年（1862）である。また、高木家領内の「徘徊」（立ち入り）を許した「先代様」は、庄兵衛の出奔当時の当主で、文久元年に死去した11代経貞であろう。つまり、庄兵衛は経貞生存中の文久元年以前に、高木家領の「徘徊」を許されたのち、出奔から30年を経た文久2年に、「御大切之御法事」、つまり経貞一周忌の法事を期して、高木家領での「住居」を許されたのであろう。すでに58歳となっていた庄兵衛は、高木家とも交際のある彦根井伊家の家臣、宇津木家の用人として、加納文右衛門と名乗っている。なお、小寺家文書中には、加納文右衛門の書状類が30点余り伝わっている（小寺4-248など）。また、高木家文書中には、高木家近習・大嶽要人宛で、高木家と宇津木家の縁談交渉に関わる天保9年（1838）閏4月付の加納文右衛門書状（高木 F10-1-92な）なども伝来している。すべて庄兵衛本人の同一筆跡とすれば〔写真4、5〕、天保3年の出奔から遅くとも6年後に、庄兵衛は、宇津木家人用として、出奔した主家と交渉していたことになる。

山奉行としてのつとめ 年譜にも記したように、平八郎は文政4年（1821）から山奉行を兼務し、甥の勇も、同8年から山奉行を兼務するなど、小寺家の高木家臣としての主要な任務の一つは、高木家所有の山林管理であつ



〔写真 4、加納文右衛門書状 小寺 4-248〕



〔写真 5、加納文右衛門書状、高木 F10-1-92 な〕

た。そうした小寺家の任務に関わって蓄積された古文書をいくつかみておこう。

〔史料17、小寺25-90〕

差上申御請書之事

一今般、幾利御山之内、西平下ろ式番割、字こしのへ谷より壺ノ谷北尾迄、壺ヶ所、代金拾四両貳拾三匁五分、同三番割、壺ノ谷北尾境宮ヶ小谷ろ細谷北之尾境迄、壺ヶ所、代金拾四両六匁、右式ヶ所、代金メ式拾八両貳分ト銀壺分、御山入之儀、当戊年七月ろ、来ル巳年六月迄、丸七ヶ年限、私共落札ニ付、御払被成下置、代金上納之儀者、金拾四両壺分、当戊十二月廿日上納、跡金、拾四両壺分、銀壺分之儀者、来亥七月十日上納被仰付、難有奉畏候、然ル上者、御山入中、第一火之元念之入、御境通急度相守、炭焼仕、猥り成儀堅仕間敷旨、被仰付、奉畏候、依之、御請書差上申処、如件

嘉永三庚戌年

堂ノ上村

七月

落札主

又次郎印

同 喜平印

嘉七

柳治

源蔵

文平

助四郎

元八

喜十郎

組頭 新蔵

加護役 久米治

庄屋 井口治右衛門

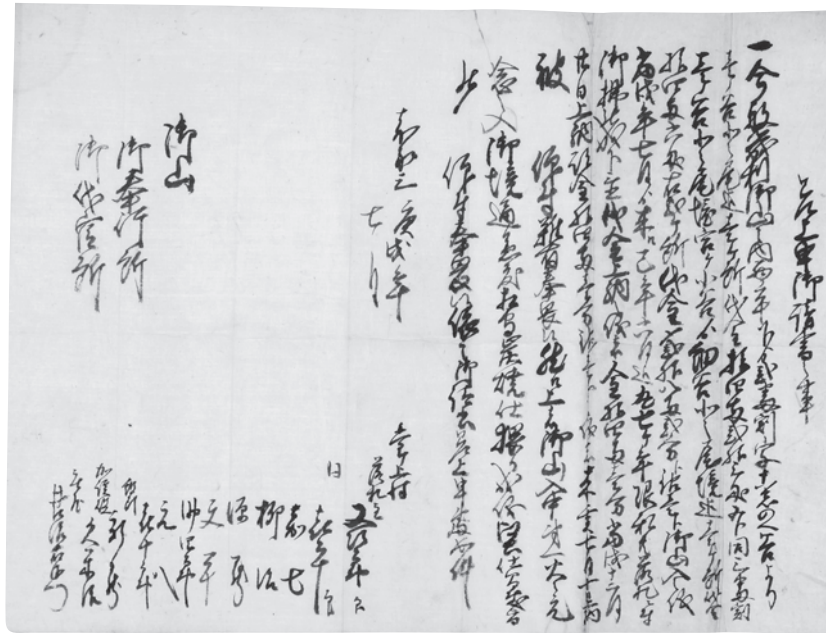
御山

御奉行所

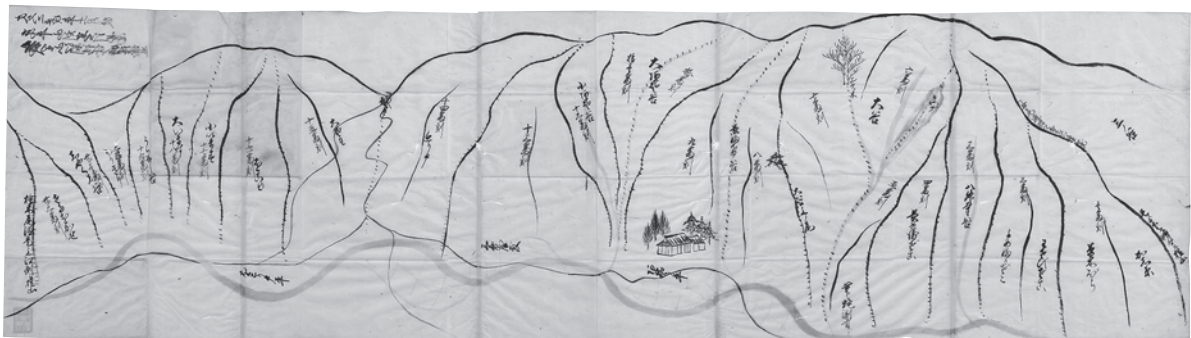
御代官所

嘉永 3 年 (1850) に、堂ノ上村の又次郎以下の者たちが、高木家領の北西、美濃と近江の国境に位置する幾利山内の特定の地割場所において、7 年にわたり炭焼きなどを行う権利を落札したので、合計 28 両余を高木家に上納し、火の元に用心することなどを誓約している。高木家には、この古文書とほぼ同文面で、印鑑が捺された正文 (高木 B10-1-77) や、文久 2 年 (1862) 時の「幾里山江州請境ろ時請境迄東平山割墨引図」〔史料 18、高木 B10-1-443〕など、幾利山の地割りの様子を示す絵図面が伝わっている。

次のような古文書もある。



〔史料17〕



〔史料18〕

〔史料19、小寺25-68〕

奉差上口書之事

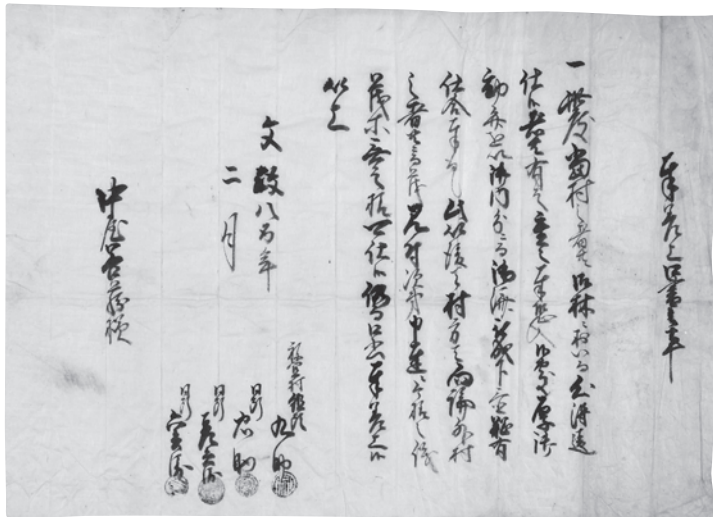
一此度、当村之者共、御林ニおい而心得違仕候者共有之、重々奉恐入候処、厚御勘弁を以、御内分ニ而御濟被成下置、難有仕合奉存候、此以後者、村方者勿論、外村之者共ニ而茂、見付次第申達シ、ケ様之儀 ^(毛頭カ) 茂等無之様可仕候、仍而口書奉差上候、以上

文政八酉年	祢宜村組頭	九助 (印)
二月	同断	忠助 (印)
	同断	彦兵衛 (印)
	同断	六兵衛 (印)

中屋善蔵様

文政8年(1825)に、祢宜村の者が「御林」で心得違いをしたが、「内分」に処理されたことを感謝し、以後同様のことがあれば必ず報告すると述べている。宛名の中屋善蔵は、同年前後の「土帳」に、足軽、山廻などと記載されており、山奉行小寺氏の配下であろう。この古文書は、印鑑が捺された正文で、さしあたり高木家文書中に関連文書は見あたらない。推測をたくましくすると、この一件は「内分」扱いとされたため、高木家に報告されることなく、正文は小寺家で管理されたものかもしれない。小寺家の山奉行としての権限を考えるうえで、興味深い史料といえよう。

高木家は、明治2年12月に、知行地とともに山林も上地(返上)しているが、翌年には「自身代料を以て買い



〔史料19〕

入れ候山」を「お下げ」になるよう出願している（高木 H2-2-78あ～う）。以後、同家の林業経営に関わる史料は、大正期にいたるまで継続している。高木家といえば川とのつながりが著名だが、山とのつながりも大変に深く、現在、荒廃が問題となっている山林、里山などの「地域環境史」を考える上でも、新たな手がかりを含んでいると考えられる。

2. 小寺家の経済基盤

これまで旗本家臣の経済状況について知ることは、多くの旗本家の史料が散逸していることもあって非常に難しい問題であった。また一口に旗本といっても、知行所を有する知行取の中でも、上は9000石台から下は10石台まで幅広い階層に分かれており（鈴木1971）、それぞれ家臣団の様子や、その経済状況についても多種多様であったと思われる。特に小寺家の主家である交代寄合高木家は、旗本が江戸在府を義務づけられている中で、知行所に居住し、参勤交代を行う特殊な家であった。

小寺家の給分 そのような高木家の、近世後期の家臣団への給分については、村々から代官の管理下で家中の者へ納米される形式のものと、米蔵と雑蔵より年間5度の支給が行われる切米形式の2つが存在し、後者については役料としての性格を持っていたことが既に指摘されている（原1962）。〔図表2〕は高木家文書に残されている分限帳から、近世後期から幕末期にかけて、小寺家が高木家より与えられていた給分をまとめたものである。

〔図表2、小寺家の給分〕

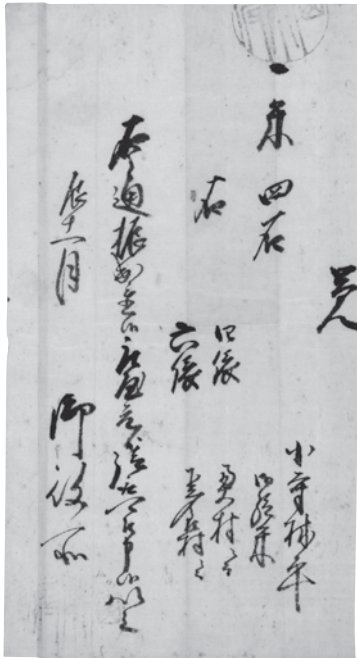
年号	名前	役名	給米(金)	手当	扶持方	合計	史料番号
天保5年4月	小寺平八郎	御側御用人格	4石4斗		2石8斗	7石2斗	高木C-1-1-1-あ
天保10年2月	小寺平八郎		4石4斗		2石8斗	7石2斗	高木C-1-1-2
天保12年11月	小寺平八郎	御側御用人格	4石4斗		2石8斗	7石2斗	高木C-1-1-3
	小寺林平	御側中小姓	1両2分	1分	1石8斗	1両3分と米1石8斗	
年不明	小寺平八郎		4石4斗		2石8斗	7石2斗	高木C-1-1-9-あ
年不明	小寺平八郎	給人格	4石4斗		2石8斗	7石2斗	高木C-1-1-10
嘉永5年3月	小寺林平	御側中小姓	6石(内2石4斗は借上)	金100疋(袴料)	2石7斗(内9斗借上)	8石7斗(実5石4斗)と金100疋	高木C-1-1-4-あ
	小寺寿楽 (小寺林平隠居)	元御側御用人格	1石8斗(内9斗借上)			1石8斗(実9斗)	
嘉永7年11月	小寺林平	御側御中小姓	3石6斗	金100疋(袴料)	1石8斗	5石4斗と金100疋	高木C-1-1-4-い
安政4年6月	小寺林平	御側御中小姓	6石(内2石4斗は借上)	金100疋(袴料)	2石7斗(内9斗借上)	8石7斗(実5石4斗)と金100疋	高木C-1-1-7

これによれば、小寺平八郎は納米形式による給米4石4斗、切米給付形式による扶持方2石8斗の計7石2斗、その子小寺林平は天保12年には給金・手当合わせて金1両3分と扶持方1石8斗が与えられ、平八郎が隠居してからは給米6石、扶持方2石7斗の計8石7斗と袴料100疋が与えられていた。また嘉永5年(1852)には隠居した平八郎にも、1石9斗の給米が与えられていたことが確認できる。しかし、この時期の高木家財政は、支出の肥大化や、天保3年(1832)の高木家屋敷焼失などの臨時出費によって多額の借財を抱える状況にあり、主家の財政状況の悪化は、林平たち家臣の給分にも影響を及ぼしている。林平の場合は合計8石7斗の内、2石3斗が高木家によって借り上げられていたことが確認できる（高木家C-1-1-4-あ、C-1-1-7）。実質的には5石4斗と

100疋が給分として与えられていたようである。

さて、以上のような高木家からの給分のうち、村々から小寺家へ納米されるものの受取について、高木家からの指示内容を伝えるのが次の史料である。

〔史料20、小寺3-420〕



〔史料20〕

覚

一米四石	小寺林平
	御給米
右	四俵 奥村二而
	六俵 下多良村二而
右之通振出置候、庄屋元ノ請取可被申候、以上	
辰十一月	御役所

上の史料では、小寺林平に対する給米4石のうち、4俵を多良郷奥村、6俵を同下多良村において各村の庄屋から受け取るように指示がなされている。このように、納米を受け取る小寺ら家臣たちには、〔史料20〕のような「覚」が発給され、高木家が指定した村から給米の納付を受けるよう指示されていたのである。ちなみに、高木家文書に残されている、明治元年（戊辰年）10月15日「御家中江御給米渡方御領分最寄り村方仕訳帳」（高木C-1-2-6）を見ると、〔史料20〕と同様に、小寺林平の給米4石のうち、4俵を奥村にて、6俵を下多良村にて受け取ることが記載されていることから、〔史料20〕は明治元年に作成されたものと推察される。

小寺家の土地所持 小寺家は高木家から給分を与えられる一方、領内において田畑を所持する高持でもあった。高木家家臣は長く在村し、文政8年（1825）にいたって家中への屋敷移転が命じられているが（前掲史料7）、

小寺家がどれほどの土地を所持し、耕作していたのかということも、家臣の土着性、経済基盤という観点から重要な問題だろう。次に掲げる史料は、兄小寺牧太から、寛政年中に分家した弟富五郎（平八郎）に渡された「田畑分地覚帳」の写である。

〔史料21、小寺25-95〕

（表紙）「享和二壬戌年

田畑分地覚帳

十二月吉日 加茂氏某」

田畑分地覚

沢道上

一田 壱ヶ所

此見米五升

武久屋敷地

一上畑貳畝貳拾歩

此高三斗貳升

定米壱斗三升三合

歩地次右衛門分

一中畑三畝七歩

此高三斗貳升三合三勺三才

定米壱斗三升四合貳才

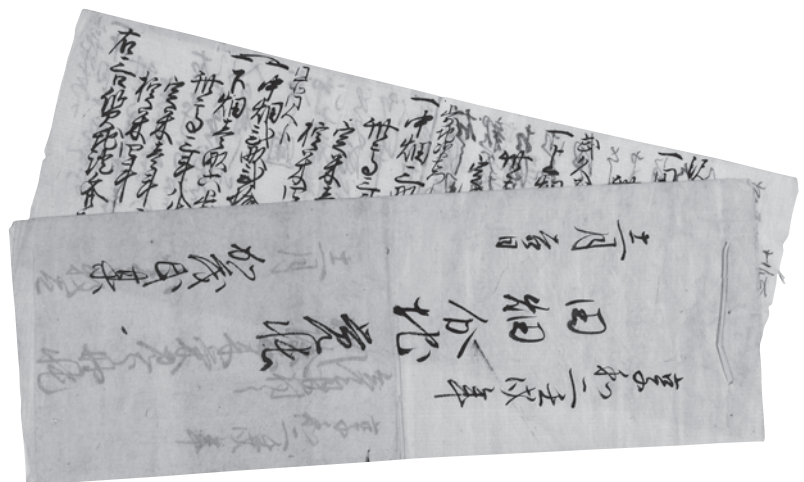
掬米四斗貳升

同所同人分

一中畑貳畝貳拾七歩

一下畑壱畝六歩

此高三斗八升六合



〔史料21〕

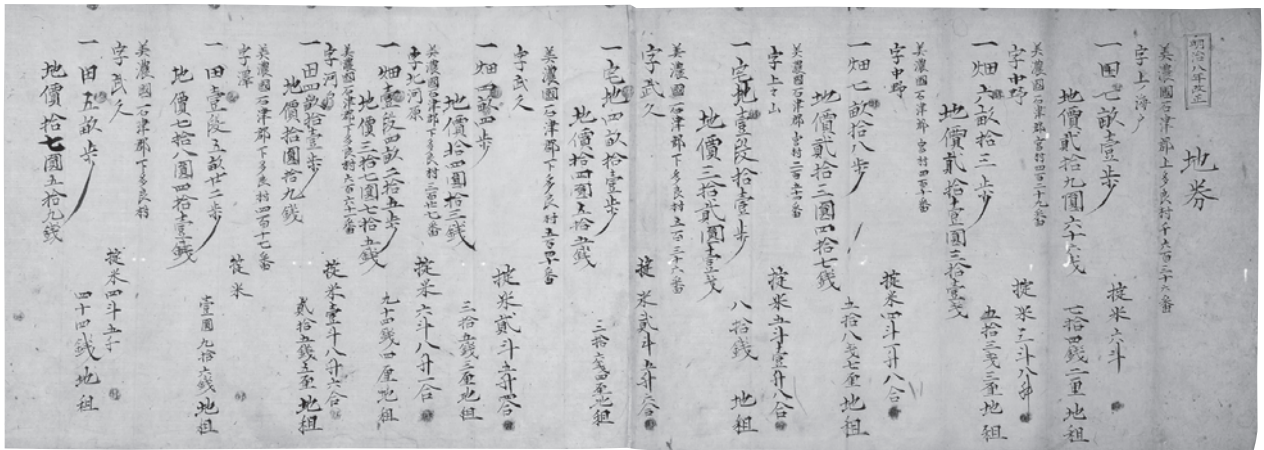
定米壹斗三升
掬米四斗
右三口質地証文共相渡ス
歩地次右衛門分
一中畑壹畝拾歩
此高壹斗三升四合
定米五升六合
右者、此方扣ニ者無之候得共、庄屋元ニ而ハ、此方へ入与有之候
右之通、
御亡君様御分ケ置被為成候通、帳面を以御渡申候、定納諸役御勤御引得可被成候、為後証如件
享和二壬戌年
十二月 小寺牧太 印
小寺富五郎殿

享和2年(1802)、前年の父助左衛門の死去をうけて、小寺富五郎には以上の土地が分与された。この帳面の中で「沢道上」の田地は単に1ヶ所とのみ記されており、またここに記されている土地が、当時の小寺富五郎の所持田畑全てとは断定できないが、少なくとも1段1畝10歩以上の田畑屋敷地を所持していたことは確かである。ここに書き上げられている土地について、「定納諸役」を勤めたうえで「御引得」するようにとあることから、高木家臣である小寺家が所持する土地に対しても、「定納諸役」が課せられていたことが確認できる。

享和2年以降、明治にいたるまでの小寺家の土地所持を総合的に把握できる史料がなく、高木家臣としての同家による土地所持の変遷は明らかではないが、明治8年頃における小寺家の土地所持を示す史料として、次の史料を掲げる。

[史料22、小寺25-110]

明治八年改正 地券
美濃国石津郡上多良村千六百三十六番
字上ノ海戸
一田七畝壹歩 掬米六斗
地価貳拾九円六十六銭 七拾四銭二厘地租
美濃国石津郡宮村四百二十九番
字中野 掬米三斗八升
一畑六畝拾三步 五拾三銭三厘地租
地価貳拾壹円三拾壹銭
美濃国石津郡宮村四百十番
字中野 掬米四斗一升八合
一畑七畝拾八歩 五拾八銭七厘地租
地価貳拾三円四拾七銭
美濃国石津郡宮村二百五十四番
字上之山 掬米五斗壹升八合
一宅地壹段拾壹歩 八拾銭 地租
地価三拾貳円壹銭
美濃国石津郡下多良村五百三十六番
字武久 掬米貳斗五升六合
一宅地四畝拾壹歩 三拾六銭四厘地租
地価拾四円五拾五銭
美濃国石津郡下多良村五百四十番
字武久 掬米貳斗五升四合
一畑四畝四歩
地価拾四円拾三銭 三拾五銭三厘地租



〔史料22〕

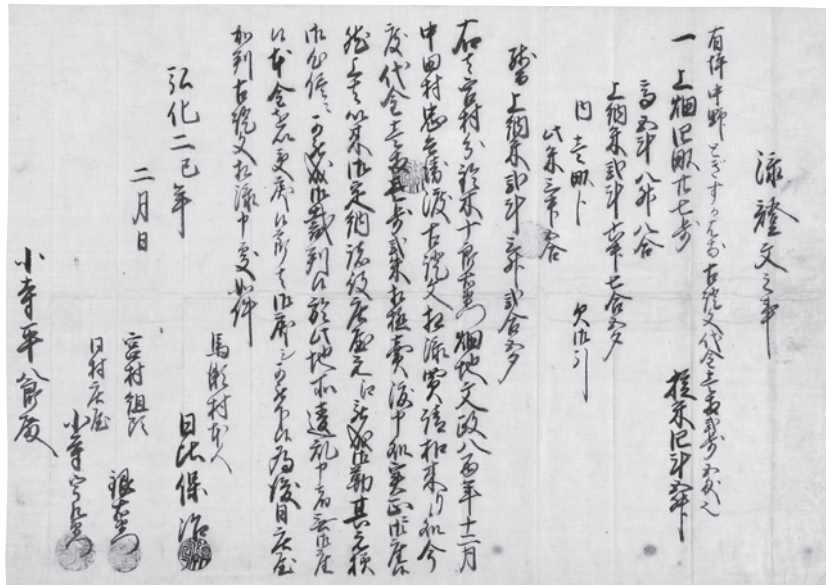
美濃国石津郡下多良村三百廿七番
 字北河原 掬米六斗八升一合
 一畑壹段四畝二拾五歩
 地価三拾七円七拾五銭 九十四銭四厘地租
 美濃国石津郡下多良村六百六十一番
 字河戸 掬米壹斗八升六合
 一田四畝拾壹歩
 地価拾円拾九銭 貳拾五銭五厘地租
 美濃国石津郡下多良村四百十七番
 字沢 掬米
 一田壹段五畝廿二歩
 地価七拾八円四拾壹銭 壹円九拾六銭地租
 美濃国石津郡下多良村
 字武久 掬米四斗五升
 一田五畝歩 四十四銭地租
 地価拾七円五拾九銭

〔史料22〕は、明治8年(1875)に小寺家が所持していた地券の内容を、まとめて控えておいたものと推察される。上の史料によれば、当時の小寺家は宮村・上多良村(江戸時代の榎原・猪尻・加毛脇・名及・堂上村)・下多良村に、田3段2畝4歩、畑3段3畝、宅地1段4畝22歩の合計7段9畝26歩の土地を所持していた。〔史料21〕に記載されている、享和2年段階の1段1畝10歩以上と単純に比較することはできないが、約70年の間に少なからず所持地の増加が見られたようである。ところで、〔史料22〕で確認することができる土地のうち、宮村字中野の畑地については、その移動履歴を小寺家文書によって確認することができる。

〔史料23、小寺25-64〕

添証文之事
 有坪中野とぎすかはな 古証文代金壹両貳歩五匁也
 一上畑四畝廿七歩 掬米四斗五升
 高五斗八升八合
 上納米貳斗六升七合五勺
 内壹畝歩 欠御引
 此米三升五合
 残而上納米貳斗三升貳合五勺

右者、宮村分鈴木十郎右衛門畑地、文政八酉年十二月、中田村忠兵衛渡、古証文相添、買請扣来り候処、今



〔史料23〕

度、代金壹両壹歩貳朱相極、売渡申処、実正ニ御座候、然上者、以来御定納諸役、庄屋元江被成御勤、其元様御心俣ニ可被成御裁判候、於此地所、違乱申者無御座候、本金を以、受戻候節者、御戻シ可被下候、為後日、庄屋加判古証文相添申処、如件

弘化二巳年	馬瀬村本人
二月日	日比保治 (印)
	宮村組頭
	銀右衛門 (印)
	同村庄屋
	小寺宇左衛門 (印)

小寺平八郎殿

小寺家では弘化2年(1845)に、馬瀬村日比保治より「中野とぎすかはな」の上畑4畝27歩を金1両1歩2朱で買い受けている。〔史料23〕にあるように、この土地ははじめ、鈴木十郎右衛門が所持していたものを、文政8年に中田村忠兵衛に売り渡し、さらに天保3年に忠兵衛から日比喜助に売り渡された土地であり、小寺家文書の中にそれぞれが土地を売り渡した時の「古証文」(小寺2-4、4-13)が残されている。また、後年に「本金」をもって請け戻すことができるとされていることから、売り渡すと言いつつも、実際は質地としての性格が強かった。

〔史料23〕の畑の場合は、結局請け戻されることなく小寺家が取得することになったのだろう。このように土地を買い受ける一方で、小寺家も田畑を手放すことがあった(小寺1-536、3-179、25-98)。こうした土地の売券状から、当時の小寺家が度々土地の売買、質入を行っていた様子をうかがうことができる。

給米と貢租負担 ここまで見てきた、高木家から与えられる給分と、小寺家自身が所持する土地が小寺家の経済基盤であったと考えられるが、次に給分の内、指定された村から納められる給米が、庄屋から小寺にどのような形で渡されたのかを見ていきたい。〔史料24〕は、村内に小寺家の田畑屋敷地があった、下多良村庄屋小寺武兵衛から小寺平八郎に提出された「覚」(年未詳、天保15年カ)である。

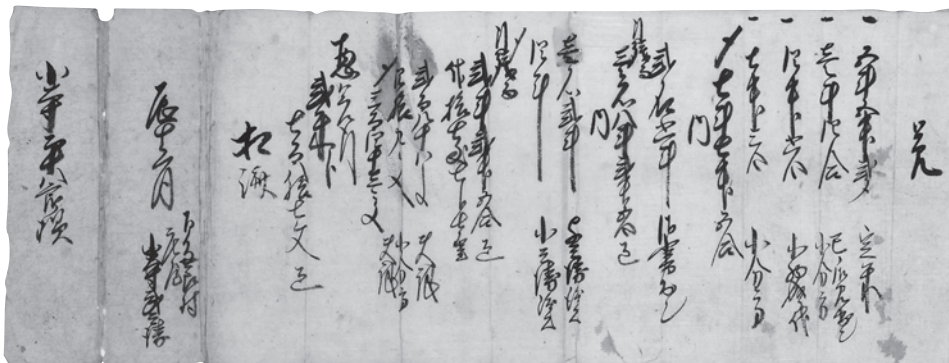
〔史料24、小寺3-520〕

覚	
一五斗五升貳勺	定米
一壺斗四合	巳ノ御見出シ小分方
一四升六合	小物成り代
一七升三合	小分方
メ七斗七升五合	

内
 式石六斗 御書出シ
 引残而
 壺石八斗式升五合過
 内
 壺石式斗 与兵衛渡ス
 四斗 小兵衛渡ス
 ✕
 引残而
 式斗式升五合過
 代拾七匁七歩七厘
 式百八十八文 夫銀
 四拾九文 小分方夫銀
 ✕三百四十壺文
 惣差引
 式朱ト
 七百八拾七文過
 相済
 辰十二月 下多良村
 庄屋
 小寺武兵衛
 小寺平八郎様

小寺家文書には、これと同種の史料が複数点残されているが、その記載様式は年によって変化が見られ、書き上げられる項目も一様ではない。ここに掲げた〔史料24〕の場合、まず「定米」「巳ノ御見出シ小分方」「小物成り代」「小分方」の4項目の合計が7斗7升5合となっているが、この7斗7升5合は村内に田畑を所持する小寺家が負担すべき貢租の合計であろう。この内「小分方」とあるのは、小作人が耕作している土地に賦課されるものと考えられる。北摂津に一円的な知行所を有していた旗本能勢氏の家臣能多氏も、領内に屋敷田畑を所持する高持であり、近世後期には数人の小作人と多くの奉公人を抱えて手作も行ってたとされる（森1960）。「定米」と「小分方」が区別されて記載されていることから、「定米」については小寺家が手作をしていた田畑からの徴収分と思われるが、詳細については不明である。

さて、合計7斗7升5合の徴収にあたって、下多良村においては小寺家へ納めるべき給米2石6斗から7斗7升5合を差し引き、さらに残った1石8斗2升5合から、与兵衛・小兵衛に計1石6斗を渡している。同種の史料においても同じように、1人～3人に対して米が渡されていることを確認できる。例えば（小寺2-76）の場合、惣兵衛・伊佐五郎・瀬兵衛の3人に各4斗ずつ渡されている。彼らに米が渡されている理由について、先の能多氏の事例を参考にするならば、小寺家の田畑耕作を請け負った者に対する扶持とも想像されるが、今後検討すべき問題である。最後に残り2斗2升5合を換銀して夫銀を支払い、結果この年は2朱と787文が残る計算となって



〔史料24〕

いる。以上のように、所持田畑の貢租負担は、庄屋の元で給米から差し引く形で納めていたのである。

庄屋による立替え こうして、庄屋のもとで給米と貢租やその他の支出が計算されていたのであるが、〔史料24〕のように、給米のみでは全ての負担を賄いきれない場合も存在した。例えば、午12月付「覚」（小寺3-522）では、給米2石4斗から、「定米」7斗7升5合と与兵衛・弥五郎兩人に渡す1石7斗を差し引いた時点で7升5合の不足が出ており、さらに前年不足分を合わせた夫銀370文を引いて、「忒朱ト百四十六文不足」という結果になっている。以上のような場合、庄屋がどのような措置をとるのか。やや状況は異なるが次の史料で見てみたい。

〔史料25、小寺3-528〕

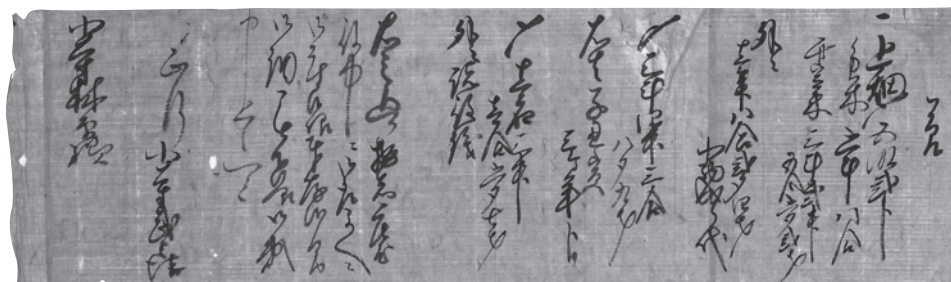
覚
一上畑 五畝貳歩
分米 六斗八合
此定米 三斗貳升五合六勺貳才
外ニ壺升八合貳勺四才 小物成り代
メ三斗四升三合八勺九才
右者子丑寅三ヶ年分
メ壺石三升壺合六勺七才
外ニ諸役銭
右之通り、拙者庄屋役中ニ御取かへニ御座候様奉存候間、御調可被下候様、御頼申上候、以上
正月 小寺武兵衛
小寺林平様

〔史料25〕は、上畑5畝2歩の「定米」と「小物成り代」の合計3斗4升3合8勺9才の3ヶ年分、しめて1石3升1合6勺7才と諸役銭を、小寺武兵衛が庄屋役を勤めていた時に立替えたはずなので、小寺家でも調査してもらうように依頼する内容となっている。前後の事実関係は不明であるが、時には庄屋によって、小寺家の負担分が立替えられていたことがこの史料から明らかである。

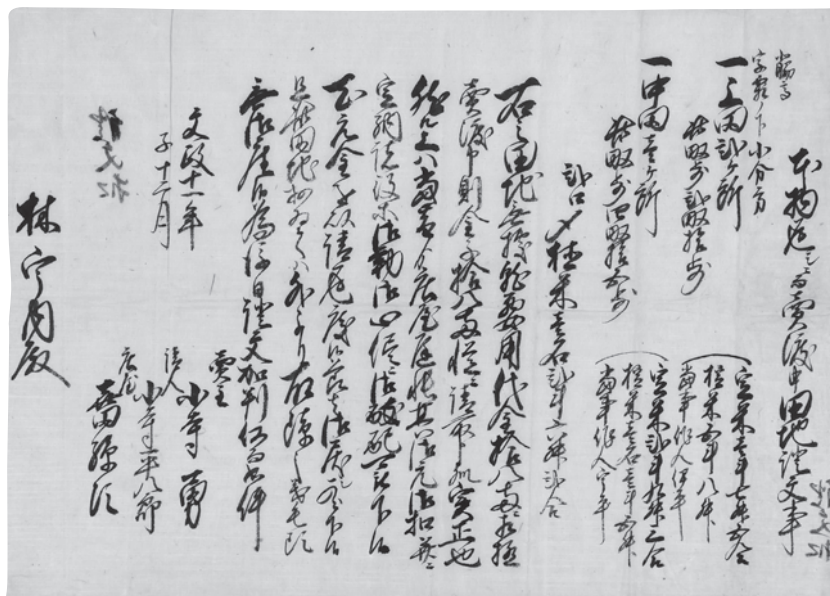
小寺家の田畑耕作 ところで、先に〔史料24〕を紹介した際、小作と手作による田畑耕作の可能性を示したが、小寺家文書の中には、親類であり、同じ高木家臣の家において、小作による田畑耕作が行われていたことを示唆する史料が残されている。

〔史料26、小寺25-85〕

（端裏）「証文扣」
本物返シニ而売渡申田地証文事
北脇高
字霜ノ下小分方
一上田貳ヶ所 定米壺斗七升五合
此畝歩貳畝拾歩 掬米五斗八升
当事作人伊平
一中田壺ヶ所 定米貳斗九升三合
此畝歩四畝拾五歩 掬米壺石壺斗五升
当事作人宇平



〔史料25〕



〔史料26〕

式口ノ徳米壺石式斗六升式合

右之田地、無扨就要用、代金拾八両ニ相極売渡申、則金子拾八両髓ニ請取申処実正也、然ル上ハ、当春庄屋庭帳、其御元御扣、并ニ定納諸役等御勤、御心俣ニ御配可被下候、尤元金を以請返度候節者、御戻シ可被下候、且此田地おゐてハ、外より故障之義毛頭無御座候、為後日、証文加判、仍而如件

文政十一年 子十二月 賣主 小寺 勇
 請人 小寺平八郎
 庄屋 喜田孫次

林宇内殿

上の史料は、小寺平八郎の甥にあたる小寺勇が、当時時・多良代官を勤めていた林宇内に、「北脇村字霜ノ下小分方」の上田2ヶ所、中田1ヶ所を金18両で売り渡した時の証文である。端裏には「証文扣」とあり、請人となっていた小寺平八郎が控として書き写したものと考えられる。この時小寺勇が売り渡した「小分方」の田地は、上田については「伊平」が、中田は「宇平」がそれぞれ作人として耕作していたことが分かり、小寺家においても同様に、作人に耕作を行わせていたことが想像される。

高木家主従と講 江戸時代には村落共同体における相互扶助を目的として、あるいは寺社や大名・旗本が財政維持を目的として、様々な規模で頼母子講が組織されていたが、これは高木家領内においても同様であった。例えば天保2年の持寄融通講は、高木家を講元、柏原宿の吉村佐八郎、松浦久作らを世話方として組織されたものである。参加者は高木家家臣、高木家役所、東高木家役所、領内の寺院、村役人、村、大垣や高田などの出入商人、高木家の親類などであり、借入金返済などの財政上の必要性から組織されたものとされている（『高木家文書目録』巻5）。

このように高木家が講元となる場合の他に、高木家役所が講の参加者として、金を落札することもあった。

〔史料27、高木 G-6-1-63〕

(包紙)「証文 壺通西様」
 頼母子講落金預り申証文之事
 一金式拾両也 落金
 此引当

収納米五拾俵 北脇村収納之内ニ而

右者、此度講金落鬮ニ相成、書面之通髓ニ預申処、実正明白也、然ル上ハ、来申年ヲ卯年迄、年々七月五日会席江、銀百七拾匁宛、無相違掛出可申候、万一日限相滞候節者、引当収納米を以、村方加判之者江引請、無遅滞掛出、御連中江少茂御苦勞相懸ケ申間敷候、為後日、預リ金証文加判、仍而如件

安政六 預り主

未七月 西陣屋用所

渡辺佐次右衛門

三輪孫六郎 (印)

引請人

北脇村庄屋

小寺与兵衛 (印)

組頭

喜田幸蔵 (印)

証人

小寺武兵衛 (印)

上原村

三輪忠右衛門殿

講請衆中

〔史料27〕は上原村三輪忠右衛門頼母子講において、高木家役所が金20両を落札した時の預り証文である。安政3年(1856)・慶応2年(1866)の「御家中士帳并御役附」(高木家C-1-3-28、29)によれば、前者では御側御中小姓として、後者では近習として三輪忠右衛門の名前を確認することができる。

〔史料27〕にもあるように、講の参加者は落札したらそれで終わりではなく、参加者全員が金を受け取るために、その後も掛金を払い続ける義務がある。この三輪忠右衛門講の場合、高木家役所は今後7年間、講会が開かれる7月5日に銀170匁を払い続けることになっており、北脇村収納米のうち50俵を、その担保として指定している。

さて、先にも述べたように高木家家臣も講会に参加していたが、小寺家も複数の講に参加していたことが小寺家文書によって確認できる。〔図表3〕は、同文書に残されていた講金預り証文の一覧であるが、例として①の〔史料28〕を紹介したい。



〔史料27〕

〔図表3、小寺家文書講金預り証文一覽〕

	年代	標題	講名	作成	宛名	落札金額	質物	史料番号
①	天保4年2月24日	預り申講金之事	正覚院頼母子講	預り主小寺平八郎、請人小寺勇、庄屋三郎兵衛	正覚院講請衆中	金5兩	字沢、田1ヶ所（定米8升、掬米6升）	小寺25-96
②	弘化3年3月	預り申頼母子講金之事	正林寺頼母子講	預り主小寺林平、請人小寺勇、庄屋下多良村小寺武平	林宇内、喜田孫次	金2朱1分、銀5匁	字沢、田1ヶ所（定米8升、掬米6斗）	小寺3-186
③	弘化4年3月28日	預り申講金之事	平塚習殿頼母子講	預り主小寺林平、請人小寺勘兵衛、下多良村庄屋小寺武兵衛	平塚習殿講請衆中	金2兩2分	字沢、田1ヶ所（定米8升、掬米6斗）	小寺3-185
④	慶応2年11月	預り申頼母子講金之事	三輪作右衛門殿頼母子講	本人小寺林平、請人小寺勇之助、庄屋小寺与兵衛	三輪作右衛門殿講請衆中	金3兩1分	字歩行地、中畑（高2斗9升、定米1斗2升2匁、掬米4斗）	小寺3-183

〔史料28、小寺25-96〕

預り申講金之事

一金五兩也 落札金也

右者、正覚院頼母子講落札ニ付、書面之通り儘ニ預り申候処実正明白也、然ル上者、来ル秋会ヲ満講迄、銀拾八匁七歩五厘ツ、会日限ニ可致出銀候、右質物とし而、

字沢

一田壹ヶ所 定米八升
掬米六升

右之通、質地書入置候間、万一本人不埒之義出来候ハ、右之徳米を以、請人ヲ急度相掛ケ可申候、為後日、請人加判、仍而如件

天保四年

巳二月

預り主

小寺平八郎

請人

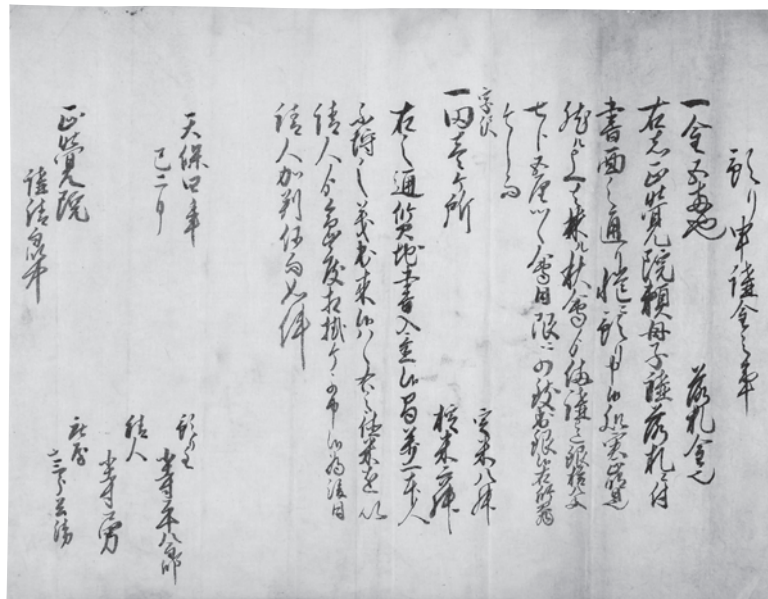
小寺勇

庄屋

三郎兵衛

正覚院

講請衆中



〔史料28〕

〔史料28〕は、正覚院頼母子講において小寺平八郎が、金5両を落札した際の預り証文である。正覚院は、高木家領多良郷羽賀原村の真言宗寺院である。先の〔史料27〕と同様にまず落札金額が記され、満講にいたるまで銀18匁7分5厘を会日ごとに銀することが約束されている。高木家役所の場合は、掛銀の質物として知行村の収納米が指定されていたが、小寺家の場合は所持する田畑を質物として書き入れていたことが、この史料や〔図表3〕から確認することができる。中でも「字沢」の田は①②③において質物となっていた。

なお高木家文書には、正覚院講の掛金受取を記録した帳面がある（高木家文書 G-6-1-7）。この帳面には文政11年7月の初回から、天保12年4月2日の26会目までの講掛金請取が記録されている。〔史料28〕にあるように、小寺平八郎が5両を落札したのは「巳ノ二月廿四日」に開催された10会目であったと推定される。また、このような帳面が残されていることから、高木家も同講に加入していたと考えられる。

さらに、作成年次は未詳ながら正覚院講の「仕様帳」も高木家文書に残されており、以下のように規定されている

〔史料29、高木 G-6-1-148〕

- 一 会日之儀者、壹ヶ年兩度宛無相違相勤、十五ヶ年満講之事
- 一 従御公儀、金子御吹替等被仰付候共、只今文金之割を以、無相違、急度相勤可申候事
- 一 落口之儀者、壹兩ニ付金貳拾兩、但シ初会乃御連中江落口ニ相成申候、尤年限長之儀ニ候ハ、質物一倍御書入之事
- 一 落札之節、思召相叶候ハ、不寄多少御^{〔寄〕}奇進被成下候ハ、永代帳面書印可申候事
- 右之通り、仕法帳御披見被成下、御加入候様奉願上候、尤引請肝煎

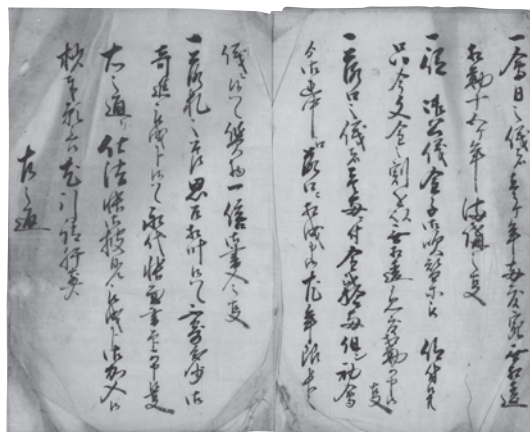
左之通

講元

正覚院

肝煎

ここには、講会を年2会、15ヶ年で満講とすることや、幕府によって金の改鋳が行われても、講を開始した時の相場で講を行っていくこと、落札額は1両につき金20両で、年限が長いために質物を書き入れること、落札した時には正覚院に寄進をすることが求められている。この規定から〔史料29〕における正覚院講は、講元となっている正覚院が、堂舎修復などの費用捻出の一手段として開催したものだったことが想定される。おそらく〔史料28〕における正覚院講も同様であったと思われるが、こうした講を開催するにあたって高木家や、小寺家などに、作成した仕法帳を見せて加入を呼びかけたのである。



〔史料29〕

なお、〔図表3〕③の平塚習は東高木家家臣、④の三輪作右衛門は高木家家臣で、安政2年「御家中土帳并御役付」（高木家 C-1-3-29）では御台所役となっている。このように家臣が講元となっている場合、彼らの相互扶助としての性格を有していたと想像される。

3. 小寺家伝来の高木家文書

小寺家における文書蓄積 小寺家文書全体で、もっとも古い年次の史料は、文明9年（1477）付〔浄土真宗の報恩講に関する書付〕であり、寛文5年（1665）以後の書籍類などが続く。いずれも、現在の小寺家初代である明和8年（1771）出生の平八郎以後、何らかの経路で、現在の小寺家の所有に帰したものであろう。

このように、所蔵者の活動と直接関わらない古文書類の伝来自体は、さほど珍しいことではないが、小寺家文書の特徴は、本来であれば主家高木家に伝来すべき古文書が、少なからず混在している点にある。もちろんこうした混在は、最近生じたものではなく、高木家文書と小寺家文書が、長期にわたり、相互に連動しながら蓄積されてきたことを示しており、それ自体、貴重な歴史的情報である。混在状況の総体をつかむ手がかりを得るために、以下、小寺家文書の中に混在している「高木家文書」の代表例を、いくつか見ておこう。

〔御家中士帳并御役附〕 小寺家には、高木家臣団の名簿にあたる「御家中士帳并御役附」（以下「士帳」と略称）が6点伝わる〔史料30、小寺25-149～154〕。

表紙の年次や記載内容から、高木家伝来の「士帳」との相補関係をまとめてみると、〔図表4〕のようになる。高木家伝来の「士帳」は、No1が最も古く、No14以後、幕末期まで伝来しているが、小寺家伝来のものは、平八郎が新たな分家を立てた享和2年（1802）前後を中心とした、比較的古い時期のものを中心とする。高木家伝来の「士帳」と比較してみると、表紙の年次等は違っていても、ほぼ同年かつ同内容のものが目立ち、小寺家伝来の「士帳」にのみ確認できる情報はほとんどない。つまり、高木家は「士帳」を意識的に管理しており、重複する不要部分のみ、同家で蓄積する必要のない文書として選別・排除したのち、おそらく良質な料紙として、小寺家の手に渡し、現在に伝わっているのではないかと推察される。

真宗門徒の禅宗受容 つぎに掲げるのは、家康の重臣酒井忠次の五男で、西高木家6代新兵衛貞則の実父である幕府旗本の酒井忠知が、西高木家5代の権右衛門貞勝に出した書状である。

〔史料31、小寺25-134〕

尚々因侍者無事ニ参着候間、可心安候、以上

書状令披見候、然者、其地無別条、新兵衛初兄弟共息災之由、満足申候、鹿王院も、今日因侍者同道にて、爰元へ路

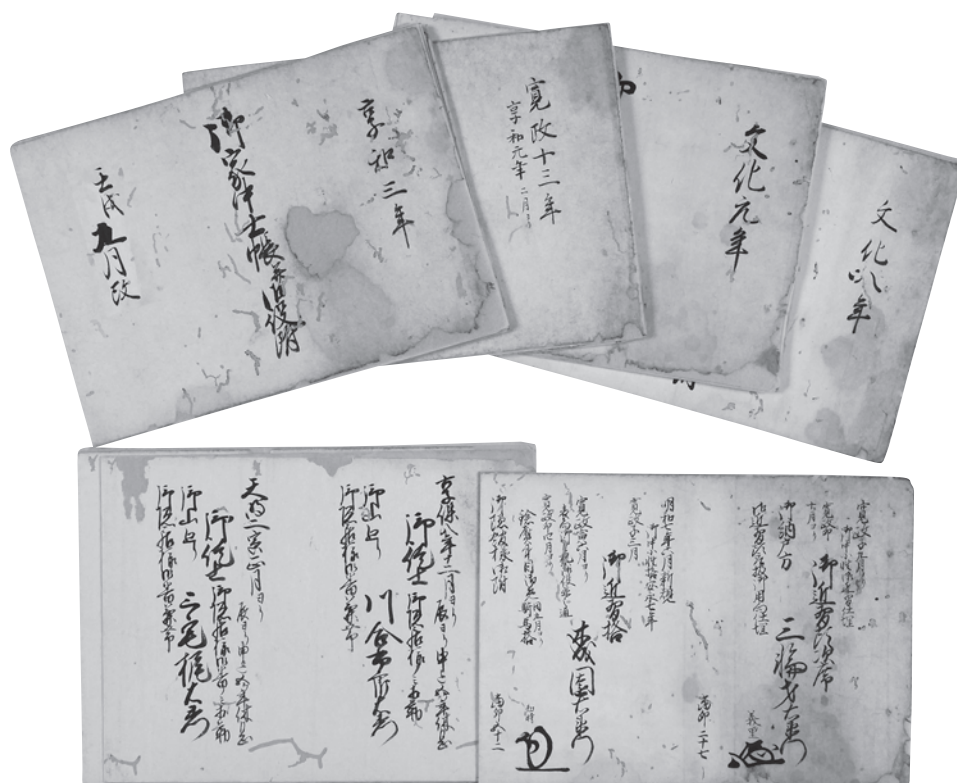
次無事ニ参着、一段息災ニ候間、可心安候、久々ニ而逢、満足申候、殊之外盛人之事と、此由兄弟中へ相心得可被申候、猶期後喜之時候、謹言

酒自楽

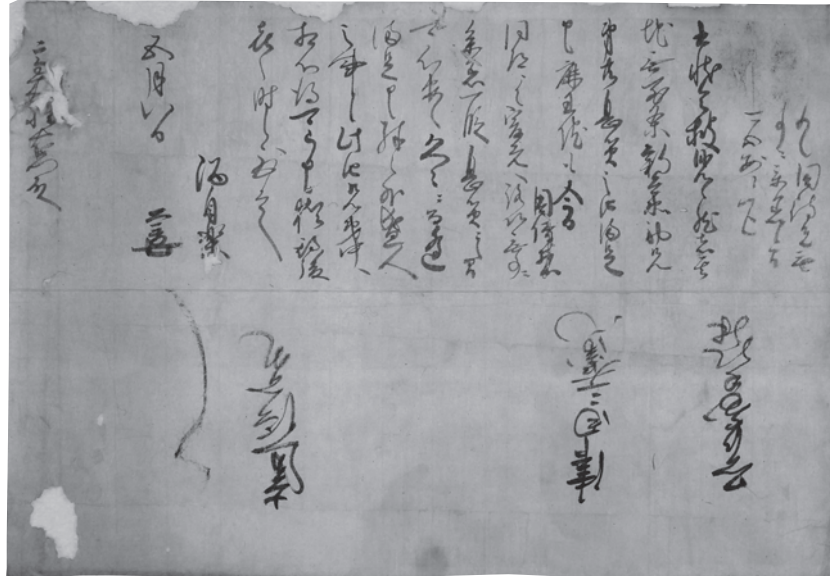
五月八日 忠知（花押）

〔図表4、高木家・小寺家伝来士帳の相補関係〕

No	年代	史料番号
1	1785（天明5）	高木 C1-3-1
2	1793（寛政5）以前か	小寺25-154
3	1793（寛政5）	高木 C1-3-2
4	1795（寛政7）	小寺25-149
5	1800（寛政12）	高木 C1-3-3
6	1801（寛政13）	小寺25-150
7	1803（享和3）	高木 C1-3-4
8	1803（享和3）	小寺25-151
9	1804（享和4）	高木 C1-3-5
10	1804（文化1）	小寺25-152
11	1807（文化4）	高木 C1-3-6
12	1810（文化7）	高木 C1-3-7
13	1811（文化8）	小寺25-153
14	1813（文化10）	高木 C1-3-8



〔史料30〕



〔史料31〕

高木権右衛門殿
(下部の後筆は翻刻省略)

貞勝は寛文11年(1671)9月に死去、忠知は延宝4年(1676)11月に死去しているので、この書状は、寛文11年5月以前に、6代新兵衛貞則の実父から養父に出された親類間の交際を示す書状である。西高木家6代当主の実父の書状は、本来、大切に保管されるべきもののように思われるが、いったん破棄されて、建具の裏貼などに転用された跡がある。そののち、何らかの経緯で、小寺家の所有に帰したものであろう。

内容は、鹿王院の住職が、因侍者を同道して、忠知のもとへ無事到着したというものである。因侍者とは、貞則の子、つまり忠知の孫、衛貞のことではなかろうか。五郎左衛門衛貞は、寛文2年の出生で、京都の天龍寺鹿王院に入るが、延宝8年(1680)に兄貞長が死去したため還俗し、元禄10年(1697)に西高木家7代当主となっている(寛政譜)。

高木家は、本来、信長に抵抗した長嶋一揆に連なる真宗門徒だが(猪子文書)、享保14年(1729)に8代貞輝(7代衛貞の弟)は、禅宗系の菩提寺として正林寺を創建しており(高木 K1-1-16)、寛延3年(1750)以後伝存している御用日記をみると、鹿王院との継続的な贈答関係を確認できる。こうした高木家の禅宗傾倒は、酒井家から養子を迎えたことが大きく影響していることをうかがわせる史料である。

キリシタン取締政策に呼応 江戸幕府は、島原の乱後の寛永17年(1640)に宗門改役を設置し、寛文4年(1664)には諸藩にも毎年宗門改を実施するよう命じ、寛文11年までには宗門改帳が整備されたという。次に掲げる史料は、こうした幕府の宗門改政策に関連している。

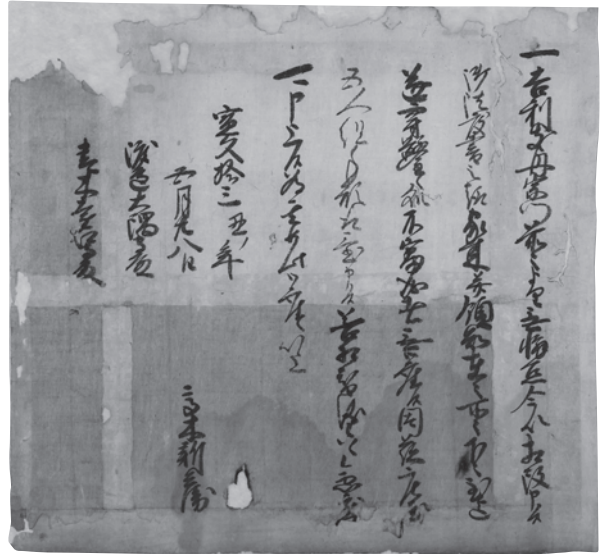
〔史料32、小寺4-187〕

一吉利支丹宗門、前々より無懈怠、今以相改申候、御法度書之趣、家来并領知在々所々下々至迄、遂穿鑿候処、不審成者無御座候、因茲、庄屋五人組手形取置申候、若相替儀候ハ、急度可申上候、為其如此御座候、以上

寛文拾三丑ノ年
五月廿八日 高木新兵衛
渡辺大隅守様
青木遠江守様

この史料は、写しか控えとみられるが、西高木家6代新兵衛貞則の差出で、宛名の青木茂綱(義継)は寛文11年2月から、渡辺綱貞は寛文13年1月から、それぞれ幕府の宗門改となっている。高木家は早い段階から、幕府のキリシタン取締政策に呼応していたことを示す。高木家文書では、同様の文書が〔宗門改証文〕の文書名で、

下書きも含めて4点残っているが、全て寛政11年（1799）以後のものである。なぜ、寛文13年という飛び抜けて古い〔宗門改証文〕が、現在は小寺家に伝えられているのであろうか。この古文書もまた、明らかに、建具の裏貼りなどに転用されていた跡がある。高木家では、〔宗門改証文〕は、ほとんど同文言の形式化した文書として、積極的、系統的に保存されず、建具の裏貼りなどに転用されたのち、やはり小寺家が何らかの経緯でこれを入手し、貴重な古文書として保存したものでなかろうか。



〔史料32〕

幕府要人等の書状 次にみるのは、8代将軍吉宗の側衆・有馬氏倫（生没1668－1735）の年賀返礼状である。

〔史料33、小寺15-301-2〕

御札令拝見候、改年之御慶、重畳申納候、公方様、大納言様、益御機嫌克被成御座、年始之御規式、如御嘉例相済被申、恐悦之旨、尤之御事候、将亦、弥御堅固御越年之由、珍重存候、為御祝詞預示、辱存候、恐惶謹言

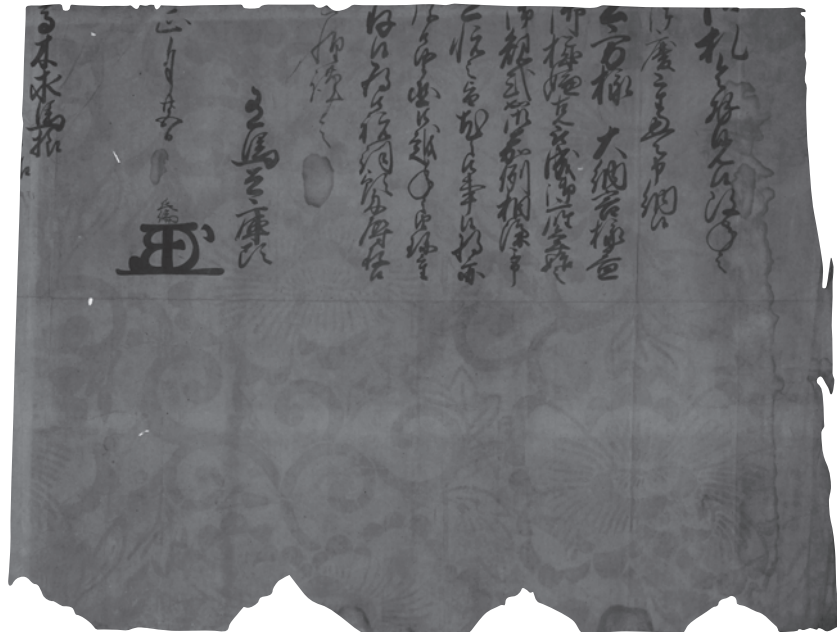
有馬兵庫頭

正月廿五日 氏倫（花押）

高木求馬様

御報

注目されるのは、第一に、この文書もまた、裁断して建具の裏貼りなどに転用された跡があり、あきらかに一旦破棄されていること、第二に、宛名が小寺家の主家である西高木家とは別家の、北高木家8代当主・求馬允貞（生

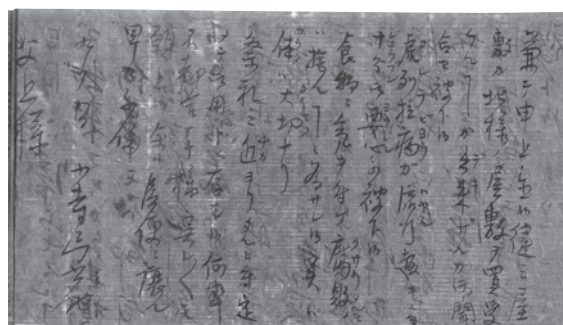


〔史料33〕

没1696-1753) となっていることである。小寺家文書の中には、同じく、北高木家当主求馬宛の年賀返礼状として、太田備中守資晴(幕府若年寄、生没1695-1740)と、増山河内守正任(伊勢増山藩主、生没1679-1744)の書状も伝来している(小寺15-301-3. 4)。では、西高木家臣であった小寺家に、こうした北高木家宛の幕府要人等の書状が伝来しているのは、なぜであろうか。

小寺弓之助の歴史への関心 明治期の小寺家の当主・弓之助は、明治23年(1890)9月に、父・林平宛の書状で、「北様屋敷ヲ買受ケルコトガ出来ザルカ」と述べ、北高木家屋敷の購入を検討している〔史料34、小寺24-236〕。実際にも、現在の北高木家屋敷地は、小寺家の所有である〔写真6〕。また、弓之助は、自家の先祖に関する古文書を整理・考察し〔史料35、小寺27-1-1〕、岐阜県学務部が昭和3年(1928)に発行した『岐阜県史蹟・名勝・天然記念物調査報告書』で、「多良西高木家陣屋跡」について証言するなど、高木家や小寺家をめぐる歴史に深い関心を示している。こうした事実関係を総合すると、断定はできないものの、北高木家屋敷を購入した弓之助らは、建具の裏貼から北高木家当主宛の書状類を見出し、貴重な古文書として保存を計ったとも考えられる。

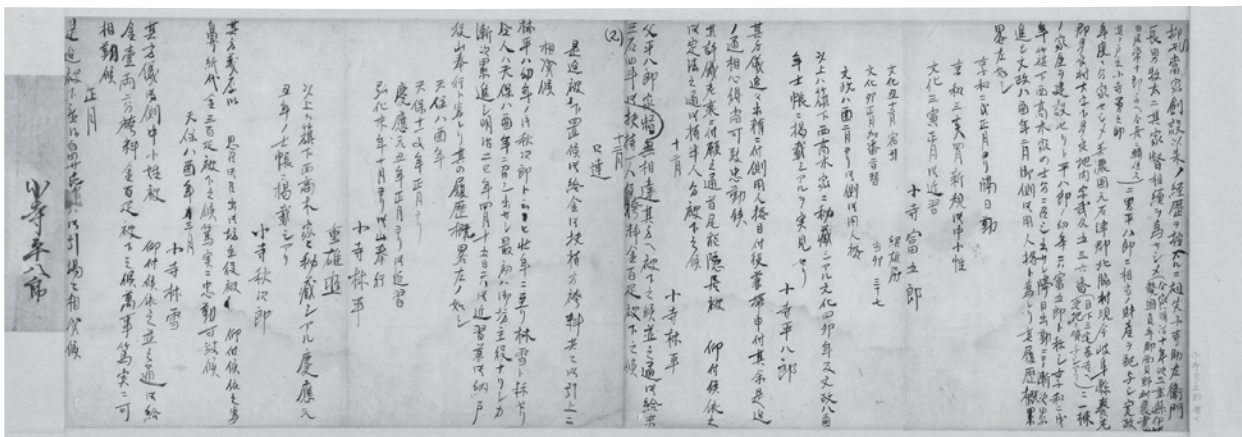
なお、今回の小寺家文書の整理では、調査着手時点の文書秩序を重視して、仮に1~28の箱に分け、「箱番一文書番(一枝番)」の整理番号を付与している。その中でも、江戸時代の古文書は、多く3箱、4箱、25箱に偏在しており、幕府要人、尾張藩、大垣藩と西高木家の交際を示す書状類を含んでいる。これに対し、上述の北高木家関連の史料は、15箱内に伝わる。つまり、今回の文書調査に着手する段階で、北高木関係の史料は、他の江戸時代古文書とは別々の「かたまり」だったのである。したがって、上記の北高木家関係文書を入手したのが、仮に明治期の弓之助だったとしても、他の高木家文書も同様の伝来経緯であったとは限らない。いずれにせよ、小寺家文書が高木家文書と連動しながら、どのように蓄積されてきたのかを知るには、文書の伝来秩序や、近現代の小寺家の状況を知ることが、かなり重要な意味を持つ。高木家・小寺家主従は、明治維新以後の激動の時代を、どのように生き抜いていったのか、章を改めて、基礎的な事実を確認してゆきたい。



〔史料34、部分〕



〔写真6、旧伊勢街道と北高木家屋敷跡(右手)〕



〔史料35〕

II 高木家主従の幕末維新

第II章では幕末維新期の高木家主従の動向として、幕末の軍制改革、王政復古後の高木家の対応、秩禄処分と主従関係の変遷という三テーマを取り上げた。

幕末期の海防をめぐる情勢の変化のなかで内陸にあった高木家でも軍事への意識が芽生え、西洋流砲術の積極的導入と大砲・洋式銃器類の製作などに取り組み、それはやがて陣容に変化をもたらした。軍制面から高木家の新しい時代への対応をここにみる事ができる。

明治維新後、高木家は帰順旗本として上京し、高木三家固有の役務であった川通御用と間道守衛の継続および本領安堵に向けて主従たちは奔走する。しかし、新政府による旧旗本層の再編政策のなかで、明治2年(1869)12月の上地と禄制改革により高木家の領主権は否定され、三当主は士族に、家臣たちは平民へと編入される。その後高木家では「御家之士籍」を望む家臣たちへ扶持米を支給して主従関係は保たれるが、やがて秩禄処分の進行とともに俸禄も打ち切れ、主従関係の解体を迎えることになる。

1. 西高木家における幕末の軍制改革

嘉永2年(1849)以前における軍事への意識 寛政期に入ると日本近海にロシア船をはじめとした異国船が出没するようになってくる。そのような状況に対応するため、幕府は寛政3年(1791)9月に異国船の漂着時には、従来通り船を臨検した上で長崎に護送し、もし乗組員がそれを拒むようならば、切り捨てたり、召し捕らえたりせよとする異国船取扱法を定めた。そのような中、翌4年にロシアの使節ラクスマンが根室に来港し江戸での交渉を求めたが、幕府はこれを許さず長崎での交渉ならば受け入れるとして入港証である信牌を与えた。結局、ラクスマンは長崎には向かわず帰国した。

この事件により幕府は江戸湾が無防備であることを問題視すると共に、各地での海防もさらに強化する必要性を認識するようになる。そこで、幕府は江戸湾の防備を強化すると共に、海岸線に領地を持つ大名に対して海防計画を作成して提出するよう求めている。その後、天保13年(1842)には海防計画を作成し報告すべき対象を海岸線に領地を持つ大名のみならず旗本・寺社にまで広げるとともに、内陸の藩を沿岸への後詰(援軍)または江戸表の警衛に位置づけるようになる。

もともと、西高木家は領地が内陸にある旗本であったため、このような海防強化の動向に対してあまり関係ない位置にいた。そのため、高木家文書を見てもこの当時海防に備えて軍事に力をいれた様子は管見の限りうかがわれない。それどころか、蓄えていた軍用金を別用途に流用することさえ行われている。

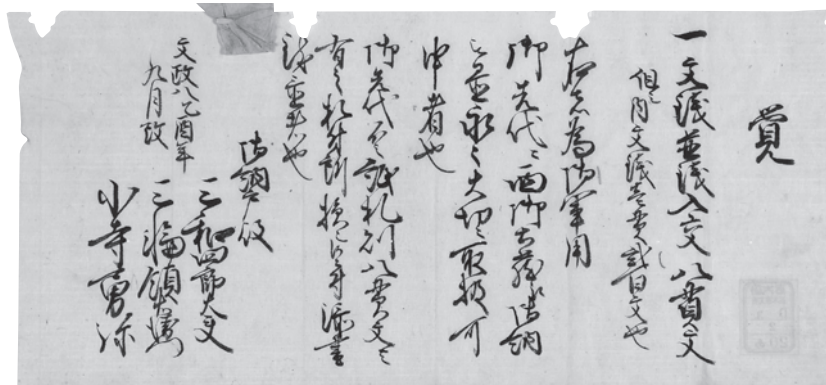
〔史料36、高木 D3-2-20あ〕

覚

一文銭並銭入交八貫文

但シ内文銭壹貫弍百文也

右者为御軍用、御先代ニ西御土蔵江御納被置、永々大切ニ取扱可申者也、御先代之紙札、則八貫文与有之、札付所損シ候ニ付、添書致置者也



〔史料36〕

御納戸役

文政八乙酉年 三和四郎太夫
九月改 三輪領右衛門
小寺勇弥

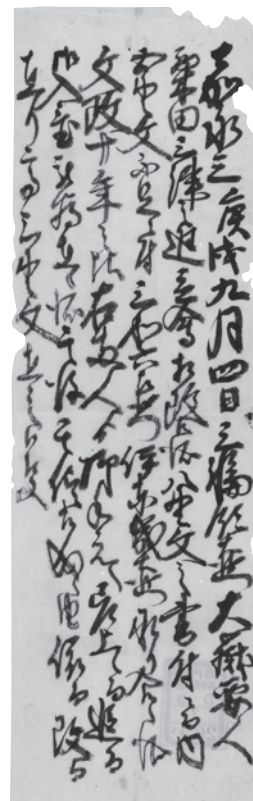
(付札)
「御先代様あ之付札」
「八貫文」

〔史料37、高木 D3-2-20い〕

嘉永三庚戌九月四日、三輪領右衛門・大嶽要人・栗田三津之進立会相改候所、八貫文之書付ニ而内五貫文不足ニ付、三和六左衛門・伊東幾右衛門承り合候所、文政十年之頃、右兩人御手元へ差上候而、追而御入置被為在候所、其後其俣相成候由、依而改而在り高三貫文在之候事

上記史料によれば10代当主貞蔵が軍用金として銭8貫文を用意して西の土蔵に保管していた。この軍用金は文政8年(1825)に改めた際には全額あったのだが、嘉永3年(1850)に改めところ5貫文不足していた。そこで、調べたところ文政10年(1827)頃に11代当主経貞の命で一時的に別用途に流用し、後で戻すつもりでいたところそのままになってしまっていたことが発覚している。

嘉永2年以降の軍事への意識 西高木家が軍事に力を入れはじめるのは嘉永2年(1849)に入ってからである。この年、幕府は旗本に対して今後は役向・石高に関わりなく海防に動員するとの触を出している。そのため、今まで領地が内陸にあったため海防とほとんど関係のなかった西高木家も動員に備える必要性が生じてくる。そこで、翌3年5月に国元から江戸留守居へ向けて出された御用状の中で次のように西高木家が負担すべき軍役を調べて知らせるよう命じている。



〔史料37〕

〔史料38、高木 D3-1-18〕

(前略)

一寛永年中御軍役御次第、駈与難相知候ニ付、今便左ニ申遣候

一千石 式拾三人 鎧式筋、弓壺張、鉄砲壺挺

一貳千石 四捨三人 鎧五筋、弓壺張、鉄砲壺挺

慶長式拾年辰ノ御改也

但千石ヨリ九千九百石迄

壺万石ヨリ拾万石迄

右夫々御定有之趣ニ相見江候得共略之

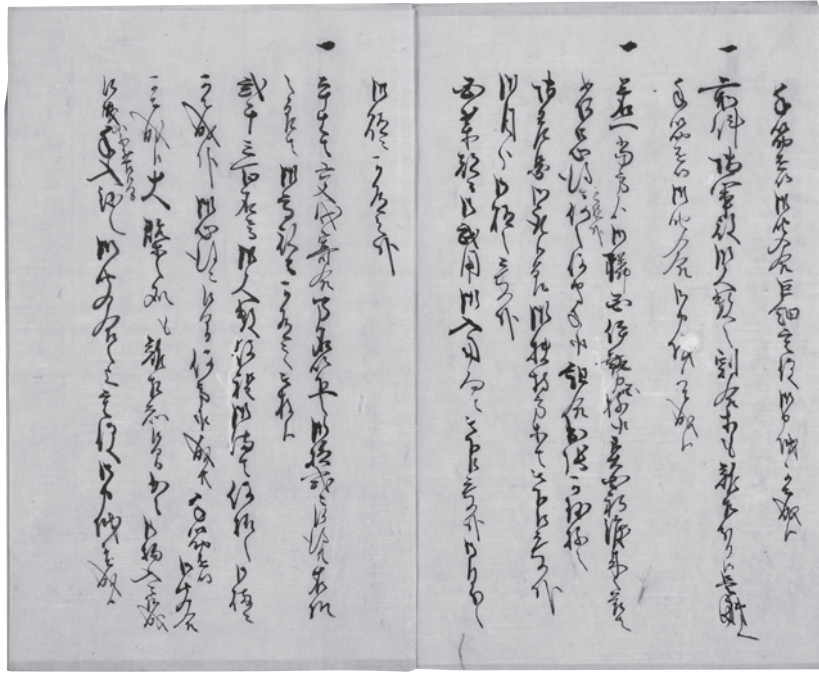
右慶長式十辰年被仰出候趣ニ者候得共、御家ニ駈与御留記相見不申候

(中略)

一若一当方御隣国伊勢国杯江異国船渡来之節者、如何御心得可被遊候哉、何之何守手江組合出張可致杯之御差図御取候節、御扶持方等者被下候もの哉、御自分御賄之もの哉、玉葉都而御武用御入用向者被下候もの哉、御自分之御賄ニ可有之哉

一平生者交代寄合万石以上之御格式ニ候得共、右様之節者御高役ニ可有之被存候、貳千三百石ニ而御人数何程、御備者何様之御備ニ可被成哉、御心得ニ候間、何方江成共手筋を以御聞合可被成候、大概之処も難相知候間、少々御物入ニ相成候義ハ不苦候間、手入致し御聞合之上、重便御申越可被成候

当時、西高木家には寛永以降の軍役人数に関する留記がなくよくわからない状況であったこと、また兵糧や弾薬の負担についても幕府より下賜されるのか、西高木家側で負担すべきものなのか、配備されるとしたら誰の部隊になるのかなどについても全く知識を持っていなかったことがわかり、いかにこれ以前の西高木家が軍事を等閑視していたかが読み取れる。そして、軍役人数などに関して「少々御物入」、すなわち金銭的な負担が生じてもよいので調査して国元へ返答するように命じていることから、西高木家がかかる現状を何とか打破しようと心がけていたことが確認できる。

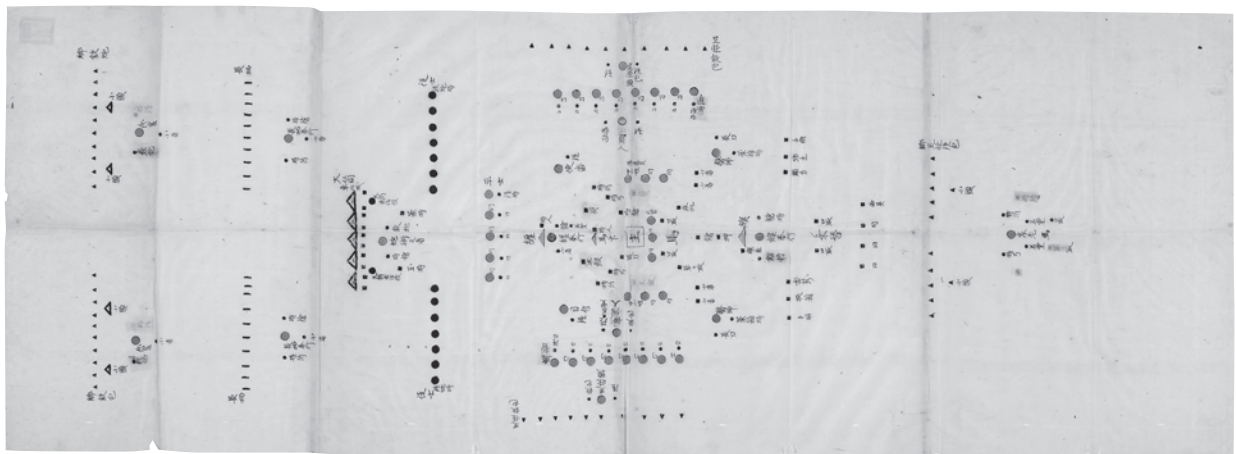


〔史料38〕

実際、嘉永3年（1850）から西高木家は非常時に援兵として出陣を命じられた時に備えての部隊編成に着手し始める。この部隊編成を定めるにあたり西高木家は何度も案を練っている。そして、その後も何度となく改定している。〔史料39、高木 D3-1-2こ〕は、おそらくこの頃に作成されたと考えられる陣立図の一つである。しかし、残念ながら細かな年代については不明である。また、人数が200名を越える大規模なものであることから、到底実際に採用されたものとは考えられず案で終わったもの、ないし参考として作成されたものと考えられる。ただし、本史料には百姓からの徴発である郷足軽・郷鉄砲が記載されており、西高木家が家臣のみで充足できない分を百姓を動員することで埋めようとしていたことは確認できよう。

なお、嘉永7年（1854）に採用された「非常之節場所江御出張御供立」〔史料40、高木 D3-1-9い〕における陣容は以下の通りである。

旗1本（足軽2人）、鉄砲5挺（足軽5人）、弓1張（足軽1人）、槍5筋（足軽5人）、徒士4人、持筒（足軽1人）立弓（足軽1人）馬印（足軽1人）持槍（足軽1人）、主人（馬口取2人）、近習5人、長刀（足軽1人）、草履取1人、具足（2人）、嫡子持筒（足軽1人）、嫡子持弓（足軽1人）、嫡子持槍（足軽1人）、嫡子（馬口取2人）、近習2人、草履取1人、長刀（足軽1人）、具足（1人）、箭箱（1人）、玉薬箱（1人）、



〔史料39〕

沓箱2荷(2人)、用人1人(供人3人<内1名若党>)、押足軽1人、足軽2人、中間4人、小者5人、具足長持5棹(持夫20人)、雨掛2荷(2人)、雑具長持2棹(持夫8人)、雨具持3人、合羽籠(2人) 総人数97名

ちなみに、総人数97名の内、直接戦闘に関わるであろう足軽・若党以上の者は主人・嫡子を含め40名程であり、残りは武器・武具類を運ぶなど後方で支援する非戦闘員である。このように、非戦闘員が半分以上の割合を占めるのが江戸時代の軍隊の特徴である。また、当時の西高木家家臣団は40名程度なので、実際は〔史料39〕の陣立図同様に百姓がかなりの部分を補うことになっていたと推測される。この当時、西高木家は一部の百姓に徒士格・足軽格などの格式を与えているので、おそらく彼らが不足分を担ったのであろう。

西洋流砲術の受容 ところで、嘉永6年(1853)のペリー来航を機に彼我の軍事力の格差を実感した幕府は西洋式の銃・大砲の生産にとりかかると共に、軍備の洋式化を進めるため各大名へ西洋流砲術の修業に励むよう命じる。西洋流砲術とは、当時ヨーロッパで広く採用されていた歩兵・騎兵・砲兵の三兵種を連帯させて戦闘を行う三兵戦術に対応するよう高島秋帆が父四郎太夫と共に打ち立てた砲術の一流派である。従来の砲術は、個人の腕前をあげることが目的とされていたが、西洋流砲術では臼砲(モルチール)や榴弾砲(ホイッスル)により榴弾などを敵陣に打ち込んだり、密集隊形の銃陣を縦横に動かし一斉射撃を行うなど、集団による戦闘力の形成に主眼があった点が他流派と大きな違いであった。

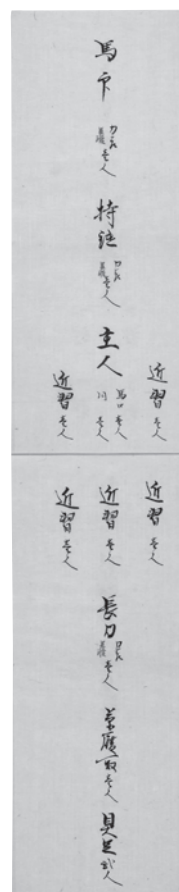
さらに、幕府は安政期には与力・同心らに組単位で西洋流銃陣調練を行わせるなど西洋流砲術を基盤においた兵制改革を進め、軍制を洋式化してゆく。また、幕府は旗本たちにも西洋流砲術修業を盛んに奨励するようになる。そして、旗本が武芸を錬磨する場として講武所を開設し、そこで剣術・槍術・和流砲術などと共に西洋流砲術を稽古させている。その結果、旗本にとり番方で立身出世を望むならば、西洋流砲術は身につけておかななくてはならない武術の一つになってゆく。

しかしながら、江戸から離れていたためか西高木家が西洋流砲術を受容しはじめるのはやや遅く文久2年(1862)になってからである。西高木家の御用日記(高木F3-1-302)によれば、この年の10月3日、西高木家は大垣藩へ対して西洋流砲術に関して心得のある同藩藩士・石川辰助に多良へ来てもらい、家臣たちへ稽古をつけて欲しいとの願書を差し出している。10月19日には多良郷において徒士格・足軽格の格式を西高木家から与えられていた百姓23名に、11月4日には時郷の徒士格・足軽格の百姓10名に対して、毎月3日づつ稽古日を定めて稽古場で鉄砲の修練を行うよう命じている。なお、稽古に使用する鉄砲・弾薬類は西高木家側で用意し、稽古日には1人扶持分として米5合を与えるとしている。そして、11月11日、大垣藩から西高木家の願を聞き入れて、仕事が無い時には石川辰助を多良へ遣わすので、御用の節には辰助方へ申し入れるようにとの返答をもらっている。

なお、文久2年に西洋流砲術を西高木家が受容した理由は、前年に当主が軍備増強・武術奨励に消極的な経貞から積極的な貞広へ代替わりしたことが大きいように思える。むろん、ペリー来航以後における軍備増強・武術奨励が叫ばれる世の中で、前当主経貞時代の西高木家がまったく何の施策を取らなかったわけではない。御用日記などをみると定期的に長島の剣術家・大須賀泰輔を招聘して家臣へ指導させる一方で、安政4年(1857)から鉄砲初の日を設定し徒士格・足軽格の者たちを呼び出して鉄砲の腕前を上覧させるようにしている(高木F3-1-293、F3-3-12)。また、安政6年からは台所詰の家臣たちが自発的に申し合わせて矢場で稽古している(高木F3-3-15)。しかし、武器を買い入れたり、家臣へ手当金を出すなど出費を伴う施策はほとんど行っていない。

これに対して、貞広は早くも当主になったその年に、北高木家に寄留していた浪人・三枝新四郎を槍術師範に迎える一方で、家臣へ武術稽古で使用する道具類の修復料を下賜したり、武術稽古に出精している者へ褒美金を与えるなど、出費をいとわず武術奨励に力を入れており、経貞時代と一線を画している(高木F3-1-298・299)。

ところで、西高木家が西洋流砲術受容に舵を切った直後の文久2年12月に幕府は旗本に対して兵賦令を発令する。兵賦令とは、これまでの軍役の人数割を半減するかわりに、知行高500石以上の旗本に石高に応じて知行地の百姓の内17~45歳までの壮健の者を幕府歩兵隊の兵士として差し出させるというものである。人数の割合は知行高500石1人、1000石3人、3000石10人の負担で、兵の年季は5年、諸道具・衣類・脇差は幕府が貸与し、給料は最高限度額年10両を目処に知行主が支払うとの定めになっていた。また、500石未満及び知行地を持たないで幕府から直接米の支給を受けている蔵米取の者には、石高に見合うだけの兵賦金を支払うよう命じている。もっと



〔史料40〕

も、上下疲弊の折柄なので500石以上3000石未満の者に対しては規定人数の半分とし、金納の額も半額とされた。さらに、500石未満の者は、後日沙汰があるまで兵賦金の徴収は見合わせるようになっていた。

さて、江戸留守居役・三輪武左衛門から兵賦令の写を受け取った西高木家は、東・北両高木家と協議して、翌文久3年(1863)1月に西高木家から3人、東・北両家から各2名の計7名を江戸へ送っている。しかし、実は兵賦令は江戸在住の旗本を対象に出されたものであり、次のように大名の格式に準じて参勤交代を行う交代寄合の旗本はこの法令の対象外であった。

〔史料41、高木補 C2-3-147〕

(端裏)

「酒井春之丞様

三和六左衛門様 稲葉権之進

伊東幾右衛門様 臼井今右衛門」

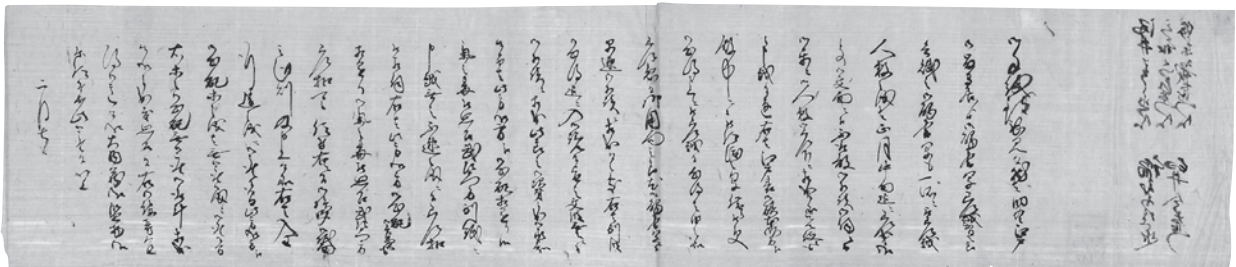
御手紙致拝見候、然者旧冬江戸御留守居方御触書写差越有之節、兵賦之御触書写も一所ニ被差越、人数之儀者正月中旬迄ニ差出候様との御文面ニ候、不取敢御相談御伺ニ而御互ニ御人数差下ニ相成候処、先便ニも被申越候通、右者江戸表御旗本様方江殿中ニ而被仰渡之写借り被受御心得申上ニ被差越候、心得之由之処差急候御用向之節、尤御触書写ニ而早速御相談ニ相成候之処、右者別段御心得迄ニ入御覧候旨之文段無之ニ付、御相談ニ相成此節之御次第被成御承知候而者、此方御方江御心配相懸り候、氣之毒被思召、武左衛門方別紙ニ申越無之不速之儀ニ候、差扣被相伺、右者此方様方御心配御失費も相懸り御氣之毒被思召、武左衛門方差扣可被仰付、右ニ付御挨拶御紙面之趣、則及申上候処、右者全行違之儀ニ御座候間、此方様方江御心配等之儀者無御座候儀ニ御座候間、右等之御心配無御座御取計相成候様被成度思召候、右御報旁宜得御意候様大内蔵様・監物様被仰付如此御座候、以上

二月七日

そもそもこのような事態がおきたのは、江戸留守居役・三輪武左衛門が心得として兵賦令の写を作成し多良へ送った際に、心得として送ると書き忘れてしまったことがこの発端であった。そして、何の注記もない法令の写を受け取った多良の方では急ぎ人員を確保して送らなければと考え前述のように計7名を江戸へ送ったのであるが、それは全くの無駄であった。結局、この7人はすぐに江戸から多良へ帰されている(高木 F3-1-303)。西高木家は北・東両家へ対して武左衛門の不調法により余計な心配を懸けたのみならず、無駄な失費をさせたことに責任を感じていた。そこで、武左衛門へ差控という一種の謹慎刑を申しつけようと思っているが如何との伺いを北・東両家へ申し入れた。本史料は、その申し入れに対して、今回のことは全くの行き違いによるものなので武左衛門に差控を申しつけることなどは無用である旨を伝える北・東両家からの返書である。

このように、兵賦令は交代寄合である高木三家には直接関係の無い法令であった。しかし、この兵賦令が出たことをうけて、非常時に備える目的で各家とも知行高100石に1人の割合で常に銃手を用意し、日頃から西洋流の稽古をさせることを申し合わせている(高木 F3-1-314)。直接関係の無い兵賦令が高木三家の軍制の洋式化に大きな影響を与えたのである。

以後、西高木家は西洋流砲術の訓練を盛んに行うようになる。さらに、見込みのある百姓たちにも訓練させ、その成績が良いようならば褒美として足輕格の格式を与えて「武士」並にするなど、訓練人員の増強にも力をいれてゆくことになる。



〔史料41〕

大砲・銃器類の製作 西洋流砲術を受容し、家臣たちに習得させることにした西高木家は、文久2年（1862）から軍制の洋式化へ必要な大砲・洋式銃器類の製作にも着手し始めている。

まず、大砲製作であるが、文久2年8月頃から膳所藩用人河上衛士へ大砲図面作成を依頼するなど製作に必要な情報を集めはじめている。そして、10月には大垣へ製作方法の相談のため数度家臣喜多川恵之右衛門を派遣しはじめる。また、大砲製作に関わる鋳物師を当主貞広の叔母鎖が嫁いだ彦根藩家老宇津木家の力添えにより確保するため、家臣大嶽弁之丞を彦根へ派遣している。12月に大砲を鋳立てるために祢宜村に細工小屋1軒、たたら小屋1軒を設けている。

翌文久3年（1863）1月23日には彦根から鋳物師たちがやってくる。そして、鋳道具の用意が整った2月15日に砲身を、7月10日・9月12日には大砲の弾丸を鋳立てている。その後砲身を乗せる車台が完成、翌文久4年に大垣から石川辰助を呼び寄せ試射をおこない成功をおさめている。

さて、ここで作られた大砲は、具体的にはどのようなものだったのであろうか。残念ながら図面が残されていないため詳細は不明であるが、いくつか示唆してくれる史料が残されている。次にあげる文久2年8月7日付膳所藩用人河上衛士からの喜多川恵之右衛門宛書状もそのような史料の一つである。

〔史料42、高木 D3-2-10し〕

（前略）扱先般者御光駕被下候処、御早々之御事ニ付失敬御仁恕可被下候、其節御頼之ライフル絵図面儀、大砲世話人之者共へ申付候趣ニ御晰合も申上置候処、何分時節柄御用多ニ而迎も急ニ出来仕兼候間、出入方右絵図師江申付漸々出来仕候俣則七枚御御届申上候、尤内一枚筒之図者引方荒ク御座候間、銃図計り篠田大蔵へ書引申候、跡六枚認料金式両頂戴仕度申入候、尤相渡申上、受取書差登し可申候、且又全図之処者凡置三畳之位も有之、是ハ急ニ者出来兼申、右全図者無之候而も宜敷儀与奉存候間、先ツ見合置申候、弥御入用候ハ、猶又被仰下候様仕度、夫迄ハ見合置申候（以下略）

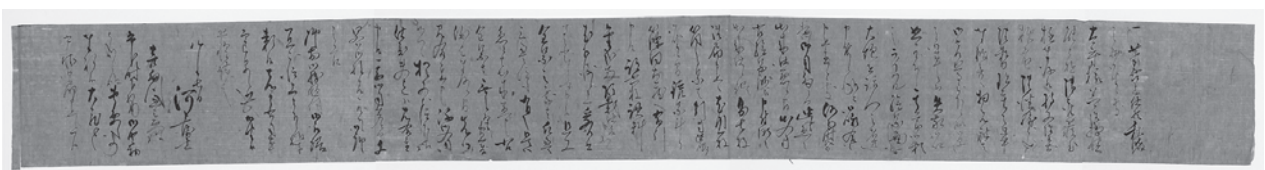
本史料は、喜多川が河上へ依頼していた大砲の図面が出来たので送る旨について記された書状である。これによれば、西高木家が依頼した図面はライフル砲、すなわち砲身に螺旋状の溝を刻み、その効用により打ち出される弾丸に回転をかけ弾道を安定させる施条砲であったことがわかる。ここから、西高木家が施条砲を作らんとしていたことが確認できよう。

また、大砲・銃器類の製造にかかった諸経費を書き上げた「文久戊年十一月ヨリ 西洋流大砲鋳立并小銃打立弾丸諸入用覚帳」（高木 D3-2-10い）によれば、大砲砲身の素材として錫に7両2分、銅に4両支払っている。銅・錫を合わせると青銅が出来る。したがって、砲身は青銅製だったことが確認できる。

さらに、西高木家が明治元年に維新政府へ提出した所持している武器について書き上げた書類写（高木 H1-1-61）には「二斤野戦大砲二門 但車台掛」とある。二斤とは弾殻・炸薬・信管合わせて2斤の重量のある弾丸を発射できる能力を持つことを指している。なお、尺貫法では1斤=600グラムを意味するが、この当時は兵器に関して使う場合は1斤=1ポンドないし1斤=1キログラムの意味で使用されているので、どちらかの意味で使用していると思われる。以上から西高木家が作成した大砲は、青銅製二斤施条砲であったと推測される。なお、さらにその後西高木家は臼砲を1門を手に入れている。

一方、銃器類の方は今須神明村の専蔵など近隣の鍛冶屋に作らせている。彼らは文久3年（1863）・翌元治元年の2年間で西洋小銃を30挺つくっている。また、西高木家は慶応元年（1865）に、西洋小銃20挺を買い込んでいる。先の明治元年の西高木家所持の武器書上書類写によれば、西高木家所持の西洋小銃は50挺、この内20挺がゲベル銃、30挺が短ミニエー銃である。その数量から考え、買い込んだ銃がゲベル銃、鍛冶屋へ作らせた銃が短ミニエー銃であろう。

ゲベル銃とは天保年間に高島秋帆が輸入し広まった球形玉を打ち出す前装式滑空銃で、慶応期にはすでに旧式になっていた銃である。一方、ミニエー銃は文久期頃から輸入が始まった椎実形鉛玉を打ち出す前装式施条銃で、ゲベル銃とは比較ならない飛距離・命中率を持っており、欧米の軍隊においては1860年代前半まで主力の



〔史料42〕

座にあった銃である。したがって、文久3年に西高木家がゲベール銃ではなく、輸入が始まったばかりのミニエー銃を制作したことは、当時の西高木家に先見の明があったことを示している。

ただし、西高木家が作成したミニエー銃が外国産と同等の精度を持っていたかは疑わしい。実際、明治5年(1872)頃に高木家が岐阜県に差し出した銃器類破棄の届書写(H1-1-170)では、以前届出た武器の内、明治元年以降に手に入れた洋製エンフィールド銃(イギリス製前装式施条銃、鳥羽ミニエーと呼ばれた)10挺、白砲1門、火縄銃15挺とともに、ゲベール銃49挺を破棄したとある。数量からゲベール銃49挺は先に維新政府へ届出たゲベール銃20挺とミニエー銃30挺を指していると考えられ、西高木家が作った西洋小銃は新政府にはミニエー銃とは認められなかったようである。

なお、小寺林平は次のようにこの西洋銃制作に関する物品の調達に関わっている。

[史料43、小寺3-615]

覚

一壱両貳分

右之鉄抱(砲)いかたの儀ニ付御申越被下候へ共、此鉄抱いかた無御座候間、此直段ニ而御氣ニ不入候得者致し方無御座候間、直段之儀ハ壱両貳分ヲ少しも引不申候、不悪御承引被下候

吉田氏

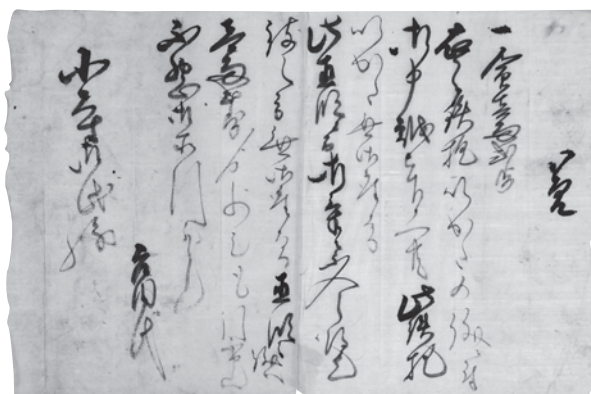
小寺御氏様

本史料は、鉄砲の鑄型の値段に関する書付である。年未詳であるが、この時期西高木家が自前で銃を制作しているのは管見の限り文久3年～元治元年における西洋銃製造しかないので、この鑄型は西洋銃に関するものと思われる。なお。差出の吉田氏とは長島村の商人で、西高木家の求めに応じて具足・馬具などの調達にあたった吉田清右衛門のことである。当時、小寺林平は吉田家との窓口を勤めていた。

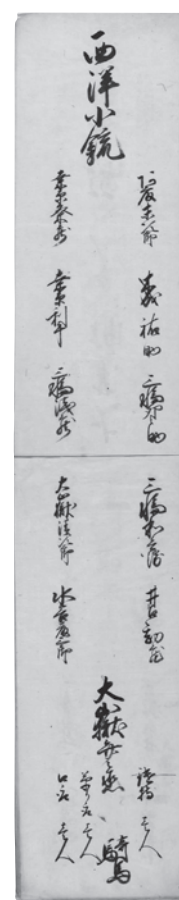
以上のように西洋流砲術を受容して大砲・洋式銃器類を制作したことに伴い陣容も変化する。元治元年(1864)の『非常御出馬御供立調』[史料44、高木 D3-1-7]では、

旗(2人)、大筒2挺(士4人、武先2人)士1人(供2人)、火薬桶(1人)弾薬持(3人)、西洋小銃10挺(10人)、士1騎(供3人)、士8人、馬印(1人)、持筒(1人)、長刀(1人)、貝(1人)、太鼓(1人)、御馬(供4人)、士8人、沓箱、弾薬箱2箱(2人)、手明5人、医師1人(供3人)、御用人1人(供4人)、鉄砲10(10人)(但し、士は歩士・足軽を含む可能性あり)

という、大砲・銃を主体とした編成となっている。



[史料43]



[史料44]

2. 旧旗本層の再編と高木家

新政府への帰順 戊辰戦争の始まりを告げる鳥羽・伏見の戦いの情報が高木家へもたらされるのは慶応4年（1868）正月5日のことである（御用日記、高木 F2-1-318）。高木三家の当主（西家は弾正、のちの広、貞広。北家は監物、東家は達三郎）は、当初は朝敵となるとも関東へ至情を尽くすことを本意としていたものの（同、正月5日条）、正月下旬には「種々御一方ニ而茂御心配不少御時節与罷成」との判断から「御家御相続」のため新政府への接近をはかり始める（同、正月20日条）。

この間高木家では「京都大変革」後の情報収集につとめ、また上方からも様々な情報がもたらされていた。たとえば近習役の佐竹源助の元には京都から次のような書状が届いている。

〔史料45、高木 D1-3-314あ〕

追啓

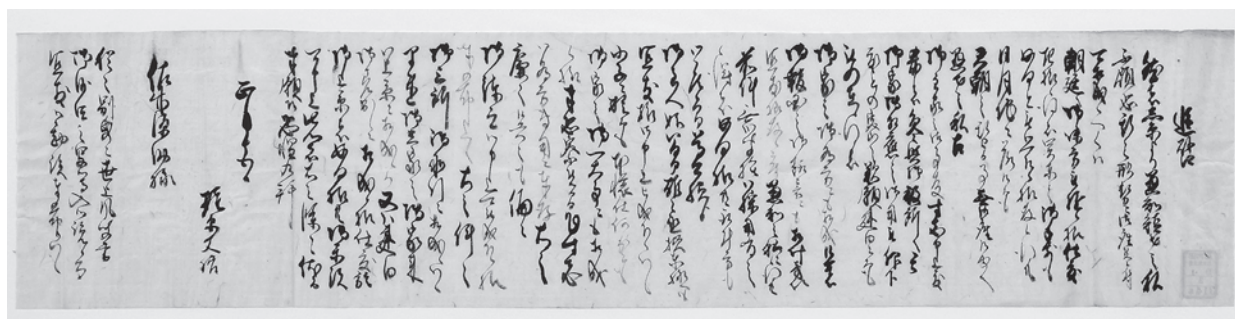
然者素より愚知短才之私不顧忠斯之形勢ニ御座候ニ付可相成候へくハ朝廷へ御味方被遊候様仕度左様候得者、関東之御手前も如何と被思召候様存候得共、日月地ニ落候而も天朝之替る事無御座候ゆへ愚才之私右御主家之御事故寸志申上度、希者参与御役所へ其御家御相応之御用被仰下度との密々歎願建白ニ而も被為在候得者御家之御方ニも相成、且者御報国之御趣意ニも相叶、旁以宜敷様存候ニ付、愚知之私ニ候得共前件無御聞捨御採用有之候得者、如何様共取計方も御座候間、尊公様乃御主人始問部雄之丞様、東様へも宜敷様御申上被成下候ハ、小子ニ於而も本懐仕、何分ニも御家之御一大事ニも相成候様奉恐察候間、乍寸志御方専用ニ奉存、右之廉々呉々も偏ニ御諫言御申上可被成下候様奉希上候、右之件々御三所御承引ニ相成候ハ、早速御三家之御家来御上京ニ相成候か、又ハ建白御差出しニ相成候様仕度、於御上京者如何様共御示談可申上、先者右之条々伏而奉願候、恐惶九拜

正月十五日

梶原大膳

佐竹源助様

尚々別紙ニ世上風聞書御沙汰之写等入御覧候間宜敷御勘談奉希候、以上



〔史料45〕

梶原大膳は多良出身で当時は京都の白川家に勤めていた人物である（高木補 II-6-2さ）。彼は王政復古後の京都政情に関する留書（高木 D1-3-314い）や慶喜追討令の写（同）を添えてこの書状を送り、朝廷への帰順・「御家御相応之御用」を願う建白・家来の上京などを薦めたのである。この情報が高木家の方針決定に与えた影響は詳らかでないが、この後高木家は大膳が希望した行動をとっていくことになる。

さて、新政府は正月10日に徳川慶喜征討令を発し、21日に東山道鎮撫総督岩倉具定が京都を出発する。これより先、綾小路俊実は赤報隊を率い東征軍に先行して美濃に入国、20日に竹中重固の岩手村陣屋（美濃国不破郡）を襲い、翌日には加納城下に入った。岩手村陣屋の「諸事日記帳」には、この日、高木三家が家臣の伊藤嘉市（西家）、山田清記（東家）、加藤養左衛門（北家）を遣し綾小路へ兵糧米150俵の目録を献上したことが記されている（『岐阜県史 史料編 近代一』）。

続いて三当主は京都への家臣派遣を決め、21日に渡辺佐次右衛門（西家）、鈴木弥一右衛門（北家）、平塚篤太郎（東家）が出立する。彼らは五辻諸大夫（安仲、三職書記御用掛、2月参与就任）の家臣岡本近江を通じて「往古之御三殿様御用向御勤之御伝来等御書立」を参与役所に提出したところ、附札でもって当主自らの上京を求

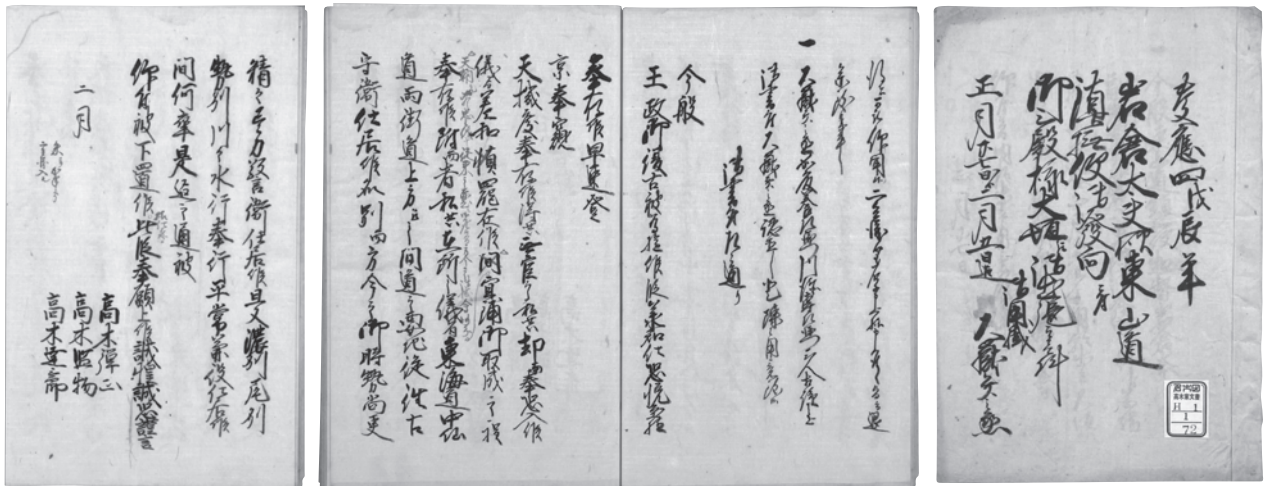
められた。高木家ではこの沙汰を「勅命」と受け止め、2月8日の三当主上京となる（高木 F2-1-318）。

高木弾正は、この間の27日に家臣の大嶽弁之丞を大垣藩士小原仁兵衛方へ遣し、2月朔日に大垣に着陣することになる東山道鎮撫使の様子を尋ねさせていた。大垣藩は一旦は朝敵となるも、藩主が謝罪歎願のため上京した結果、宥免されて東山道鎮撫使の先鋒を命じられていた。小原は大垣藩の藩論を新政府帰順に導いた人物で、大嶽に対しても急ぎ当主の書付を総督へ提出することが専一と助言した。高木三家は小原の助言に従い、大嶽弁之丞（西家）、加藤養左衛門（北家）、川添専左衛門（東家）を使者とし、以下の書付を総督に提出する。

〔史料46、高木 H1-1-72、斜字抹消は小原の添削〕

今般王政御復古被為遊候段承知仕恐悦至極奉存候、早速登京奉窺天機度奉存候得共、無官之私共却而奉恐入候儀与差扣慎罷在候間天朝え尽忠之儀者従来之赤心ニ御座候間方今之御機會何分宜鋪御取成之程奉存候、附而者私共在所之儀者東海道中仙道両街道上方江之間道之要地従往古守衛仕居候処、別而方今之御時勢尚更精々尽力警衛仕居候、且又濃州尾州勢州川々水行奉行平常兼役仕居候間、何卒是迄之通被 仰付被下置候様仕度此段奉願上候、誠惶誠恐謹言

二月 高木弾正
高木監物
高木達三郎



〔史料46〕

しかし、このとき取次が「主人自ラ登陣無之候而者不相成、且其上間道箇メ川筋之儀者是迄通可相心得旨被仰渡候間、其旨銘々主人々江被相達候」と返答したため、4日に高木三家当主が揃って登陣し総督の岩倉具定へ拝謁した（高木 H1-1-72）。そして帰館後、「勅命」に従い上京するのである。

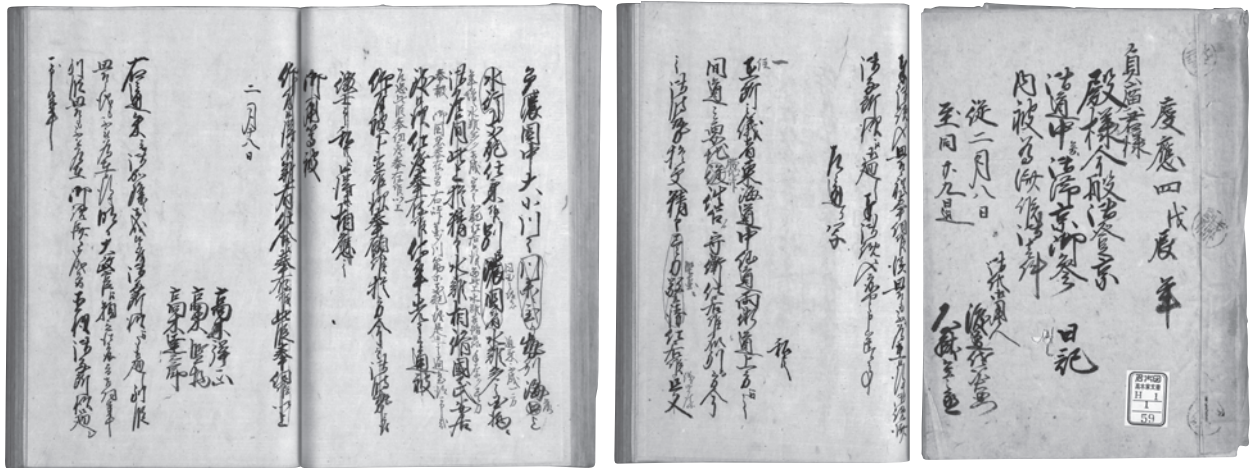
2月10日、着京した三当主は太政官へ三通の文書を提出する。一つは旧交代寄合朽木主計之助同様の格式取り扱いを求める願書。二つ目は京着の届書で、そのなかで「相応之御用等」の受命を求めている。最後は参内日限等の伺書である。そして16日に参内が済み、ここに高木三家の新政府への帰順がなった（高木 H1-1-59）。

役儀の主張 高木三家の当主は2月27日に帰邑の途に就くが、その前の18日に再度願書（伺書）を提出していた。

〔史料47、高木 H1-1-59、引用は五辻による添削後のもの〕

私共、住所之儀者東海道中仙道両街道上方江之間道之要地勝地峠、往古乃守衛仕居候処、別而方今之御時勢猶更精々堅固ニ仕居候儀ニ御座候、美濃国中大小川々勢州海落迄支配仕来候、別而同国之儀者近来不成一方年増ニ水難多ク相成、実ニ心配仕居候得共、当此上水難相脩候様手厚ク尽力奉報御国恩奉存候間、右峠箇メ川筋等支配之儀是迄之通相心得可申哉、乍恐此段奉伺度奉存候、以上

二月十八日 高木弾正
高木監物
高木達三郎



〔史料47〕

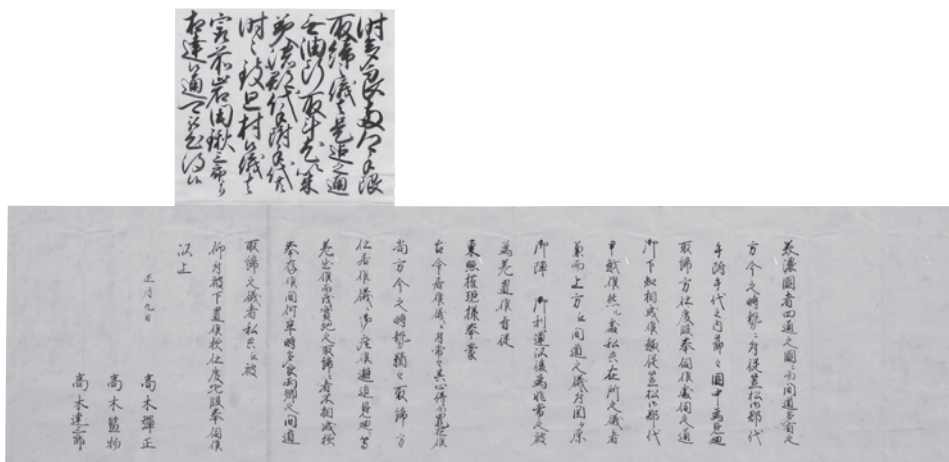
引用した二通の書付からは、高木三家が新政府への帰順に際して、これまで三家が間道要地守衛と川通御用を担ってきたことを主張し、その継続を求めていることがわかる。

間道守衛については、慶応3年（1867）に美濃郡代が国中見廻り取締方を幕府に伺い出て許可されたとき、高木三家は「私共在所之儀者兼而上方江間道之儀ニ付関ヶ原御陣利運以後為非常之被為差置候旨従東照権現様奉蒙台命居候儀ニ付、常々其心得ニ而罷在候」なので、郡代の取締は許可せず、領内の間道取締は自分支配にするよう伺い出ていた〔史料48、高木補 B13-1-84い〕。非常時の間道守衛を自己の役割と理解していたことが知り得るが、実際、元治年間の天狗党の挙兵以降、伊勢街道の多良郷・市之瀬村間の勝地峠に仮木戸を設置し備えており（高木 B13-1-62）、また今回の上京時にも東征大総督有栖川宮熾仁の進発にともない勝地峠を嚴重に警固したいとの理由で暇を願い（高木 H1-1-59）、帰邑後は勝地峠に番所を建設していた〔史料49、高木 B13-1-55う〕〔写真7〕。

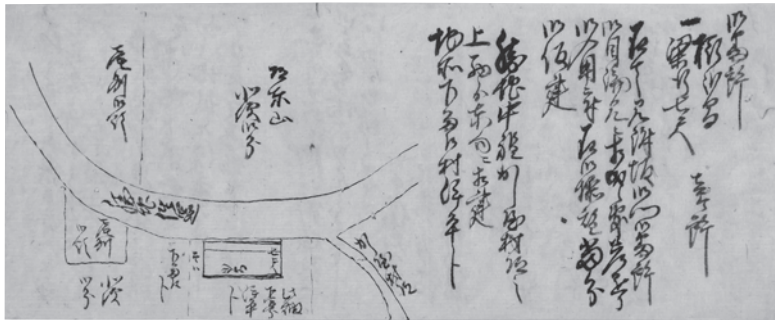
また、高木三家は寛永年間以降、木曾三川流域で治水に関する普請奉行をたびたび勤め、宝永2年（1705）以後は常置された川通掛（水行奉行）として年番で恒常的に河川管理を担った。高木三家では京都から帰邑後も、4月に大原重徳が笠松裁判所総督に任命された折（ただし着任前に裁判所廃止）、「川々奉行之儀も太政官江御届申上置候義ニ御座候間、何分万端御差込被成下置候様奉願上度」と申し入れ、さらに6月に大原が水害地方巡察のため笠松へ下向すると、またも三当主が出向き川通御用について伺いを立てていた（高木 H1-1-69）。高木家文書に残る「川通り御用従往年私共勤来候儘」申し上げた書付はおそらくこのとき持参したものであろう〔史料50、高木 E1-1-28〕。

間道守衛と川通御用は、慶長年間以降一貫して知行地に在住する高木三家が果たしてきた高木家固有の役儀であり、これら地域に密着した「特定の任務」を主張することで、三家は維新後の多良・時郷における自らの存在意義と領主権を示そうとしたのである。

しかし、これらの請願に対して太政官はなんら明確な回答をしなかった。大原も申し入れを聞き入れた形跡は



〔史料48〕



〔史料49〕



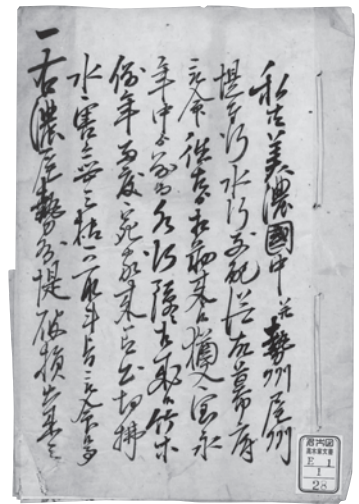
〔写真7、勝地番所跡〕

ない。それでも高木家は川通御用を必要に応じて勤めていたようだが、明治元年（1868）末に「濃州多良住居高木三家、以前ヨリ水行奉行相勤来候、右ハ西濃石津郡聊水縁モ無之山間ノ住居、無謂次第二御坐候、速ニ被廢候テ可然奉存候事」と指摘する笠松県の治水に関する上申書が新政府に採用されたことで、高木家による川通御用は停止したものと考えられている（『岐阜県史 史料編 近代一』）。また、問道要地守衛は明治2年2月に、「東北御静謐」と「今般諸向御関所御廢止」を理由に警固人を引き揚げを伺い出た（高木 H1-1-70）。高木三家が主張した自らの役儀は新政府に認められることなく解消したのである。

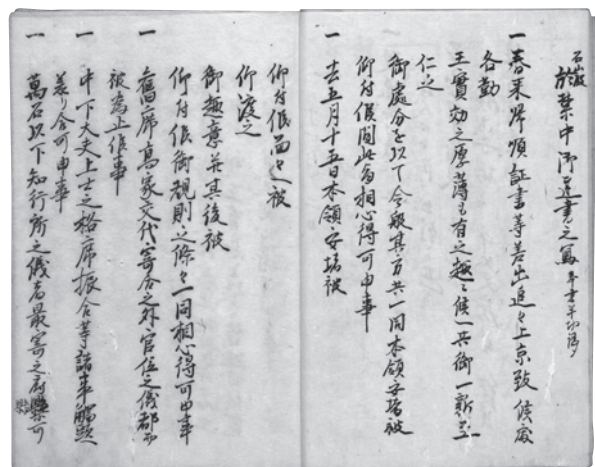
本領安堵と中大夫拝命 新政府は旧旗本層に対する再編策の最初として、慶応4年5月に滞京の帰順旗本に本領安堵を命じ、高家以下の家格を廃して新たに中大夫（元高家・元交代寄合）、下大夫（元寄合・元両番席以下席々千石以上）、上士（元両番席以下席々千石以下百石迄）の三等席とした。

この情報を笠松県から伝え聞いた高木家では、家臣の渡辺佐次右衛門を上京させたところ、五辻から「何分当春伺天氣ハ相濟候得共、本領安堵之御書下未タ無之、左候者バ一先主人上京之上本領安堵之願達相濟シ其上諸事願方も可有之」との指示を受けたため、三当主は7月から再び京都での請願運動をはじめることになる（高木 H1-1-69）。

上京した三当主は7月9日に太政官弁事伝達所へ「今般私共同席之者共御朱印頂戴御誓紙被仰付候趣承知仕候間、何卒格別之御憐愍ヲ以此段宜御取成御沙汰奉願上候」と願い出て、再上京の意図を表明した（高木 H1-1-61）。弁事役所からは8月に知行高・年齢席順・家筋由緒・上京日時と正月3日以降の御用筋・所持武器についての調査があったが、新政府からの沙汰は直ぐにはなかった。このため10月に改めて書付でもって「其後只今ニ何等之御沙汰茂不被為在候間、何卒格別之御慈憐ヲ以、御誓紙等早々被仰付被下置候様奉願上候」と懇願した（高木 H1-1-61）。この結果、11月4日に本領安堵と中大夫席へ列席の沙汰があり、三当主揃って「朝臣」となった〔史料51、高木 H1-1-17〕。



〔史料50〕



〔史料51〕

以下の書状は本領安堵の当日、京都供方の御用人渡辺佐次右衛門が在所役人の三輪孫六郎へ伝えた第一報である。

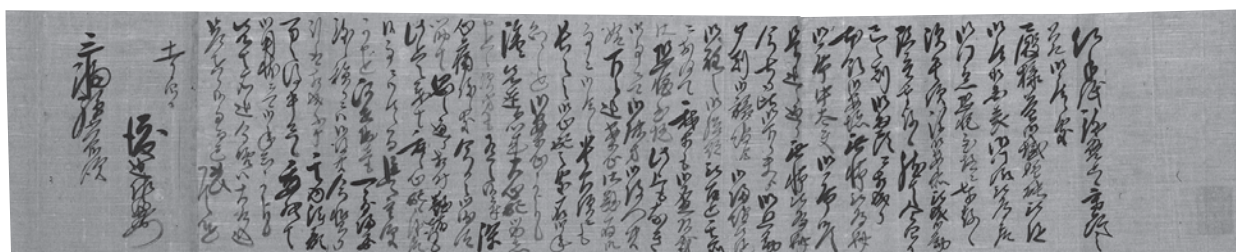
〔史料52、高木 G1-3-1183け〕

以手紙致啓上候寒、冷之節御座候処殿様益御機嫌能被遊御座、御国表御同様被為居御同意恐悦至極ニ奉存候、次貴様弥御安泰被成御勤珍重奉存候、然者今四日巳之刻御出頭ニ相成り本領御安堵無滞被為濟、御席中太夫御席順是迄之通り無滞被為濟、今七ツ頃御下り、夫々御廻勤夕刻御旅館江御帰館被遊、御祝之御膳部被召上、其所ニおゐて我等も御盃頂戴仕恐悦至極、此上もなき御事ニて御供方御役人共始下々迄案心仕難有御事ニ御座候、貴公様も長々之御心配之処右御承知之上御案心可被下候、誠ニ先達而以来大心配御内意申上候次第も有之候ニ付深心痛致候処、今日之御沙汰筋者思之通り相叶難有奉存候、此上之義者我々心配も致居候事ニ御座候間、追々重便可申上何れ拙者も一度帰国致候積りニハ候得共、今暫ク引取相成不申、其内拝顔万々得貴意候、委細者御用状ニて御承知可被下候、先者右迄今晚ハ大取込差懸り候事而已如此御座候、以上

十一月四日

渡辺佐次右衛門

三輪孫六郎様



〔史料52〕

7月に再上京してから4ヶ月も待たされたため不安が募ったのであろう、書状からは高木弾正と家臣たちの悦びと安堵の様子がうかがえる。なお、同日付で賄方の平塚忠四郎が在所役人の小寺善八・日々弥三右衛門に宛てた同内容の書状も残っている（高木補 H1-1-327）。

高倉天皇と高木家 明治元年11月、新政府は京都住居以外の中下大夫士に東京定府を命じたが、江戸に在住した大半の旗本とは違い、一貫して自領に在住し地域の守衛を務めてきた高木家にとって東京定府命令は「大御迷惑之御儀」（高木 H1-1-135）であった。そこで高木三当主は揃って病氣療養を理由に猶予を願ひ（高木 H1-1-91あ、H1-1-17）、翌年2月には改めて東京定府免除と「闕下之辺」で奉公したい旨を歎願し、この結果、東京定府は免除となり京都移住を命じられた（高木 H1-1-99）。そして高木弾正は京都移住にあわせて、それに相応しい新たな役割を求めていく。それが高倉院廟所の警衛であった。

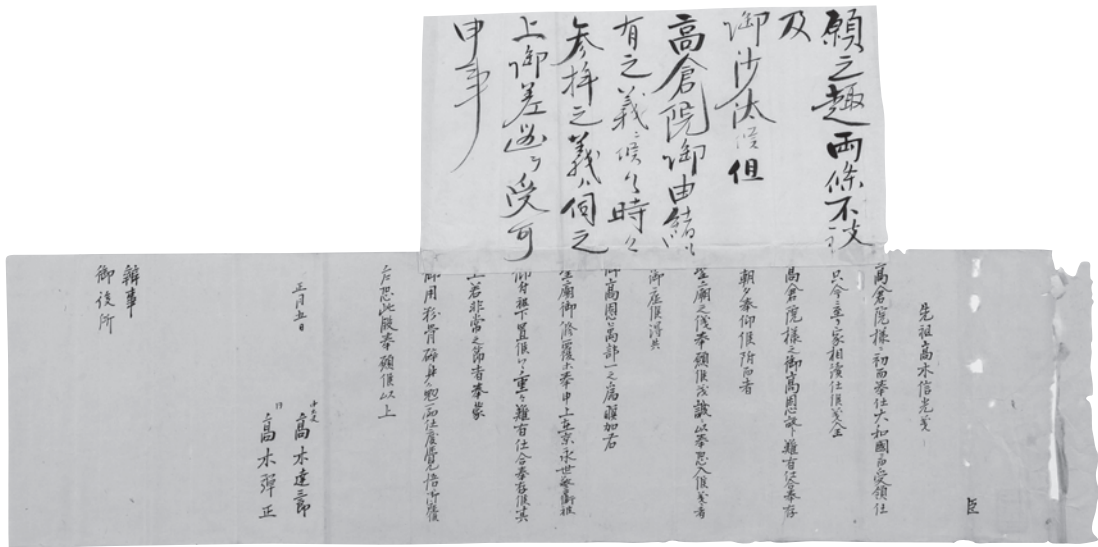
〔史料53、高木 H1-1-93〕

臣先祖高木信光義、高倉院様ニ初而奉仕、大和国ニ而受領仕、只今ニ至り家相続仕候義、全高倉院様之御高恩故ト難有仕合奉存朝夕奉仰候、附而者聖廟之儀奉願候茂誠ニ以奉恐入候義ニ者御座候得共、御高恩万部一之為瞑加、右聖廟御修覆等奉申上、在京永世警衛被仰付被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、其上若非常之節者奉蒙御用粉骨砕身勉勵仕度覚悟ニ御座候、乍恐此段奉願候、以上

正月五日 中大夫 高木達三郎

同 高木弾正

弁事御役所



〔史料53〕

願書は高倉院（高倉天皇、在位1168～1180）の廟所を修葺し、かつ在京して永世その警衛にあたりたいとあるが、その理由を高木家の先祖信光が高倉天皇に奉仕し大和国で受領したという由緒に求めている。

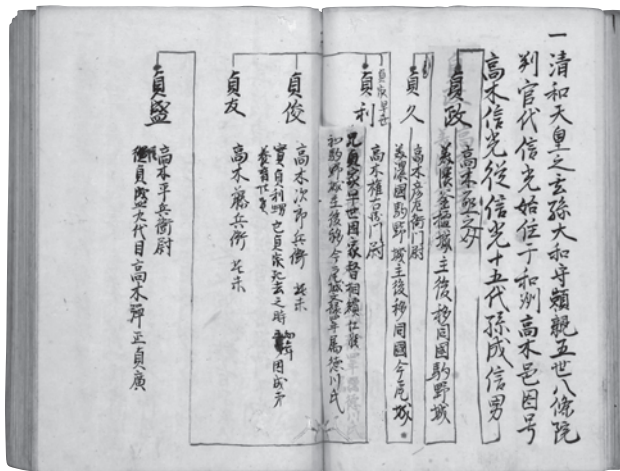
この信光とはどのような人物なのか。弘化3年（1846）に作成された「先祖書」（高木 F1-1-7）には次のように記されている。

清和天皇之玄孫大和守頼親五世八条院判官代信光始住和州高木邑因号高木信光、後胤累世居于勢州
信光ヨリ十五代孫成信男

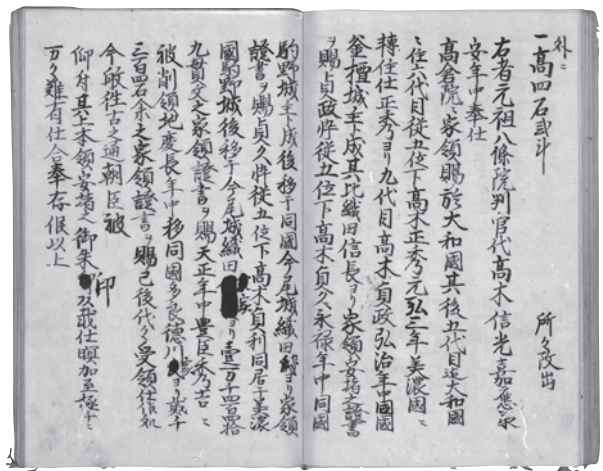
一元祖 本国伊勢 高木丞之介貞政
生国美濃

江戸時代の系図で高木三家共通の元祖とされるのは斎藤氏に仕え美濃のうち六郷を領したとされる貞政であり、その嫡孫貞久が2代、その次の代で貞利（西高木家）・貞友（東高木家）・貞俊（北高木家）にわかれる。そして信光は初めて「高木」を名乗った人物として特別視されていたことが「先祖書」からわかるが、しかし高倉天皇に奉仕したことは記述されていない。これは寛政3年（1791）作成の「先祖書」（高木 F1-1-1）でも同じであり、江戸時代の系図では信光と高倉天皇との関係をとりにたてて強調する様子はみられない。それは維新直後も変化はなく、慶応4年8月に新政府へ提出した「御取調ニ付御請書」においても家筋由緒の記述は同じである〔史料54、高木 H1-1-61〕。

変化が確認できるのは中大夫拜命以降である。明治元年12月に提出を求められた高附帳において高木弾正は次のような由緒を書き加えていた。



〔史料54〕



〔史料55〕

〔史料55、高木 H1-1-70〕

右者元祖八条院判官代高木信光⁽¹¹⁶⁹⁻⁷⁵⁾、嘉応承安年中奉仕高倉院二家領賜於大和国、其後五代目迄大和国ニ住、六代目從五位下高木正秀元弘⁽¹³³³⁾三年美濃国ニ転住仕、正秀ヨリ九代目高木貞政弘治年中同国釜檀城主ト成、其比織田信長ヨリ家領安堵之証書ヲ賜、貞政從五位下高木貞久永禄年中同国駒野城主ト成、後移于同国今尾城、織田家ヨリ家領証書ヲ賜、貞久從五位下高木貞利同居于美濃国駒野城、後移于今尾城織田家ヨリ壹万四千四百四拾九貫文之家領証書ヲ賜、天正年中豊臣秀吉ニ被削領地、慶長年中移同国多良、徳川家ヨリ貳千三百四石余之家領証書ヲ賜、已後代々受領仕候処、今般往古之通朝臣被仰付、其上本領安堵之御朱印頂戴仕、暝加至極千々万々難有仕合奉存候、以上

明治元戊辰年十二月 中大夫 高木弾正印

ここでは、信光が高木家の元祖とされ、高倉天皇に仕えて大和国に家領を賜ったことを高木家の始まりとし、今般往古のとおり朝臣となったと結ばれる。したがって信光と高倉天皇との関係は、維新後の朝臣化に伴い強調しはじめた由緒といえる。

しかし今回の請願は展望があって取り組んだものとは言い難く、弁事役所より「高倉院様之聖廟之義者禁裏方御修覆被遊候、何歟見込ミ有之事ニ候哉」と尋ねられても（高木 H1-1-70）、高木弾正は別に見込みがあって願い出たわけではなく先祖が初めて奉仕して高恩を蒙ったからと答えるのみであった（高木 H1-1-97）。

結局、高倉院廟所の修覆と警衛は認められず、伺いの上で参拝が許されただけであった。3月16日、高木弾正は京都東山の清閑寺裏にある高倉天皇の廟所へ初めて参拝するが（高木 H1-1-63）、高倉院廟所との関わりはこれ以降確認することはできない。

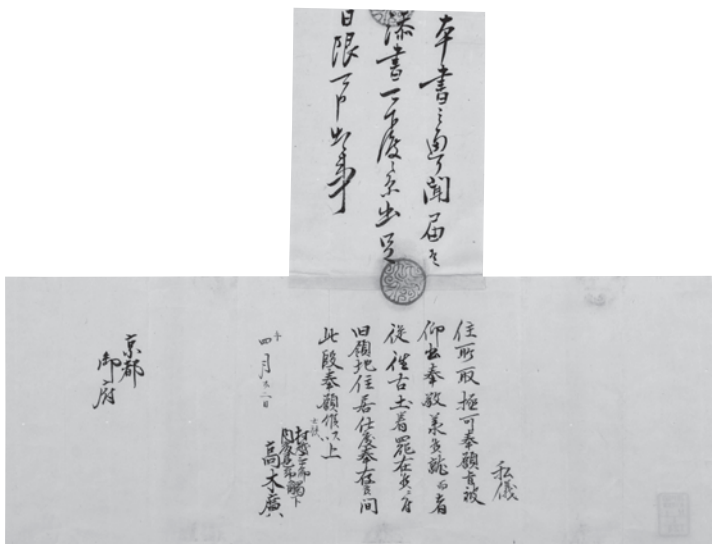
士族への再編成 版籍奉還後の明治2年12月に政府は、支配下に組み込んだ旧旗本層の禄制改革に着手した（高木 H1-1-23）。その要点を記せば、①中下大夫士以下の称を廃して士族・卒と称す、②彼らの知行地を上地し地方官貫属として廩米を下賜、③その禄制を21等に整理〔図表5〕、である。これにより高木広（明治2年8月改称）も2300石の知行地は上地され、京都府貫属士族として現米105石を支給される存在となった（1000石を知行した東・北家の家禄はそれぞれ家禄75石）。

この一方で移住の自由が認められたため、広は「從往古土着罷在候ニ付旧領地住居仕度」と願い出て聞き届けられている〔史料56、高木 H1-1-124〕。北・東の二家も同様に願い出たようで、高木三家は揃って笠松県へと貫属替えとなる。高木広が京都を発し帰邑の途に就いたのは明治3年6月朔日であった。

〔図表5、明治2年12月の禄制改革〕

元禄	現米	
10000石未満	9000石迄	250石
9000石未満	8000石迄	225石
8000石未満	7000石迄	200石
7000石未満	6000石迄	175石
6000石未満	5000石迄	150石
5000石未満	4000石迄	135石
4000石未満	3000石迄	120石
3000石未満	2000石迄	105石
2000石未満	1500石迄	90石
1500石未満	1000石迄	75石
1000石未満	800石迄	65石
800石未満	600石迄	55石
600石未満	400石迄	45石
400石未満	300石迄	35石
300石未満	200石迄	28石
200石未満	150石迄	22石
150石未満	100石迄	16石
100石未満	80石迄	13石
80石未満	60石迄	11石
60石未満	40石迄	9石
40石未満	30石迄	8石
30石以下		是迄の通

西高木家
北・東高木家



〔史料56〕

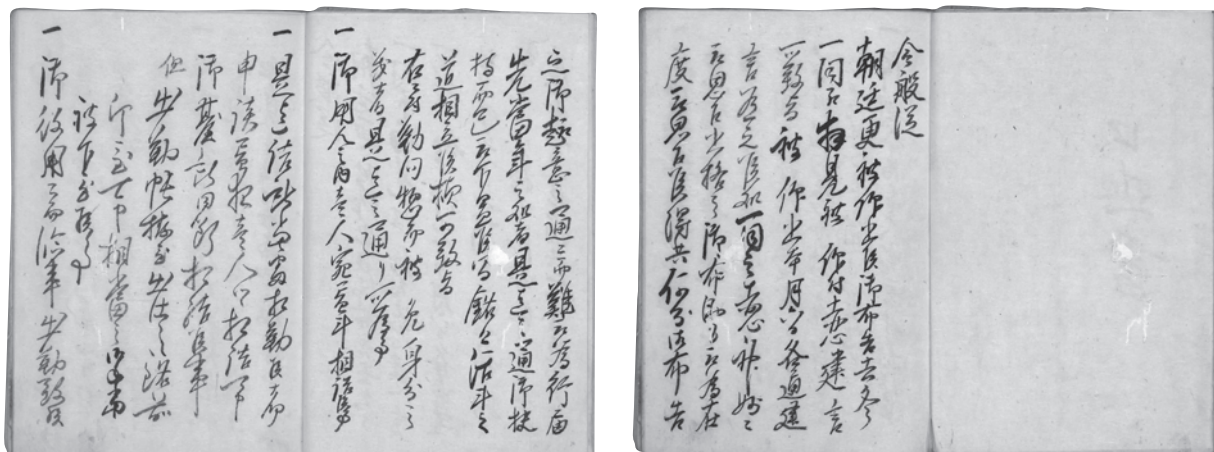
参考) 高木家 H1-1-23

3. 高木家家臣の扶助問題

家臣への対応 士族となった直後の12月17日、高木広は今回の措置で「主従之情実ニ付家来共動揺仕候而者奉対朝廷江恐入奉存候」なので在所へ戻り示諭したいと申請し（高木 H1-1-120）、翌年3月上旬まで一時帰邑した。このころ京詰の三輪忠右衛門が在所役人へ内密に差し出した書状には、同じ京詰の大嶽弁之丞は4月には引き取り百姓したいと申しているが、自分は「今更百姓相働キ候儀迎茂不及身体」、「此方ニ而御扶持ニ有付、及身体丈ケ相勤、不相叶節ハ病氣引ニ而も仕、先及丈ケ如何様之奉公でも相勤可申積り」であると率直な身上を吐露しており（高木補 H1-1-234）、家臣達の間で少なからず動揺があったことが察せられる。そこで高木広は正月20日に家中一同を集め以下のような「当今之御規則」を示し（高木 F3-3-26）、「先当年之処者は迄之通御扶持而已被下置」ことを保証した。

〔史料57、高木 H1-1-121〕

今般從朝廷更被仰出候御布告去冬一同江拜見被仰付赤心建言可致旨被仰出、本月六日各通建言有之候処、一同之赤心神妙ニ被思召、出格之御^(扶)助も被為在度被思召候得共何分御布告之御趣意之通ニ而難被為行届、先当年之処者は迄之通御扶持而已被下置候間銘々活計之道相立候様可致旨
 右ニ付勤向惣而被免、身分之義者は迄之通り可為事
 一御用人之内壺人宛昼計相詰候事
 一是迄詰所当番相勤候者申談昼夜壺人ツ、相詰可申、御台所同断相詰候事
 但出勤帳拵置出仕之銘前印置可申、相当之御手当被下置候事
 一御役用ニ而臨事出勤致候向江も夫々御手当被下度被思召候得共、迎も御行届不被遊候間、銘々御高恩奉存精々御用弁可致候事
 一御在邑中部屋住勤役是迄之通之事
 但自今已後持弁当出勤之事
 一御朱印御番被免候事
 一文武稽古之義ハ更ニ被仰出ハ無之候得共、熱心之向も有之候得者、生活取続之暇出精致候ハ、神妙之義ニ思召候事



〔史料57〕

この一方で新政府に対しては、これまで通り中大夫席の存続を願うとともに「三代以上相恩之者相応之御扶助被成下置候趣難有仕合奉存候、三代以下之者ハ旧主ニ而扶助仕度候得共、此度更賜候廩米ニ相成候而者迎茂召遣候義難行届、無余義暇遣候ヨリ外無之」と訴えた（高木 H1-1-138）。

ここで「三代以上以下」とあるのは、今回の禄制改革にともない新政府が「其家来共三代以上相恩之者ハ相応之御扶助可被下置候」との方針を示していたことにもとづく（高木 H1-1-23）。のちに奉公年間・出兵有無・元禄を基準とした士族元家臣に対する扶助金支給規則が定められるが〔図表6〕、もとよりこの扶助は年限付であり、彼ら家臣たちを士族卒身分に編入せずに帰農商させるのが目的であった。こうした朝廷扶助に対して高木家家臣たちはどのように対応したのであろうか。

〔図表 6、士族陪従の者扶助金支給規則〕

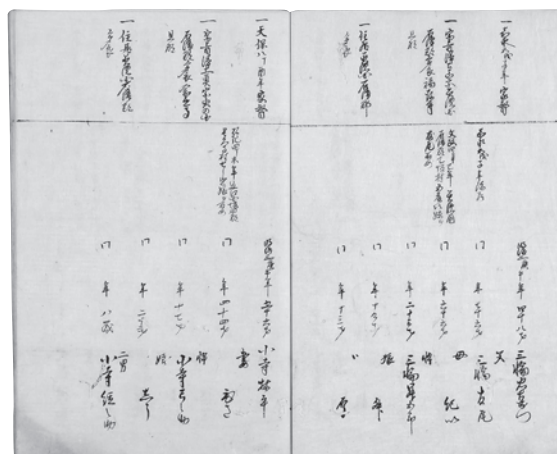
元禄	出兵三代以上の者	出兵二代以下並出兵無之三代以上の者	出兵無之二代以下並30年以上勤仕の者	右同断20年以上勤仕の者	右同断5年以上勤仕の者
100俵以上の者	100両	80両	60両	60両	60両
100俵未満80俵迄	80両	60両	50両	50両	50両
80俵未満60俵迄	60両	40両	40両	40両	40両
60俵未満40俵迄	40両	30両	30両	30両	30両
40俵未満	30両				
40俵未満20俵迄		25両	25両	25両	25両
20俵未満		20両	20両	20両	20両
支給年数	5ヶ年	5ヶ年	3ヶ年	2ヶ年	1ヶ年

参考) 高木 C1-2-107、同 H1-1-23、太政類典第 1 編第164巻54

図表 7 は高木家文書のなかに現存する「士籍書」や「人数帳」〔史料58、高木 C1-3-45・50〕から作成したもので、維新期の西高木家で士分扱いを受けていたと思われる家臣の一覧である。もちろん小寺林平家の記述もみえる〔史料59、高木 C1-3-45〕。この表を参照しながら、明治 2 年12月の禄制改革以降の高木家主従の動向を検討していきたい。



〔史料58〕



〔史料59〕

朝廷扶助と家臣 (1) 高木は京都から帰邑後の明治 3 年 6 月 21 日に、家中一同に対して「朝廷御扶助之儀頂戴致・不致哉之趣」につき書付をもって回答するよう仰せ付けた (高木 F3-3-26)。これに対して当初、家臣たちのなかにはどちらを選択するか判断しかねて当主の「思召」を伺う者がいた。

6 月 21 日、足軽格の水谷藤蔵・仲谷善蔵・平野忠蔵は連名で、私共は極めて難渋し生活凌ぎ方の見込みもないが朝廷扶助を頂戴してはこれまで厚恩を蒙ってきた上様とたちまち離散することになるので扶助を願うつもりはない、それで生活の道をどうするか苦心している、我々では判断ができないのでこの上は上様の思召の沙汰を伺いたいと回答している (高木 C1-2-127)。また、近習格の小寺林平も同日、「国王」(彼は天皇をこう呼んでおり興味深い) よりの扶助を頂戴しないのも、(朝廷の扶助をもらい) 主従離別するのも、どちらもしがたく判断がつかないので、なにとぞ上様思召の沙汰を願いたいと申し出ていた。

〔史料60、小寺25-88、なお同3-262と4-214は同内容下書〕

乍恐奉申上候口書

先般従朝廷御扶助被成下候趣之処、頂戴致不致之義御尋被仰付候処、従国王之御扶助之義頂戴不仕茂、尚又主侍離別仕候義難相成、何共申上方無御座奉恐入候、何卒御上思召之御沙汰之程奉願上候、以上

六月廿一日

小寺林平

どちらも、主従関係に配慮して悩んでいる様子が見えが、結局、当主からの「被仰出候御趣意」を受けて足軽たちは朝廷扶助を請けることに決め (水野75う)、小寺林平は朝廷の扶助は頂戴せずにこれまで通り高木の家来であることを願い出た。

〔図表 7、明治維新期の西高木家家臣〕

	慶応2年正月	旧禄書上扣		備考	明治2年12月・禄制改革以後の動向	明治4年7月 帰農届
伊東幾右衛門	用人	家老	15石2人扶持			禰宜村
嘉一	給人				明治10～13年金禄利子請取（7円163）、明治14年一時金80円請取	
渡辺佐次右衛門	用人	用人	13石2人扶持		明治10～13年金禄利子請取（7円163）、明治14年一時金80円請取	北脇村
大嶽弁之丞	用人	用人	13石2人扶持		明治10～13年金禄利子請取（7円163）、明治14年一時金80円請取	禰宜村
三輪武左衛門	給人	給人	8石2人扶持	江戸留守居（～明治2年10月）	明治7年7月一人扶持奉還、一時金35円請取	禰宜村
三和為司	給人	給人	8石2人扶持	先代六左衛門は家老格	明治10～13年金禄利子請取（7円163）、明治14年一時金80円請取	堂之上村
森大助	近習			慶応4年正月28日病死届		
幸之助				明治2年4月養子縁組願		北脇村
政太郎				明治5年2、7月幸之助養子離縁・大助孫政太郎へ家督願	明治10～13年金禄利子請取（3円5815）、明治14年一時金80円請取	
小寺勇	用人					
勇之助	近習	近習	8石2人扶持	明治2年4月家督	明治10～13年金禄利子請取（7円163）、明治14年一時金80円請取	北脇村
三輪忠右衛門	近習	近習	8石2人扶持		明治10～13年金禄利子請取（7円163）、明治14年一時金80円請取	堂之上村
小寺林平	近習	近習	8石2人扶持		明治10～13年金禄利子請取（7円163）、明治14年一時金80円請取	北脇村
佐竹(大嶽)源助	近習	近習	8石2人扶持	明治2年12月大嶽姓相続願	(明治5年カ)10月暇願	禰宜村
栗田源吾	近習	近習	8石2人扶持		明治3年7月暇願	
中原養元	医師無席	医役	8石2人扶持		明治10～13年金禄利子請取（7円163）、明治14年一時金80円請取	禰宜村
林寅助	側中小姓		6石2人扶持		明治10～13年金禄利子請取（7円163）、明治14年一時金80円請取	北脇村
小寺助右衛門			6石2人扶持	明治2年9月帰參願。東京屋敷詰（～明治5年3月頃）	明治7年8月半人扶持奉還、一時金17円50銭請取	北脇村
三輪孫六郎	用人					
健蔵			6石2人扶持	明治14年一時金請取は三輪幾太郎	明治10～13年金禄利子請取（7円163）、明治14年一時金80円請取	禰宜村
平塚忠四郎	中小姓格		6石2人扶持		朝廷扶助金25両（5ヶ年）	禰宜村
喜多川江之右衛門	近習				明治3年2月暇願	
小寺善八	中小姓格		6石2人扶持		朝廷扶助金25両（5ヶ年）	北脇村
三輪作右衛門	台所役		6石2人扶持	明治3年11月隠居願		
猛太郎	小小姓				明治10～13年金禄利子請取（7円163）、明治14年一時金80円請取	堂之上村
日比弥三右衛門	台所役		6石2人扶持		明治7年7月一人扶持奉還、一時金35円請取	禰宜村
河合治作	徒士		4石2人扶持		朝廷扶助金25両（5ヶ年）	禰宜村
喜田瀬兵衛	徒士		4石2人扶持		明治3年6月帰農願	
小寺武兵衛	中小姓格					
栄之助	徒士		4石2人扶持	明治3年正月家督	朝廷扶助金25両（5ヶ年）	北脇村

	慶応2年正月	旧禄書上扣	備考	明治12年上地・禄制改革以後の動向	明治4年7月 婦農届
小寺孫八郎	徒士	4石2人扶持		明治7年8月扶持米8斗奉還、一時金15円55銭請取	北脇村
三輪文右衛門 (中西範助)	徒士	4石2人扶持	(明治3年カ) 3月10日姓名改願	?	
三輪弁右衛門	徒士			明治7年8月扶持米8斗奉還、一時金15円55銭請取	堂之上村
坂(佐竹)篤太郎		4石2人扶持	明治2年まで坂姓。妻は佐竹源助妹	朝廷扶助金25両(5ヶ年)	禰宜村
井口林右衛門		4石2人扶持		明治7年8月扶持米2斗奉還、一時金3円88銭請取	堂之上村
水谷千代蔵	足輕	3石2人扶持		?	
仲谷善蔵	足輕	3石2人扶持		朝廷扶助金20両(5ヶ年)	北脇村
水谷藤蔵	足輕	3石2人扶持		朝廷扶助金20両(5ヶ年)	堂之上村
平野忠蔵	足輕	3石2人扶持		朝廷扶助金20両(2ヶ年)	禰宜村
渡辺春林	医師無席		不法働きにつき明治2年11月永々暇		

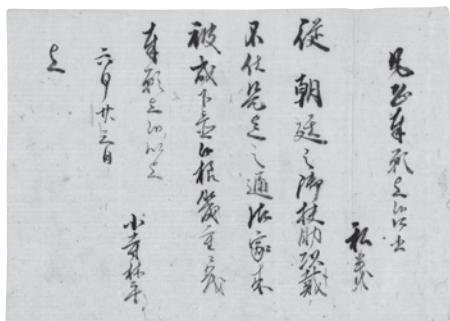
[史料61、小寺25-91]

乍恐奉願上候口書

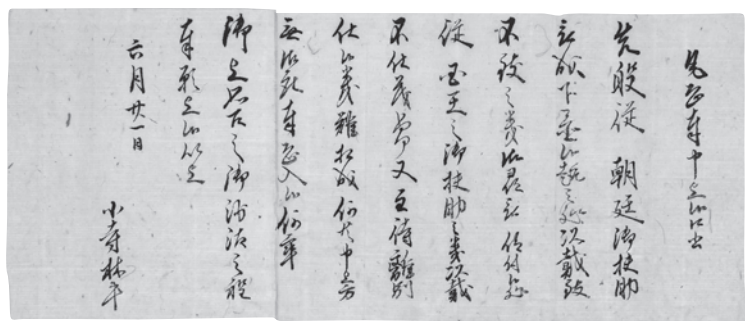
私儀、從朝廷之御扶助頂戴不仕、是迄之通御家来被成下置候様幾重ニ茂奉願上候、以上

六月廿三日 小寺林平

上



[史料61]



[史料60]

図表7からは用人・給人・近習たちはおおむね朝廷扶助を希望せず家臣であることを望む傾向にあったことが読み取れる。その後、高木広は、改めて朝廷の扶助を願うか否かの判断を尋ね、扶助を請けずにこれまで通り「御家来」を願う者へはその格席に応じて手当を支給することを伝えた。

[史料62、高木 C1-2-130]

此頃從朝廷御施行之義ニ付頂戴之有無一統江御尋之処確定申上候向茂有之候得共、取留難キ小輩茂有之候間、今一応御尋

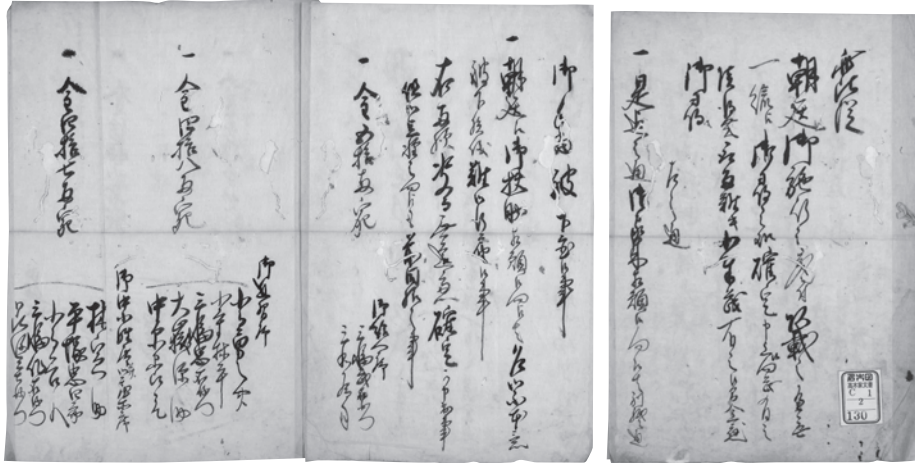
左之通

一是迄之通御家来相願候向江者別紙之通御手当被下置候事

一朝廷江御扶助相願候向江者乍御不本意被下候儀難御行届候事

右両様決而無遠慮確定可申出事

但御足輕之向江も前同様之事



〔史料62〕

手当金は給人席50両、近習席48両、中小姓席並台所席47両、徒士席45両、以下三輪鎌三・森幸之助35両、井口林右衛門15両、足輕の仲谷善藏25両、平野忠藏20両、水谷藤藏15両という割合である。

これに対して朝廷扶助を請けないと決めた家臣たちは揃って手当金の辞退を申し出た（水野75お・か・こ・さ・き、小寺3-196）。その理由は以下のとおりである（各人が差し出した辞退書の内容は同じなのでここでは比較的状态のよい医役の中原養元の文書を引用する）。

〔史料63、水野75き〕

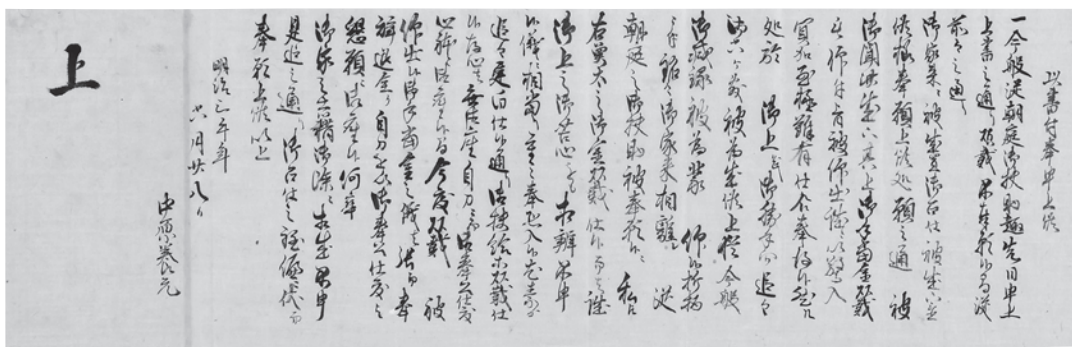
以書付奉申上候

一、今般從朝廷御扶助趣先日申上上書之通り頂戴不奉願候間、従前々之通り御家来ニ被成置御召仕被成下置候様奉願上候処、願之通被御聞濟成下、其上御手当金頂戴被仰付旨被仰出誠ニ以驚入冥加至極難有仕合奉存候、然ル処於御上茂御勝手向追々御六ヶ敷被為成候上、猶今般御減録被為蒙 仰候折柄ニ付、銘々御家来相離レ 從朝廷之御扶助被奉願候ニ、私江右莫太之御金頂戴仕候而者誠御上之御苦心をも相弁不申候儀ニ相当り重々奉恐入候、尤素方追々建白仕候通り御扶給等頂戴仕候存心者無御座、自力ニ而御奉公仕度心体ニ御座候間、今度頂戴 被仰出候御手当金之儀者強而奉辞退、全ク自力を以御奉公仕度与懇願ニ御座候、何卒御家之士籍御除ニ相成不申、是迄之通り御召仕之程偏ニ伏而奉願上候、以上

明治三年六月廿八日

中原養元

上



〔史料63〕

①減禄となり勝手向も厳しく朝廷扶助を願い家中から離れていく家臣もいるなかで莫大の手当金を頂戴することはできない、②もとより扶給等を頂戴するつもりはなく自力にて奉公するつもりであるので手当金は強いて辞退する、③なので「御家之士籍」から除かれずこれまで通り召し使わされることを願う、とある。朝廷扶助を拒否した家臣たちは「御家之士籍」にあることを何よりも望んでいたのである。

朝廷扶助と家臣(2) 他方で、朝廷扶助を願い出た者は小姓・徒士・足輕に多い〔図表7〕。台所方日記(高木F3-3-26)の7月2日条によると、足輕3人以外では、平塚忠四郎・小寺善八・三輪作右衛門・日比弥三右衛門・河合治作・中西範助・三輪弁右衛門・坂篤太郎・井口林右衛門・小寺栄之助の10名が朝廷扶助を希望したとあり、また県への申請書である「御扶助奉願候書付」の下書(7月付、高木C1-2-108)には上記13名に加えて小寺助右衛門の名前もみえる。したがって当初は14名の家臣が朝廷扶助を希望したものと思われる。

朝廷扶助を願う回答書は、足輕3人のもの以外には、坂篤太郎(高木貞勝氏所蔵高木家文書83)、中西範助(水野75あ)、三輪弁右衛門(同75し)、平塚忠四郎(同75く)の4通しか残っていないが、どれも同じく高木の家禄から扶持を頂戴することに配慮して朝廷が下賜する施行を受けて生活を営むことを申し出ている。たとえば、以下は三輪弁右衛門の願書であるが、高木家の家禄は万一の事件のときに「君臣一和紛発」できるよう貯えておくのがよいとし、また朝廷より身分の処置があった場合は扶助を辞退返上するので、そのときは相応の救助を下されば精勤し高恩に報いたいとも述べている。

〔史料64、水野75し〕

乍恐奉願上候

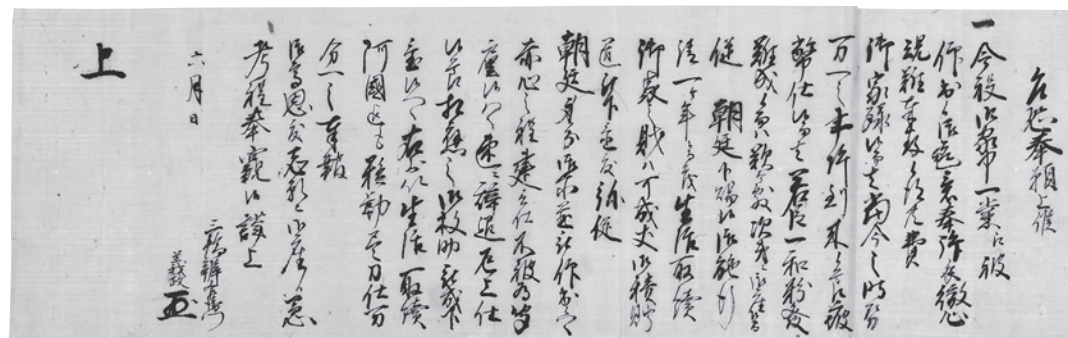
今般御家中一党江被仰出候御趣意奉拝承、徹心魂難奉存候得共、費御家禄候而者、^(有欠カ) 当今之時勢万一之事件到来候節疲弊仕候而者君臣一和紛発難成候而ハ歎ケ敷次第第二御座候間、從朝廷下賜候御施行請一ケ年ニ而茂生計取統、御家之財ハ可成丈御積貯置被下置度、弥從朝廷身分御所置被仰出候ハ、赤心之程建言仕不被為聞雇候ハ、速ニ辞退返上仕候節相応之御救助被成下置候ハ、右於以生活取統何国迄も精勤尽力仕万分之一之奉報御高恩度志願ニ御座候、愚考程奉窺候、謹上

六月日

三輪弁右衛門

義正(花押)

上



〔史料64〕

朝廷扶助を願い出た者たちは7月朔日付で「別心」なき旨の確認書を提出し(水野75け・す・せ・た・ち・つ)、ここで朝廷扶助申請者が確定する。

ところが、笠松県の記録である明治3年10月「管内所在旧旗下陪從ノ者御扶助金ノ事」(岐阜県歴史資料館所蔵「禄制摘要」3・35-176)をみると、高木三家家臣で実際に受給者として名前があるのは西高木家8人、東高木家6人であった〔図表8〕。高木家側の請取書控(高木C1-2-132)も同様である。

名前がみえない西家家臣6名のうち、日比弥三右衛門(水野75な)と三輪弁右衛門(同75て)は9月に朝廷扶助を「頂戴仕候而者、主從之道難相立候間、如何体之苦心仕候共生活取統御奉公仕度奉存候間、御扶助奉願候義者御解被成下置候様奉願候」と辞退を願い出ている。おそらく他の4名も再考し辞退を申し出たのではないだろうか。

〔図表 8、士族陪従の者扶助金受給者〕

	名前	元高	1ヶ年支給額	支給年数	
高木達三郎家来	川添専左衛門	現米22石8斗5升、此俵65俵余	40両	5ヶ年	出兵二代以下並出兵無之三代以上の者
	山田清記	現米22石8斗5升、此俵65俵余	40両	5ヶ年	
	佐野益衛	現米22石8斗5升、此俵65俵余	40両	5ヶ年	
	大河原惣左衛門	現米20石8斗5升、此俵59俵半余	30両	5ヶ年	
	藤田他二郎	現米15石3斗1升、此俵43俵半余	30両	5ヶ年	
	阿部仲吾	現米15石3斗1升、此俵43俵半余	30両	5ヶ年	
高木広家来	平塚忠四郎	現米8石7斗9升、此俵25俵余	25両	5ヶ年	
	小寺善八	現米8石7斗9升、此俵25俵余	25両	5ヶ年	
	河合治作	現米7石4斗、此俵20俵余	25両	5ヶ年	
	小寺栄之助	現米7石4斗、此俵20俵余	25両	5ヶ年	
	佐竹篤太郎	現米7石4斗、此俵20俵余	25両	5ヶ年	
	仲谷善蔵	現米6石1斗9升、此俵17俵半余	20両	5ヶ年	
	水谷藤蔵	現米6石1斗9升、此俵17俵半余	20両	5ヶ年	
	平野忠蔵	現米6石1斗9升、此俵17俵半余	20両	3ヶ年	出兵無之二代以下並30年以上勤仕の者

参考)「管内所在旧旗下陪従ノ者御扶助金ノ事」(岐阜県歴史資料館所蔵「禄制摘要」)

朝廷扶助と家臣(3) 朝廷扶助を申請することなく暇を願い旧里へ去っていった者もいた。喜多川江之右衛門は明治3年2月には早くも、生活の道が立ちがたいので親子とも家名を返上し首尾よく退臣したいと申し出ていた(高木 C2-4-22あ～え)。高木家はこれを認めるものの、このとき「未タ御家之御進退御取極ニも不相成内御家之御一大事茂不奉存自身一己之活計而已思惟致御暇願立候段、君臣之情実ニ相外レ御不快ニ思召候」と厳しい言葉を投げつけている。

他の家臣が朝廷扶助の諾否に悩んでいる頃、6月には喜田瀬兵衛が老年のために帰農を願い(高木貞勝氏所蔵高木家文書56)、7月には栗田源吾が朝廷扶助では生活が続ける見込みがないとして旧里へ引き取りたいと暇を願い出た。

〔史料65、高木 C2-4-31〕

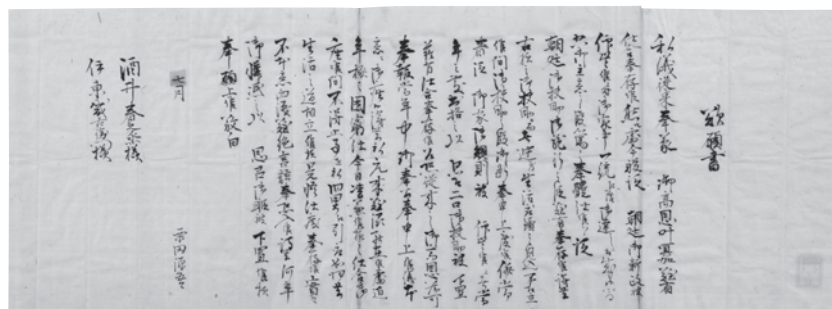
歎願書

私儀従来奉蒙 御高恩叶冥加難有仕合奉存候、然ル処今般従 朝廷御新政被仰出候ニ付、御家中一統江茂御達シニ相成候間、右御主意之段篤々奉体仕候ハ、従朝廷御扶助御施行之段難有奉存候得共、右様之御扶助ニ而者逆茂生活取続之見込不立候間、御扶助之段御断奉申上度候、併当春従 御家御規則被仰出候ニ者当年之処出格之以思召ニ口御扶助被下置難有仕合奉存候、乍恐従来之御高恩為可奉報当年中御奉公奉申上候儀本意ニ御座候得共、私元来難渋罷在候処、近年極々困窮仕、今日凌兼候様之仕合御座候間、不得止事を私旧里江引取如何共生活之道相立候様覚悟仕度奉存候、実々不本意血涙難絶言語奉恐入候得共、何卒御憐愍之以思召御暇被 下置候様奉願上候、敬白

七月 栗田源吾

酒井春之丞様
伊東幾右衛門様

また、朝廷扶助を断り高木家家臣として残っていた大嶽源助は、その後、高木家より一人扶持と「活計金」(立木払い下げ金)を頂いていたようだが、おそらく明治5年頃に、それらを返納し暇を願い出た(高木 C2-4-32)。大嶽は祖先が遠国から供奉して移り住ん



〔史料65〕

だ家筋で、他の土着の家臣とは違い田畑などを所有しておらず、また家族も多く「忽今日凌方之目当テ更難相立、昼夜痛心仕候」であったため、家族は旧里へ預け自分は西京の実父の所に同居して活計の立て方を考えたいと申し出たのである。

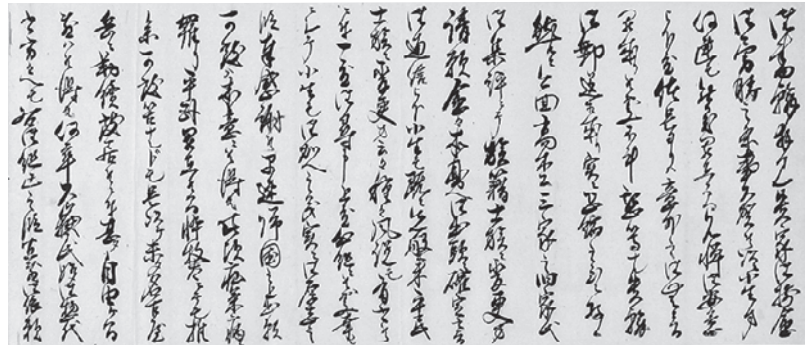
朝廷扶助と家臣（4） こうして高木家家臣は朝廷扶持を頂戴した者、暇を願い出た者、家臣として残った者にわかれ、朝廷扶助を請けずに家中に残った者に対しては明治4年以降も家禄のなかから扶持が与えられた（高木 C1-2-32い・う・え・お、同 C1-2-110）。明治5年冬に記した「大凡見積帳」では、家禄105石（俵にして262俵2斗）のうち80俵が家扶・寺院へ宛てられている（高木 H2-4-82う）。

ところで、高木家に残った家臣は「御家之士籍」から除かれることはなかったが、これは彼らが「士族」の身分に編入されたことを意味するのではない。新政府は、版籍奉還により諸侯（万石以上）の家臣団をすべて士族としたが、基本的に元中大夫（元知行取の旗本）らの家臣を士族卒身分に編入する方針をとらなかった。これは諸侯は華族身分となったが、元中大夫らは士族身分になったという元主家の再編の相違に起因している。実際、高木家家臣たちは明治4年7月に帰農したと笠松県に届けられている（高木 C2-4-29）〔図表7〕。

明治12年になって、伊藤嘉一・大嶽弁之丞・渡辺佐次右衛門が生活難から「本来の二人扶持相当の扶助、を願い出たとき、このときの経緯を次のように振り返っている（高木 C1-2-124）。

然シテ土着（旧領地に住居が認められたこと）ニ相成ルト雖モ広野ニ独立スルカ如ク御家ノ目度朦昧ナルヲ以テ君臣ノ動議一ト方ナラス、其動議ノ定則ハ君臣ノ表面相離ル、ト雖モ内部水魚ノ如クセント、此ノ如ク決スル上ハ先ツ御家ノ会計ノ見込先一ツナルヲ以テ微少ナカラニ口ノ内一口ヲ君ノ会計局ヘ投シ御借財等ノ費用ノ一端ヲ供ス（略）、愍レ君家ハ士族ノ部分トナリ我等ラニ於テハ表面内部ノ義在ルヲ以テ朝助ヲ受ケスシテ帰農ス、彼之レ止ムヲ得サル処也

表面上は士族身分とはされず帰農して士族（旧主君）と平民（旧家臣）にわかれたが、内部では主従関係にあるうとして朝廷扶助を請けずにいたのである。しかし、士族身分へのこだわりはその後も持ち続けたようで、年代は不明ではあるが、後に高木三家の旧家臣たちは共同で士族身分への編入を求める請願運動を計画してもいた〔史料66、小寺4-65〕。



〔史料66、部分〕

俸禄の奉還 高木家に残った家臣たちが支給されていた俸禄（扶持米）は、旧武士階級の特権を最終的に解体する秩禄処分への流れのなかで、高木家の家禄に連動して処分されていくことになる。

政府は明治6年12月に家禄・賞典禄の奉還を認めて、希望者には産業資金として永世禄は6年分、終身禄は4年分を一時に交付して家禄を打ち切ることにした。西高木家の家禄は明治4年8月に広が死去した後、養子の貞正が引き継いでいたが、政府の布告を受けて貞正は家臣を集めて次の相談に及んだ。

〔史料67、小寺4-197〕

先般御達相成候現禄百石未満之輩奉還致シ候得ハ一時御下金相成、百石以上之輩ハ家禄之内ヲ以積立産業の見込相立候様可致御主意之趣有之候、付而者当家之儀年内下賜候家禄米ニ而暮シ方并夫々分賦致シ候得ハ仕払之末可積立過米無之ニ付、如何仕法可相立哉及相談候別紙勘弁書差出シ候間一同存寄無腹臆可被申候也

三月

貞正

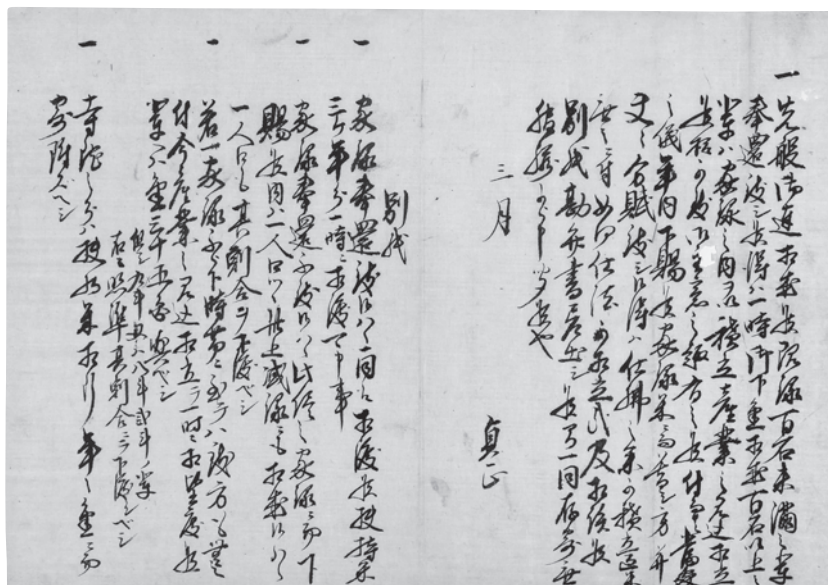
別紙

一家禄奉還致候ハ、一同江相渡候扶持米三ヶ年分一時ニ相渡可申事

一家禄奉還不致候ハ、此儘之家禄ニ而下賜候内ハ一人口ツ、此上減禄ニも相成候ハ、一人口も其割合ヲ下

渡ベシ

- 一若一家禄不被下時節ニ至テハ致方も無之付、今産業之見込相立テ一時ニ相望度候輩へハ金三十五円与ベシ
- 但シ九斗又ハ八斗式斗ノ輩
- 右ニ照準其割合ニテ下渡シベシ
- 一寺院之分ハ扶持米相引年々金ニ而寄附スヘシ



[史料67]

家禄奉還の気運が高まっているなかで高木は、①家禄を奉還したときは家臣へは扶持米3年分を一時に渡し（実際に百石以上の者が家禄奉還を認められるのは明治7年11月である）、②家禄を奉還しない場合は政府より家禄を下賜されるうちは家臣へは一人扶持ずつ渡すが減禄となったときはその分を減ずることを伝えるとともに、③家禄が廃止となつてからではどうしようもないので、いま産業資金を希望する者へは一時金を与えると帰農商を促したのである。

結論を言えば、このとき高木は家禄の奉還は見合わせたが（高木 H2-4-82あ）、7月から8月にかけて日比弥三右衛門（高木 C1-2-111）・井口林右衛門（高木 C1-2-114）・小寺孫八郎（高木 C1-2-115）・三輪弁右衛門（高木 C1-2-117）・小寺助右衛門（高木 C1-2-116）・三輪武左衛門（高木 C1-2-113あ）の6名が扶持米の奉還と帰農商のための産業資金の交付を願ひ出た。一例として三輪弁右衛門の願書と請書を引用する。

[史料68、高木 C1-2-117]

奉願候口上書

私義不才不調法者御目永ク御召過被下置難有仕合奉存候、然者巳年御上地後格別之御憐意^(感)ニ而為御志計御助救年毎ニ頂戴仕御蔭ヲ以活計取続難有仕合奉存候、且又当春更ニ被仰出御主意篤と愚考仕候処、活計為資本金被下置候御規則被為建候ニ付而者甚以奉恐入候得共、去ル巳年ノ頂戴仕候御米八斗之義者乍恐奉還候而農工商資本金御規則之通り御割合ニ而頂戴被仰付候へ者寔以御厚恩之程冥加至極難有仕合ニ奉存候、何卒御仁恤之御沙汰之程御取計被下候様偏ニ拝仕候奉悃願候

明治七年戊八月 三輪弁右衛門（印）

渡 佐次右衛門殿

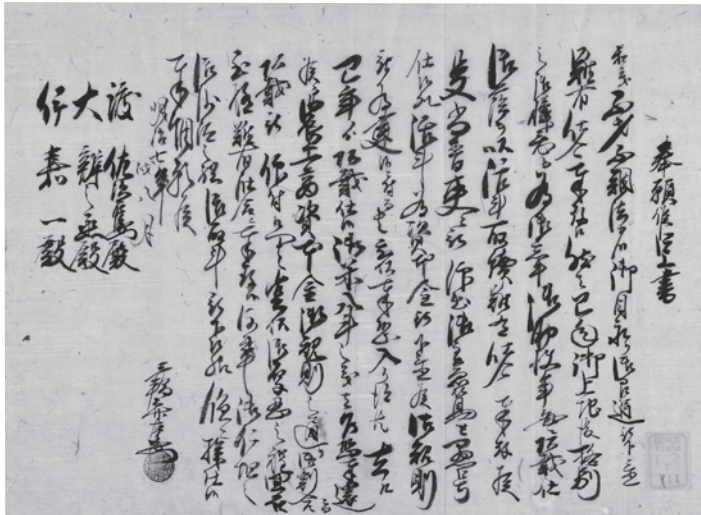
大 弁之丞殿

伊 嘉一殿

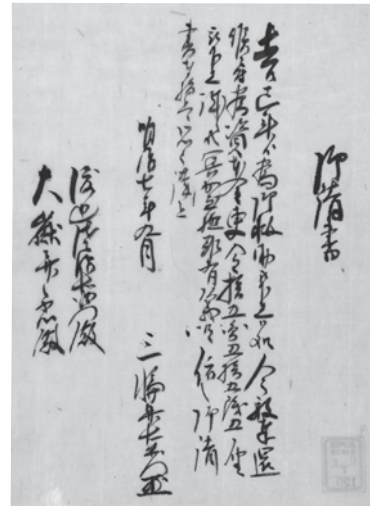
[史料69、高木 C1-2-120]

御請書

去ル巳年ノ為御救助被下置候処今般奉還候ニ付、為資本金更金拾五円五厘被下置、誠ニ以冥加至極難有頂戴



〔史料68〕



〔史料69〕

仕候、依之御請書奉指上候、恐々謹言
 明治七年九月 三輪弁右衛門（花押）
 渡辺佐次右衛門殿
 大嶽弁之丞殿

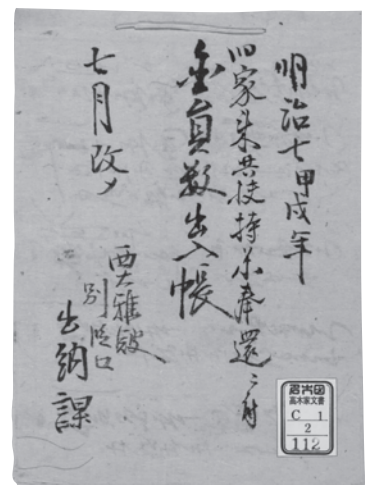
三輪武左衛門と日比は、明治2年12月の上地以降交付されていた一人扶持を奉還し、産業資金として35円を請け取っている（高木 C1-2-113う、同118）。小寺助右衛門は半人扶持奉還・17円50銭請取（高木 C1-2-121）、小寺孫八郎と三輪弁右衛門は8斗奉還・15円55銭請取（高木 C1-2-119、同120）、井口は2斗奉還・3円88銭請取であった（高木 C1-2-123）。ここからは三輪と日比を除き禄の僅少の者が帰農商に応じたことがわかるのである〔史料70、高木 C1-2-112〕。

高木家の秩禄処分と家臣 政府は明治8年より家禄・賞典禄の現石支給を金禄に改め（明治5-7年3ヶ年の貢納石代相場の平均によって換算）、翌年8月には金禄公債証書発行条例を公布し家禄制度廃止に踏み切った。

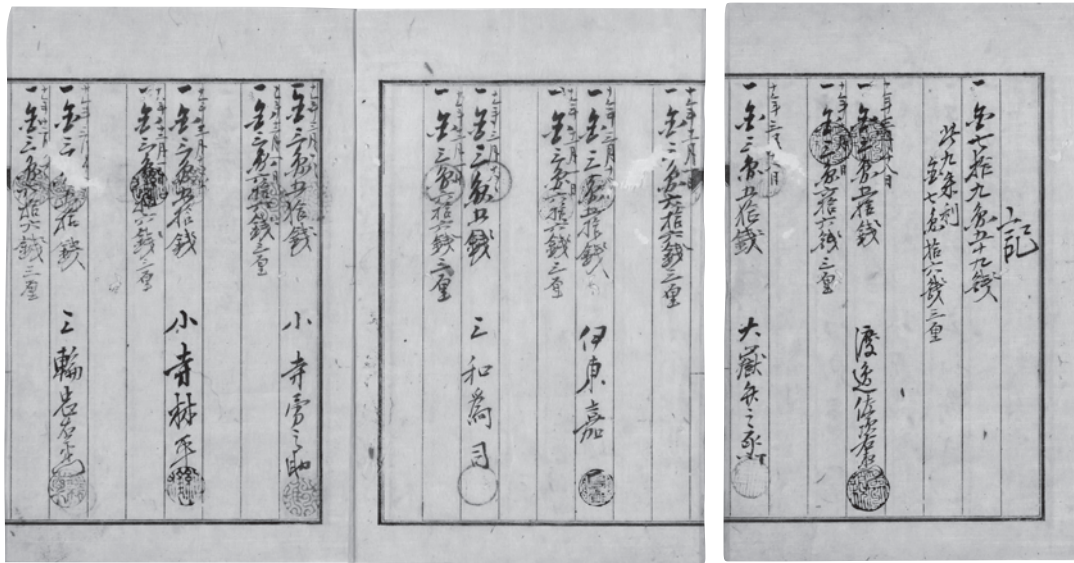
高木家も公債と引き換えに家禄は廃止されたが、同家の金禄公債は現存する明治11年下半期分利子の請取書によると4640円（下半期利子は139円20銭）であった（高木 H2-1-306）。これは、笠松県の3ヶ年平均米価は5円05387であったから（『明治前期財政経済史料集成』8）、金禄は家禄105石×5円5銭余として約530円25銭、金禄公債証書発行条例で永世禄500円以上600円未満は8年9ヶ月分に相当する額の6分利付公債証書を交付するとあるので、 $530 \times 8.75 \div 6 = 770.83$ 円と算出されたと考えられる。

高木は上記の処分に連動して、家臣へ支給していた扶持を明治10年分から金禄利子の支給へと切り換えた〔史料71、C1-2-122あ〕。一人扶持の11名（渡辺佐次右衛門、大嶽弁之丞、伊東嘉一、三和為司、小寺勇之助、小寺林平、三輪忠右衛門、中原養元、林寅助、三輪猛太郎、三輪健造）に対しては79円59銭の金利9%（利子九朱）にあたる7円16銭3厘を年2回にわけて支給（上半期3円50銭、下半期3円66銭3厘）、半人扶持の森政太郎へはその半分にあたる3円58銭1厘5（39円79銭5厘×0.09）を同じく年二回にわけて支給した（上半期1円75銭、下半期1円83銭1厘5）。この一人79円59銭の金額はおそらくは高木家の金禄と同じ方法で算出したのであろう。すなわち、一人扶持を1石8斗として、平均米価5.05387と8.75（8年9ヶ月分）を掛ければ約79円59銭となる。

金禄利子の下げ渡しは明治13年まで4年間つづいた後、家臣たちは元金の一括支給を願い出たようである。たとえば小寺林平は、明治13年6月に、「追々老年ニ至り稼業等モ難行届、然ルニ目今諸色沸騰ニ際シ今日ノ生計ニ差間殆ント当惑罷在候」ことを理由に「年々賜ル一口扶持ノ金員」を一時に下げ渡されたいと願い出ている（小寺3-166）。結局高木が、翌年2月



〔史料70〕



〔史料71〕

に12名全員に80円を一時に交付したことで〔史料72、高木 C1-2-122く〕、高木家の家臣に対する扶助は打ち切られた。小寺林平の請取にはこれまでの経緯が簡潔に述べられている。

〔史料73、高木 C1-2-125〕

記

一金八拾円也

右者先年ヨリ壱人口扶持頂戴罷在候処、近年金禄利子ヲ以テ御下渡シ相成、然ル処今般元金一時ニ御下渡シ奉願、則前書之金円正ニ奉請取候也

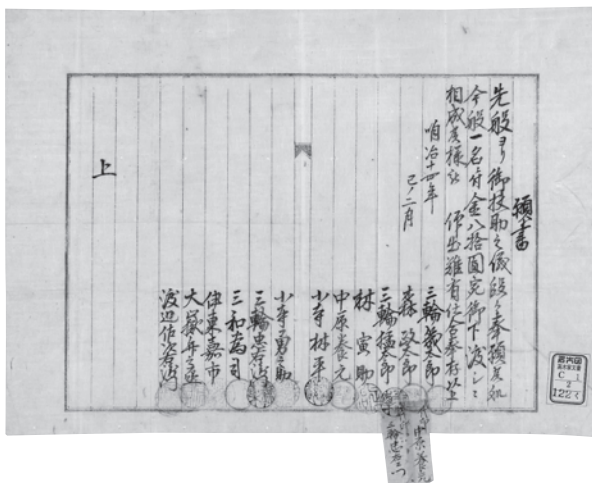
明治十四年二月廿七日

小寺林平 (印)

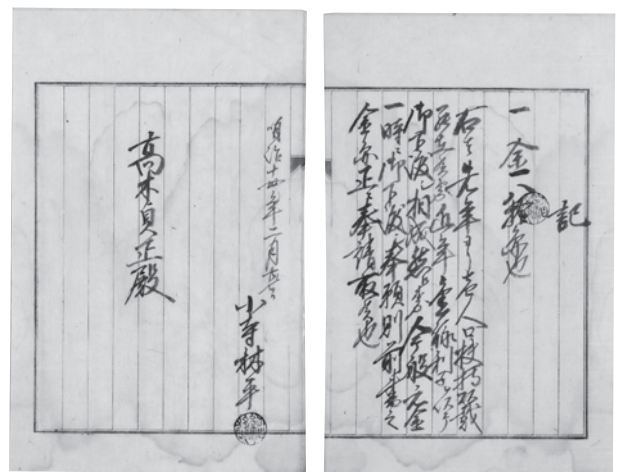
高木貞正殿

明治2年末の上地・禄制改革以降も高木は家禄のなかから家臣たちへ扶持（扶助）を支給し主従関係を継続してきたが、扶持を金禄公債に切り換え、その元金を一時に支給したことで、残った家臣たちも「御家之士籍」から除かれることになったのである。

高木が東京移住を命じられることなく旧領地に居住しつづけたことで、土着の旧家臣たちとの個別な人間関係はその後も続いていくが（第Ⅲ章参照）、高木家の主従関係は明治13年限りで解体したといえる。



〔史料72〕



〔史料73〕

Ⅲ 近代における小寺家の人々と暮らし

第Ⅲ章では、明治維新により高木家家臣という立場を失った小寺家の人々が、その後いかなる暮らしをしていったかについて取り上げた。

明治期、小寺林平の息子・弓之助は警察官となり、警部まで昇進している。もともと、農業という経済基盤を持つ小寺家にとり、弓之助が警察官である必然性は低かったため、飛騨古川へ転勤となった際に父親林平は辞職を勧めている。

維新後も小寺家と旧主君高木家の親交は続いており、高木家家族の婚礼や葬儀に小寺家の人々が手伝いにゆき、逆に小寺家側の冠婚葬祭の際には高木家から祝儀・香典が贈られている。また、当時経済的に余裕があった小寺家は、高木家へ金銭を融通している。その一方で、古川へ転勤となった弓之助を呼び戻すために高木家の力を借りようとするなど、不測の事態が発生した際には高木家を頼っている。

弓之助の娘・才は、名古屋の中京裁縫女学校を卒業した後、親の薦めに従い多良出身の山口彦蔵方へ住み込んでより高度な裁縫技術を身につけようとするも、そのような日々にいやげがさしたため親に無断で飛び出している。その後、大阪へ出て貯金局へ勤めるなどした後に、従兄弟の小寺勇造と結婚している。

1. 警察官・小寺弓之助

明治期における岐阜県の警察制度 岐阜県における近代警察制度は、明治4年(1871)に県庁内に警察業務と裁判を司る聴訟課を置くと共に、警察官として同年捕亡手を、翌5年に捕亡下調を設置して臨時探索・逮捕の職に当たさせたことにはじまる。また、明治5年には県下9ヶ所に後の警察署の前身となる捕亡方も置かれた。明治6年4月には捕亡手・捕亡下調の名称を捕丁に改称、ついで6月には政府の太政官布告に従い番人と改めている。11月には、県内の治安強化のために岐阜・大垣など県内の主な城下町・宿駅や地域の中心的な町・村に取締局を設置している。翌7年には「取締区制置規則」を發布、戸数3000~6000の割合で取締区を設定し、各取締区に屯所・見張所を設けることとした。

そのような中、明治8年3月に政府は「行政警察規則」を布達、従来の警察制度を改めて、全国的に一律でなかった警察官の呼称を邏卒と改称することや、各府県長官の下に警察掛を置くことなどを定めた。さらに、4月には太政官達をもって従来の取締区屯所を廃止して警察出張所を置くこととした。また、10月には邏卒の名称を廃して、地方に警部・巡査を置くようにとの太政官布告を出している。

これにより、岐阜県では番人の名を邏卒に、さらに巡査と改称している。また、4月に庶務課の下に警察掛を設置、さらに10月には警察掛と監獄掛を合わせて警察業務を行う第四課に組織替えしている。その後、第四課は明治13年1月に警察課と改称、同年4月には警察本署と改められ、同年9月に県庁から分離して厚見郡今泉村今小町に居を移している。

しかし、政府による地方官々制の改正に伴い、明治19年8月に岐阜県は警察本署を廃止し、代わりに県庁内に岐阜県警察本部を設置、明治23年には警察本部を警察部に改める。その後、明治38年4月に勅令第140号をもって各府県に警務部を置くこととなったため改称されたが、同40年7月の勅令第166号に基づいて再び警察部の名称に戻されている。

一方、取締区屯所は先述の明治8年4月の太政官達により同年5月に廃止され、代わりに県下に警察出張所6ヶ所28分区屯所が置かれるようになる。さらに、出張所・屯所の数や管轄区域は明治9年4月に岐阜・大垣・上有知・御嵩に新たに設置された区裁判所の管轄区域と同一にすることとなり出張所4ヶ所27分区屯所に改変、また同年8月には筑摩県が廃止され飛騨三郡が岐阜県に合併されたことにより出張所5ヶ所31分区屯所へと改められる。

明治10年2月、従来の警察出張所・屯所の名称を廃して警察署・分署と改称、地名を冠して岐阜警察署・笠松分署などと呼ぶこととなる。同年6月には、県下警察署管轄区域の変更を行い、5警察署29分署および24巡查交番所に編成替えしている。ついで、明治12年には上有知警察署を廃止して、4警察署21分署および33巡查交番所の体制に改めている。なお、以後も警察署・分署・巡查交番所の改廃は状況や方針の変化に伴い何度となく行われてゆくこととなる。

警察官としての小寺弓之助の履歴 旧西高木家家臣・小寺弓之助が警察官となったのは、番人から邏卒へ、さらに巡査へと警察官の名称が変わった明治8年であった。彼は同年10月に警察官として最下級の階級である四等邏

卒の、11月に邏卒改め四等巡査の辞令をもらっている。

翌9年に加納にあった第1区1分区屯所詰に、10年2月には笠松分署〔写真8〕（小寺7-3）詰となっている。また、同年4月三等巡査に、13年には二等巡査へと昇進している。

その後、明治13年に八幡警察署へ転勤、翌14年に高須警察署へ出向し、12月臨時警部代理を命じられている。16年には島田警察署へと移り、そこで巡査監督・警部補代理巡査監督・巡査伍長・執行務長兼署務長心得・監督補助などの職を命じられ歴任している。なお、明治22年に島田警察署は高田警察署〔写真9〕（小寺7-27）と改称される。翌23年に、弓之助は以下のようにその働きぶりが認められ岐阜県知事より精勤証書を下付されている。

〔史料74、小寺12-144〕

第壹号

巡査精勤証書

岐阜県巡査 小寺弓之助

右行状方正ニシテ勤務勉勵事務ニ熟達ス、因テ此証ヲ付与スル者也

明治廿三年一月十五日

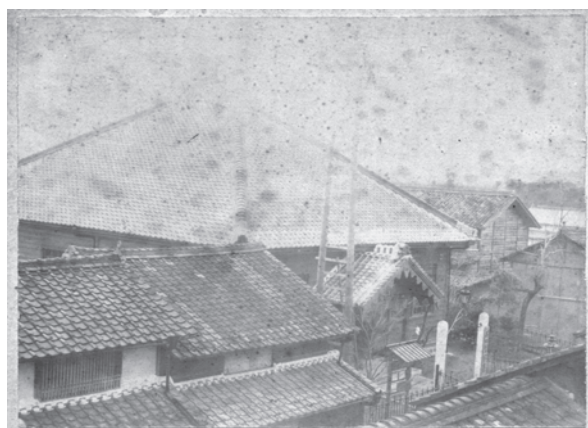
岐阜県知事従四位勲三等・小崎利準（印）

弓之助は、明治23年8月11日に巡査部長に昇進する。そして、同日飛騨古川警察署詰を命じられるが、遠隔地であるため赴任前後に盛んに転署運動を行い、それが効を奏して11月に高田警察署管轄下牧田分署詰となる。

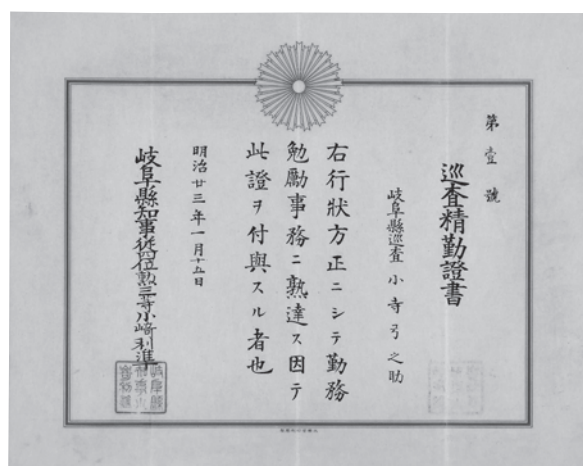
〔写真10〕は、彼の巡査時代の写真で、前列右から3番目の人物が弓之助だと言われている。また、〔写真11〕は巡査時代の制帽である。制帽のモールは階級を表しており、モールが多いほど階級が高いことを示す。明治8年～明治10年頃までの政府が発布した警官の制服に関する法令をまとめた「警察官制服制」によれば、モール4本は一等巡査のものである。しかし、弓之助は一等巡査になっていないので、制度が変更され新たに置かれるようになった巡査部長時代に着用していたものではないかと



〔写真8、笠松分署〕



〔写真9、高田警察署〕



〔史料74〕



〔写真10、巡査時代の小寺弓之助〕

思われる。

その後、弓之助は明治26年に警部に昇進し、今尾分署長となる。〔史料75、小寺12-65〕は、警部に昇進した際の辞令書である。また、〔写真12〕は警部時代の制服（常帽・常衣）である。「岐阜県警察規則類聚」によれば常服の袖口に刺繍されている3本筋は袖章で、着用者が警部・警部補・消防司令・消防司令補・消防機関士であることを示している。ちなみに、総監・副総監・警視などより上級の階級・役職になると、この袖章の筋はさらに増えてゆくこととなる。

このように分署長まで出世を遂げた弓之助であったが、2年後の明治28年3月に非職を命じられ警察を退職することとなる。その後彼は多良へ戻り、明治29年から明治45年まで多良村の助役を勤めるなど村内の有力者の1人として村政に力を入れてゆく。そして、大正2年（1913）には、次のように多良村から助役を長年勤めたことへの感謝状をもらっている。

〔史料76、小寺12-52〕

感謝状

貴下自明治二十九年六月至明治四十五年六月満拾六箇年余本村助役トシテ村長ヲ補佐シ、村治ニ尽力セラレタルハ、村民等シク其勞ヲ多トス、依テ感謝ノ意ヲ表スル為メ、茲ニ村会ヲ代表シ一具ノ袴地ヲ贈呈ス

大正二年十月二十四日

養老郡多良村会代表者

村長・立木喜又

小寺弓之助殿

ところで、基本的に弓之助は警察官時代単身赴任をしていた。その頃、彼は赴任地から実家の経済運営に関してこと細やかな書状を出している。

〔史料77、小寺1-417〕

昨日御差出ノ貴書忝拜見仕候、^{サテ} 偕先達而申上ケ候中ノ畑ハ、強之右衛門ニ^{セヒ}デモ是非御^{ワキテ}掟可被下候

一屋敷畑ハ羽ヶ原ノ善ニ引受ケ呉レル様御頼ミ被下候

一ヤキ桐ノ火鉢ハ外^{ホカ}へ売レタル由ニテ最早コレナク候間、此段御承知可被下候

一宣徳火鉢ハ幸便ニ御取寄セ置キ有之度、尤モ正林寺へ譲リテモ宜敷間、早ク右宣徳火鉢御取寄セ有之度

一中ノ畑ハ今日ニモ強之右衛門へ咄し、作り呉レル様御取計有之度

一拙者モ来月十日マテニハ是非一度帰宅可致候、余ハ後便ニ譲ル

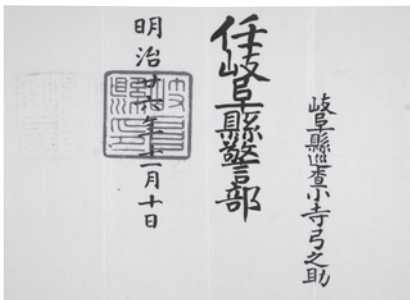
十月廿八日



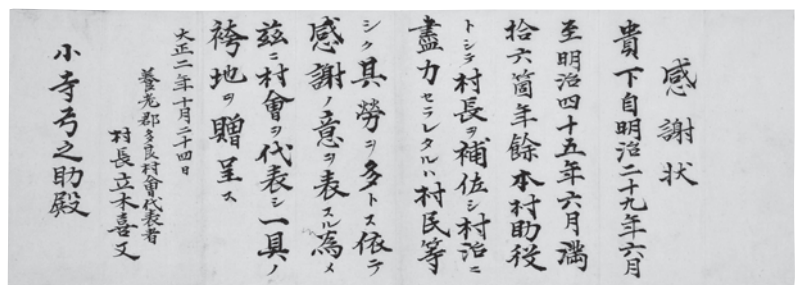
〔写真 11、小寺弓之助所用、巡查制帽〕



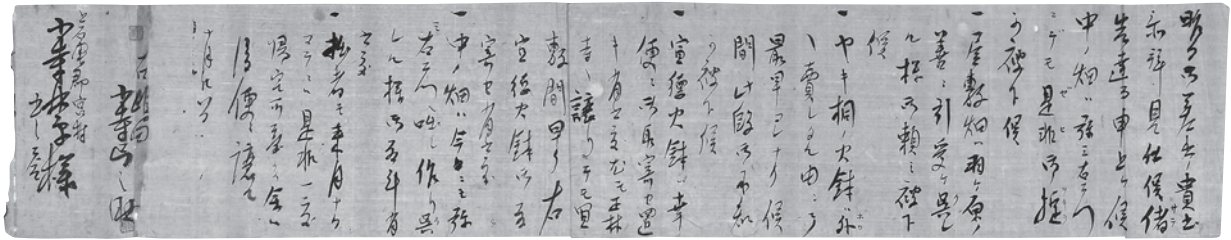
〔写真 12、小寺弓之助所用、警部制服・制帽〕



〔史料75〕



〔史料76〕



【史料77】

在島田 小寺弓之助 (印)
上石津郡宮村
小寺林平様 貴答

この史料は、島田警察署に在勤中の明治16年から22年までの間に、弓之助が父親林平に宛てて出した書状である。弓之助が島田へ単身赴任、弟絃之助が彦根へ奉公にていたため、当時宮村の小寺家に男手は老齡の父親林平しかいなかった。そのため、所持していた土地の耕作がままならなかったのであろう、弓之助は林平へ土地を強之右衛門らへ小作へ出すようにと指示を出している。このことから、当時彼が単身赴任をしながらも実家の経済運営を握っていたことがうかがわれる。

なお、小寺家は明治22年に次のように土地を買い増ししている。

〔史料78、小寺24-161〕

前略、御免可被下候、扱此間帰省致シタル節大ニ御厄介ニ預リ難有奉鳴謝候、其節御咄し申上ケ置タル地所ノ一件ハ、天カラブチ落タルモノト思ヒ禪ヲ質ニ入レ買求メ候間、御承知被下候、就テハ当年カラ上納ハ勿論、諸入費ヲ出ス筈ニ取極メ置候ニ付、戸長役場ヨリ取立テ候ハ、御出金被下候、米五俵ハ御売払被下候テモ差問コレナク候得共、金ハ直ク受取、後トデ彼は迷惑ノ罹ラザル様御取計有之度、尤モ米ハ少シ高クナリタル故、其積リテ売テ被下候、洗濯物ハ当地ヘ來テ遣ツテ貰ガヨキカ、物品ヲ御地ヘ送ルガヨキカ、蒲団ノ洗濯杯ハ当地ノモノヲ頼ミサセルガヨキカ、御相談ノ上直グ御返事被下候、私シハ六月七日ヨリ岐阜ヘ行ク間、夫レマテニ洗濯物ハ何ントカ片付度 積ナリ、何卒此状着次第直グ御返事被下候、毎度ナガラ人ノ笑ヲ招カザル様御心掛被下候、早々不備

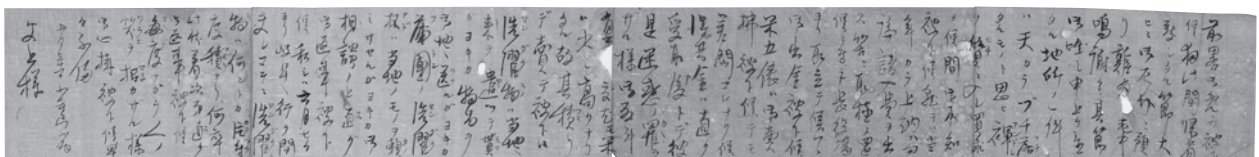
(明治二十二年) 五月三十一日 小寺弓之助

父上様

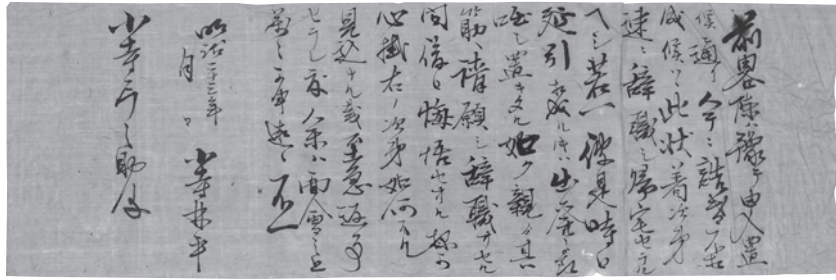
ここでも、弓之助主導で土地の買得が行われており、彼が実家の経営権を握っていたことを確認できる。残念ながら史料がないので確証はないが、当該期も小寺家に男手がないという状況に変わりはないので、これらの土地も小作に出されたと考えられる。なお、付け加えるならば、本史料では父林平に対して売却すべき米の量や代金の受け取り方まで事細かに指示していることから、弓之助の几帳面な性格が読み取れる。

このように、弓之助が警察へ奉職していた時期、弓之助主導で小寺家は土地を集積しそれを小作へ下しており、それなりの経済基盤を持っていた。そのためであろう、小寺家は弓之助が警察官であることにさして執着していなかったようである。

明治23年に飛騨古川警察署へ転勤になった際、弓之助は実家のある宮村から非常に遠いため何とか赴任を避けようとしたがうまくゆかず、やむを得ず古川へ赴任する。その後、彼は知り合いたちに働きかけ何とか西濃へ転署を試みるもうまく行かなかった。そのような中、転署が未だうまくゆかないようであるならば、速やかに辞職



【史料78】



〔史料79〕

して帰宅することを促す父小寺林平の書状が弓之助へ届いている。

〔史料79、小寺24-251〕

前略、陳ハ予テ申入置候通り、今ニ詰替不相成候ハ、此状着次第速ニ辞職シ帰宅セラルヘシ、若一彼是時日延引相成ルトキハ、出発之節咄シ置キタル如ク親ル其筋へ請願シ辞職サセル間、後日悔悟セサル様可心掛、右ノ次第如何スル見込ナル哉、至急返事セラレ度、余ハ面会之上万々可申述候、不
 明治二十三年 月 日 小寺林平

小寺弓之助殿

本史料で林平は弓之助に対し、速やかに帰宅しないならば林平から然るべき筋へ辞職を申し出ると伝えている。林平にとり弓之助が警察官であることよりも、彼が実家へ帰宅することの方が望ましかったのである。

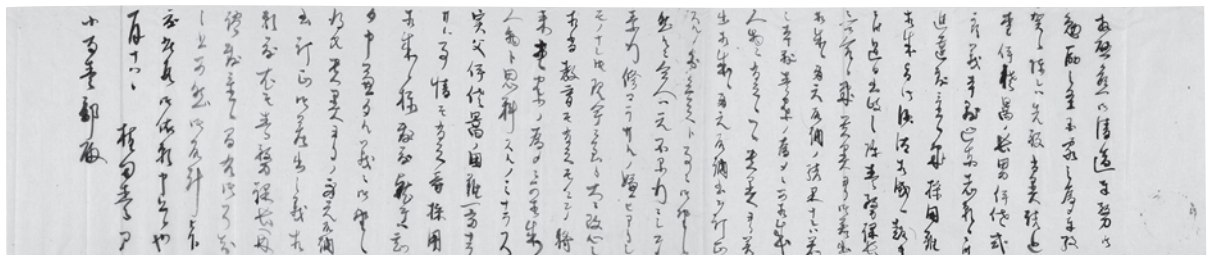
身内に甘い警察 以上のように親林平から警官を辞職するよう求められた弓之助であったが、幸い転署運動が効を奏し、高田警察署時代の元上司・中北警部の引きにより呼び戻され、高田警察署管轄下牧田分署詰になり、警察を辞めずにすんでいる（なお、転署運動については2節も参照されたい）。

ところで、小寺家文書には岐阜警察署部内配置を命ぜられたのは弓之助と署長の助力によるものであるとする三輪捨造からの礼状（小寺2-447）や、今度の転署には不満があるので弓之助へ配置替えの周旋を依頼する渡辺悌次郎からの書状（小寺2-200）も残されており、知り合いのツテを頼って人事を覆すことが広く行われていたことが確認できる。言い換えれば、身内鼯鼠による人事が広く行われていたといえる。ちなみに、このような身内鼯鼠の傾向は転署や配置転換のみならず、次のように採用においても見られた。

〔史料80、小寺24-592〕

拜啓、愈御清道奉務御勉勵之条、国家之為メ奉敬賀候、陳レハ先般当署詰巡查伊佐髙ノ長男伊佐武郎義、本県巡查志願之所、進達致置候処、採用難相成旨御沙汰相成候趣キニ付、過日出岐之際警務課長ニ問合候処、貴署ヨリ御差出相成候身元取調ノ結果ナレハ、若シ本県警察ノ為メニ可相成人物ニ有之候ハ、貴署ヨリ差出相成候身元取調書ヲ訂正スルノ外無之ト事ニ御座候、然ルニ全人ハ元不品行ニシテ素行修マラサルノ嫌ヒアリシモノナレトモ、即今ニ至リ大ニ改心シ相当教育モ有之モノニテ、将来警察ノ為メニ可相成人物ト思料スルノミナラス、実父伊佐髙ノ困難一方ナラサル事情モ有之ニ付、採用相成候様致度、就テハ甚タ申兼タル義ニ御座候得共、貴署ヨリノ身元取調書訂正御差出之義相頼度、尤モ警務課長ヘ内談致置候間、右御了知之上可然御取計被下度、此段御依頼申上候也

一月十八日 植田警部
 小寺警部殿



〔史料80〕

高須警察署長・植田警部の部下に伊佐嵩という警官がいた。そして、彼の長男伊佐武郎なる人物が巡査になることを志願した。おそらく、伊佐武郎は今尾分署管轄内に住んでいたであろう、彼に関する身元取調書は今尾分署により作成され巡査の採用に関わる部署へ差し出された。その身元取調書には、伊佐武郎が以前非常に素行が悪かったことが記されていたため、警察としては彼を巡査として採用できないという結果となった。

これに不服を持った植田は、警務課長へ掛け合い今尾分署で作成された身元取調書の内容が書き直されれば採用可能であるとの言葉を引き出した。そこで、植田は今尾分署長であった弓之助に身元取調書の書き換えを依頼することにした。本史料はその書き換えの依頼状である。この中で植田は弓之助へ、伊佐武郎は現在改換しており将来警察のために有益な人材であることを強調すると共に、親の伊佐嵩が今現在非常に困難な事情を抱えていることを訴えている。このように、警察組織全体の利益のみならず部下の家庭の事情をも汲んで主張していることから、植田の行動が身内最良によるものであることがわかる。

なお、警官たちの身内最良による行動は一般市民に対して次のように不利益を強要しようとするこさえあった。明治27年に弓之助の元部下で当時大垣警察署詰であった竹腰松治郎という巡査が急死する。松治郎の当時の上司であった大垣警察署長心得・後藤威臣は、残された彼の家族のために手を尽くしている。そして、弓之助へ次のように協力を依頼している。

〔史料81、小寺24-628〕

謹白、益御多拝奉賀候、故巡査竹腰松治郎ハ家族四人ヲ遺シテ俄然死亡候処、別ニ余財無之為メ、今ヤ一家四人の糊口ノ資ニ窮シ路頭ニ彷徨スルノ悲境ニ沈倫致候ニ付、県下各同僚ニ訴ヘ多少ノ義捐ヲ乞ヒ度ト警部長殿へ上申候処、事情ハ惘然ナレトモ死亡者ニ対シテ如何トモスル能ハサル旨ニ有之、殆ント失望致シ、付テハ貴署ト当署トハ又格別全巡査ニハ縁故有之ニ付、折ヲ見計ヒ又多少ノ義捐致度御同感ニモ候ハ、予メ御承知置相成度候、然ルニ本人貴署在勤中粟屋・尾張屋・住友屋・東京楼等ノ各店へ物品購入代金ノ借置有之候由、有之トモ今更本人遺族ノ身トシテ不足ナク精算ノ義ハ覚束ナク、認メラレ候、付テハ真ニ気ノ毒ノ至リニ付、何ントカ貴下ノ方寸ニテ香典トシテ三分ノ一若シクハ半額ニテ勘弁致呉レ候様一言各店主へ御内謝被成下度、特ニ御依頼申上候、全巡査ノ跡片付ハ近日執行スヘキ考ヘニ付、何卒至急ニ何分ノ御内答頂之度希望ノ至リニ不堪候、尚署長之示不達決定スルコトト相考ヘ候

四月廿七日 (後藤) 威臣

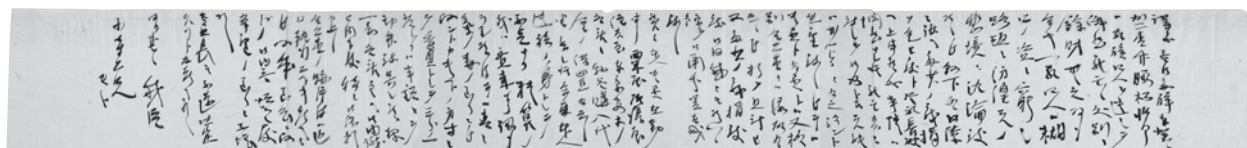
小寺大兄

貴下

本史料によれば、後藤は上司の警部長へ困窮している竹腰松治郎の遺族のために県下の警官全てに義捐金を募ることを求めたが断られた。そこで、せめて大垣警察署とかつて松治郎が所属していた今尾分署内において義捐金を募ることを後藤は求めている。さらに、粟屋・尾張屋・住友屋・東京楼など今尾町の商店へ、香典代わりにして松治郎が今尾分署詰時代に借金の残額を3分の1ないし半額にするように弓之助から掛け合うよう依頼している。後藤の行動は部下思いから出たものであろうが、貸した商店から見れば不利益の強要である。もっとも、このような無理な要求はなかなか通らなかつたようで、5月に後藤から弓之助に宛てて「各債主ニ対シテ、香典トシテ半額、若クハ四分ノ一ニ減スル様御尽力御配慮被成下度、如斯義ニ小生ヨリ御依頼申上」(小寺24-629)との依頼が再びなされている。

自由民権運動への弾圧 小寺家文書の中には、弓之助の警察官としての具体的な活動を示す史料が多く残されている。その中には、自由民権運動の監視・弾圧に関わる史料もいくつか含まれている。

自由民権運動とは、明治7年に征韓論に破れ下野した板垣退助・後藤象二郎らが行った民撰議院建立建白をきっかけに発生した、日本最初の近代民主主義革命運動のことである。自由民権論者たちは、国会開設・地租軽減・外国との不平等条約改正・地方自治権の確立などを粘りづよく要求、さらに専制的な政府を批判し、その打倒を叫んだ。当然、このような運動を当時の政府は良く思わず、自由民権運動への弾圧を行った。



〔史料81〕

岐阜県では明治12年頃から自由民権運動が高まりを持ち始め、国会開設請願の署名が行われたり、出版・結社活動による啓蒙的運動が盛んとなる。明治14年に板垣退助を中心に自由党が結成されると、岐阜県下でも明治15年までにその下部組織として濃尾自由党が結成される。しかし、同年6月に改正された集会条例により解散させられたため、その後は非政治結社などの偽装の下で活動を行わざるえなくなる。

また、当時自由民権論者たちは盛んに政談演説会や出版活動を行ったが、警察により弾圧をうけることも多々あった。岐阜県では、明治15年2月～16年1月までに演説過激なるために2名のものが重禁固に、3名が演説禁止に、1名が罰金に処せられている。また、岐阜日日新聞編集長は明治15年1月から16年6月にかけて重禁固や罰金処分に4回処せられている。

その後、全国的に自由民権運動は農民を中心に暴力的になっていったために、警察による弾圧も激しさを増してゆく。岐阜県でも明治17年に加茂事件とよばれる暴動がおき、多くの自由民権論者が処分されている。それ以降、岐阜県において自由民権運動はしばらく沈滞するが、明治20年頃から再び県下で政談演説会が頻繁に開かれるようになる。しかし、明治17年に解党した旧自由党が地租軽減・言論集会の自由・外交挽回の3要求を掲げて三大建白運動を展開、これと帝国議会開設に備えて自由民権各派の団結を目指した後藤象二郎らの大同団結運動が交錯し、全国各地の自由民権論者が続々と上京したため、これを弾圧する目的で政府が明治20年12月に保安条例を發布、それに伴い県下での弾圧も激しくなってゆく。

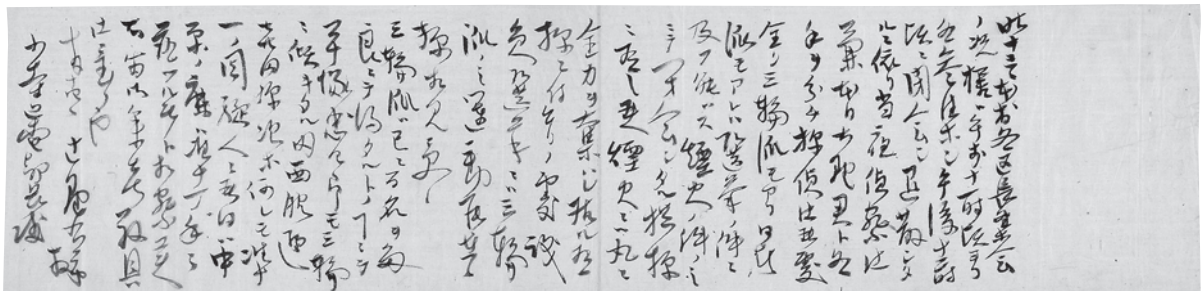
以上のように岐阜県の警察は、政府の意向に沿うかたちで自由民権論者たちに種々の監視や弾圧を加えていた。そして、このような自由民権論者への監視・弾圧は県会議員選挙や帝国議会議員選挙においてもみられた。明治25年4月の県会議員半数改選を控え、時村出身の県会議員で自由民権論者であった三輪準一の選挙運動の様子を探っていた牧田分署所属多良村派出所詰巡査・辻野右市が、24年10月14日に次のような報告を牧田分署の小寺弓之助へおこなっている。

〔史料82、小寺1-263〕

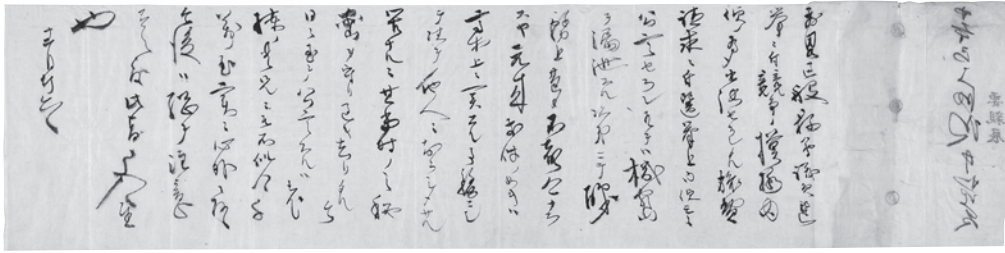
昨十三日本県各区長集会ノ況様ハ、午前十一時頃ヨリ各参集シ午後十二時頃ニ閉会シ退散シタルニ依リ当夜偵察仕兼、本日大野君ト各手ヲ分チ探偵仕候処、全ク三輪派モアリ日比派モアレハ選挙ノ件ニ及フ能ハス、煙火ノ件ノミニテ閉会シタル模様ニ有之候、煙火ニハ丸と全力ヲ奪ハレ居ル有様ニ付、今日ノ処議員選挙ニハ三輪派ノミ運動罷在候様相見受候、三輪派ハ已ニ百名ヲ多良ニテ得タルトノコトニテ、平塚忠四郎モ三輪ニ傾キタル由、西脇遜・喜田孫次等何レモ準一ノ周旋人ニ候得ハ中原ノ廉ハ準一ノ手ニ落ツルモノト相察候
右万御参考 敬具
仕置候也
十月十四日 辻野右市 拜
小寺巡査部長殿

当時、上石津郡では三輪準一を押し派閥と、沢田村の日比俊造を押し派閥があったが、この段階では三輪準一派のみが選挙運動を展開して多良において百名ほどの支持者を得ていたこと、旧西高木家家臣の平塚忠四郎も三輪支持に傾きつつあることなど、支持者の様子までこと細かく調べられており、当時の警察が如何に自由民権論者を危険視ないし敵対視していたかがうかがわれる。

もっとも、選挙への監視・弾圧行為は表だったものではなかった。県会議員選挙の際に弓之助は選挙運動の状況を内偵するために出張していた。選挙後、内偵のためにかかった出張旅費を請求したところ、そのような請求は機密が漏洩することになるので今後気をつけるようにと上司の中北警部から次のように叱責をうけている。



〔史料82〕



〔史料83〕

〔史料83、小寺3-49〕

(端裏)

〔小寺弓之助殿 中北治友〕

前略、過般県会議員選挙ニ付競争ノ模様内偵ノ為メ出張セラレタル旅費請求ニ付、選挙上内偵云々公言セラレ候テハ機密ヲ漏泄スル次第ニテ、職務上甚タ不都合ナラスヤ、元来前件ノ如キハ高等上ニ関スル事務ニシテ、決テ他人ニ知ラシメサル筈ナルニ、其当時ノミ秘密ヲ守リ、過キ去リタル今日ニ至テ公言スルハ老練ノ貴兄ニモ不似合千万、至実ニ心外ニ存候、今後ハ総テ注意有之度此旨申入達也

十二月廿六日

政府の意向により行われた自由民権論者への監視・弾圧であるが、建前上はあくまで秘密裡に行われていたことがうかがわれる。

2. 旧主高木家と小寺家

明治・大正と時代が移り変わるなか、小寺家と旧主高木家との関係はどのように変化していったのだろうか。ここでは、弓之助と貞正を中心に、小寺家史料の書状、帳簿、記録類から小寺家と高木家との関わりをみていくことにする。

記録類のうち、大正8年(1919)分が欠け、記事の少ない年があるものの、明治40年(1907)～昭和11年(1935)に至る日誌がまとまって残されている(小寺6-1～16)。執筆は小寺弓之助の手によるものが大半を占めるが、長女積、次女才、長男弘の嫁ふじゑらも筆をとっているため、それぞれの関心により記述内容が異なっており、家族や家のつきあい、日常の出来事や行事、金銭出納記録等の記事がみられる。この日誌の明治・大正期分の記述から、高木家との関係をうかがうことができる記事を抄出したのが〔図表9〕である。内容は、年賀挨拶、高木家への手伝い、金銭貸借、その他である。

高木家への御手伝 これによれば、明治期の正月の条には「高木貞正氏方ニテ例年ノ通、新年ノ祝酒ヲ賜リタリ」という記事がみられ、高木家への年賀挨拶は定例行事であった。大正4年から5年、11年から13年にかけては日記の記事が少なく、年賀に関する記事はみられないが、日誌最後の年である昭和11年の正月の条には、「西高木家エ立寄り、年賀ノ挨拶ヲ済シ」とあることから、簡略化されながらも続いていたようである。旧主に対して旧家臣が変わらず礼を尽くす、その姿勢は高木家へ出頭する御手伝にもみられる。

高木家では①明治42年5月、高木貞正三男貞久の結婚、②大正2年1月、貞正妻富子の葬儀、③大正7年1月、次男貞元(14代当主)の結婚、④大正9年4月、貞正葬儀〔史料84、小寺6-7〕、などが執り行われているが、この時には小寺家から弓之助、妻栄、積、才が手伝いに呼ばれている。①の貞久の養子入りの際には、弓之助と積が終日手伝いとして詰め、翌月の養子先毛利家の来訪時には弓之助が鈴木初太郎・渡辺辰弥と共に狂言を演じ、客をもてなしている。高木家からは謝儀として金1円を渡されたほか、足袋や縮緬生地、年末に歳暮として柿と野菜が贈られている。②では、葬式当日までの4日間、初七日・四十九日法要、忌明けの引出物の餅搗きなどを務め、志と餅、缶詰、形見分けの品、忌明け志金25銭を受け取っている。③では、1月22日、25～28日と、計5日間手伝いに出ており、栄と才が事前の掃除や賄い、後かたづけなどを務めている。また、奥方の里帰りからの帰宅時にも御手伝いに出ているが、高木家から謝儀として金3円とそれぞれへ品物を受け取っている。日誌には関連する記述はないが、12月5日付で「陳ハ突然なから、忤貞元縁組之義ニ付、御嘶致度義有之候間、今朝御出勤掛暫時、御面談之為御立寄被下度、御頼申入候也」という貞正から弓之助宛の書状〔史料85、小寺8-968〕が出されていること

〔図表 9、明治・大正期の小寺家日誌にみる高木家との関係〕

年月日	記	事
M40. 1. 1	「高木貞正氏方ニテ例年ノ通、新年ノ祝酒ヲ賜リタリ」	
7.23	「高木貞正方法事ニ付き金十銭持参し行けり」	
M41. 1. 1	「高木貞正方ニ於テ、年頭ノ祝酒ハ例年ノ通」	
M42. 1. 1	「宴会後、高木貞正方へ年頭ニ行き、同家ニ於テ祝酒ヲ賜リタリ」	
5.16	「高木貞正三男貞久氏、今回名古屋市毛利家へ養子セラレニ付、其遣り行トシテ招待ヲ受ケ、積ト共ニ手伝トシテ終日同家へ相越シ居レリ、右祝トシテ金三十銭呈出セリ」	
6. 6	「本月二日、高木へ来客アリ、手伝トシテ積ト共ニ行ケリ、其来客ハ貞久氏名古屋市ノ毛利家へ養子セラレ、初客トシテ養母始メ媒酌人等都合四名来客ナリ、同夜鈴木初太郎、渡辺辰弥ト共に狂言ヲ為セリ」	
6.10	「高木家ヨリ謝儀トシテ五十銭并ニ積ヘ五十銭、都合一円、下女が持ち来レリ」	
6.16	「高木家ヨリ謝儀トシテ紺足袋二足、唐縮緬大巾三尺貫ヒ受ケタリ」	
M43. 1. 1	「高木貞正方へ年頭ニ行き、同家ニ於テ例年ノ通り祝酒ヲ賜リタリ」	
12. 8	「高木貞正ヨリ依頼ヲ受ケ、四分利国庫債券百円券三枚、則チ三百円貸シ与ヘタレトモ、其借用証書マタ受取ラズ」	
12. 9	「高木貞正方ヨリ国庫債券三枚朔日預ケ置キタル処、其ノ借用証書送付し越タルニ付、之レヲ受取タリ」	
M44. 1. 1	「午後一時、高木家へ年賀ニ行き、祝酒ヲ賜リタリ」	
2. 4	(高木貞嘉より敷地年貢米一斗三升)	
12.23	「前日高木貞正方ヨリ予テ貸渡シアル三百円ノ公債利札三枚、則チ六円ト外ニ現金七円五十銭利子トシテ持参シ来リタルニ付、右利札ハ受取タレトモ、現金七円五十銭ハ返戻セリ」	
M45. 1. 1	「午後一時、高木家へ行き、例年ノ通り祝酒ヲ賜リ」	
12. 3	「昨日、高木貞正方ヨリ曩ニ貸与シ置キタル公債三百円ノ利札六円送付ニ依リ、銀行ニ於テ六円受取タリ」	
T 2. 1.18	「本日午前三時、高木富子病死ニ付、手伝トシテ終日同家へ相越シ居リ」	
1.19	「前日同様手伝トシテ高木家へ相越シ居レリ」	
1.20	「香資金三十銭携帯シ、高木家へ手伝トシテ相越シタリ」	
1.22	「高木富子死亡、本日葬儀ニ付前日ニ引続キ手伝トシテ相越シ、栄ト共ニ葬式ニ参会セリ」	
1.23	「高木富子ノ初七日引揚ケ執行ニ付、手伝トシテ終日相越シ居レリ」	
1.24	「本月十八日以来、高木家へ手伝トシテ相越シ居リシガ、本日ヨリ整理事務所へ出務サレリ」	
3. 2	「高木家亡富子香資返並に四十九日仏事の件に付き、出頭方申シ来るにより、早朝より出頭シ、夕刻帰宅セリ」	
3. 7	「高木家亡富子四十九日相当仏事に付き、金二十銭持参シ、手伝として兩人出頭シ、夕刻帰宅セリ」	
3.10	「高木家亡富子忌明志の餅、搗手として兩人共相越したり」	
3.11	「前日同様餅搗手伝として兩人とも高木家へ相越したり」「高木家より亡富子忌明志ざしと餅十一、鐘詰二箇贈与せられたるに付、蠟燭十丁呈進せり」	
4.23	「高木家亡富子遺物として、衣類二枚、外に取持挨拶として帯一筋もらひうけたり、其ノ使伊右衛門へ金五銭差遣したり」	
6. 6	「高木貞正方へ貸与シアリ公債三百円ノ利札（一枚二円ノモノ）三枚受取タリ」	
10.18	(高木貞嘉妻しづ子死亡に付き、会葬として本堂寺へ行けり)	
11.29	「高木正嘉（貞正）方より亡富子忌明志として、金二十五銭貰ひたり、使に三銭渡したり」	
12.22	「高木貞正方より、予テ貸しある公債利子札二円三枚、三輪伊右衛門持参したるニ付、銀行ニ於テ現金六円受取りたり」	
12.30	「高木貞正方より、歳暮として柿一かんとはしさいと云ふを十三かぶ貰ひたり、其ノ使に五銭差つかわしたり」	
T 3. 1. 1	「高木家ニ於テ例年ノ通り祝酒ヲ賜リタリ」	
1.18	「高木貞正方ノ亡富子一箇年ニ付キ、弓之助ヲ招カレタリ」	
8.29	(東高木との土地をめぐる問題を記述)	
T 6. 1. 1	「高木家に於テ例年の通り祝酒を賜りたり」	
T 7. 1. 1	「高木家に於テ例年の通り祝酒を賜りたり」	
1.22	「西高木方へ榮及び才は掃除をしに行きたり」	
1.25	「午後より弓之助、榮、才は西高木様へ手伝に行きたり」	
1.26	「貞元様嫁披露につき、祝として金一円持参し行けり」	
1.27	「榮、才兩人手伝ひに行きたり」	
1.28	「榮、才兩人手伝ひに行きたり」	
3.22	「西高木家ヨリ貞元様奥方引取の時、御手伝ニ行きし挨拶トシテ、弓之助へ箱入の皿壺枚と金壺円、榮と才へハ足袋一足ト金壺円づゝ下され、使の物（ママ）へ拾銭おひけをやりたり、其御礼ニ参る時上等の菓子箱を持参せり」	
5.21	「高木家へ五円かし」	
6. 3	「西高木桑十一貫百五十目四円五十銭の割、代金五円〇壺銭七厘五毛、手金一円納め、又四円貳銭払たり」	
8.25	「高木貞元出征に付き、餞別として金一円進呈す」	
9.12	「高木貞正名古屋より朔日帰宅致し、其ノ土産として唐縮緬の風呂敷を持参し来れば、其ノ使の者に五銭差遣したり」	
T 9. 2.15	「西高木家より子供の祝として赤飯一重を貰ひ受けたり」	
3.25	「愛知病院内高木貞元氏より、実父貞正氏キトクとの電報、渡辺方と平塚方へと到来せしかば、早朝雨を冒して渡辺、平塚、父上の三名、関ヶ原発午前八時の汽車にて名古屋へ行かれたり」「本日午後十一時過に、父上名古屋より帰宅せられたり」	
3.29	「高木貞正氏、愛知病院内に於テ死亡なしたり」「父上高木家へ行き、其の夜は宿泊せり」	

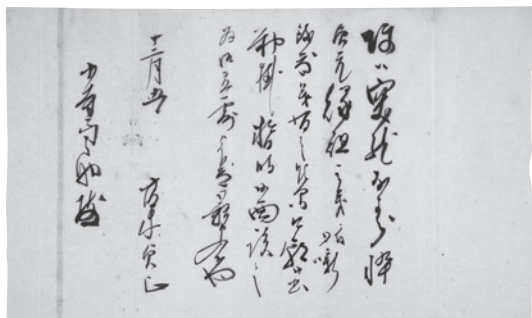
年月日	記	事
3.30	「父母両名とも高木家へ行かれたり」	
3.31	「父上、真正氏帰宅せられしたるにつき、関ヶ原迄父上と伊藤慈、人足十五人と迎ひにいきたり」「母上高木家へ行かれたり」	
4. 1	「父上、母上共に西高木家へ行きたり」	
4. 2	「父母共高木家へ行きたり」	
4. 3	「父母高木家行きたり」	
4. 4	「父母高木家行きたり」	
4. 5	「高木貞元方香儀壹円ト忌中見舞二円、郵便局にてはがき五十枚七十五銭」	
4. 6	「高木家七日仏事ニ付、兩人共手伝方に招かれたり」	
4. 8	「高木家へ母上はかたづけに午前中行かれたり」「父上、午後五時頃より高木家へ行き、午後十一時頃帰宅せられたり」	
5.13	「高木貞正香奠かやしの餅付の手伝に行きたり、餅十一とみの紙式状貰いたり、使二あいそやれり」	
5.16	「高木貞正四十九日法事ニ付、兩人共手伝方に招かれたり、仏前へ金一元」	
7.31	「高木貞正様遺物、袷羽織、柱掛け花籠箱入と貰いたり、使二二拾銭やりたり、其返戻二蠟燭七十式銭の一袋持参セリ」	
T10. 1. 1	「(学校での年賀式) 右エ参会シ、西高木家始メ年始ノ礼ヲ為シ」	
2. 1	「西高木家エ中島豊之助外二名来邸ニ付、栄ハ手伝ニ行ケリ」	
2.13	「西高木家家政改革ノ件ニ付招待ニ依り出頭、来会者渡辺辰弥、平塚保賀吉、吉田稔、都合四名」	
3.21	「西高木家方ノ古道具類競売ノ際、大垣市商人杉野某ヨリ八寸膳二枚、飯台一個、木杯五個、代金三円五十銭ニテ買求メタリ」	
3.29	「西高木家法事、正林寺ニ於テ執行ニ付、金壹円霊前エ供養セリ」	
5.11	「西高木ヨリ貞勝様の全快祝ト、栄ニ反物礼ニ貰い、使二拾銭あいそせり」	
6.10	「西高木ヨリあまご五ひき貰い、使二十銭やり」	
8.17	「高木貞元使、あいそ十銭」	
T 13.11.26	「高木貞元殿病氣ニ付、朔日岐阜病院エ見舞状ヲ出シ、本日同家訪問ニ行ケリ」	
11.27	「高木貞元ヨリ返信来ルニ依り、尚等又訪問状郵送セリ」	
12. 7	「高木貞元方エ病氣見舞トシテ菓子箱一個呈進セリ」	
12.18	「高木貞元殿ニハ昨日退院、帰宅セラレタルニ付、見舞トシテ出頭シ、病室ニ於テ面談、帰宅セリ」	

本口キ収十一時過に父ヒ名古屋ヨリ歸宅
 せられたり
 三月二十六日 晴天 全曜
 一才、本日之瀬原氏に於て研物の講習あり
 た。たつと出席し、存に一瀬ヨリ久保内
 先生方へ遊びに行きたり
 一、二十三日思給十九日同子銀打にて更取りなり
 三月二十七日 晴天 全曜
 一木、午後四時頃才歸宅しなり
 一正林寺に於て法事つとあり、たつと法傳前として
 金五枚持参し父上ヨリ行かれたり
 三月二十八日 晴天 全曜

一記事なり
 三月二十日 晴天 全曜
 一記事なり
 三月二十日 晴天 全曜
 一愛知病院ヨリ高木貞元氏ヨリ實父貞正氏
 キトツと此電報渡辺辰弥と平塚保賀(と列
 末せしめば早朝兩三冒して返平塚文上此
 三名關々京発午前八時の汽車ヨリ名古屋
 へ行かれたり
 一念通子にて子供の名披露も、招かれたるに
 依りて白米持参し、ふさ此さんと母と
 兩名午前十一時行かれたり

〔史料84〕

から、高木家が必要に応じて手伝いを依頼していたようである。④では、3月25日に愛知病院に入院していた真正危篤の電報が渡辺・平塚・小寺の3家へ届き、弓之助は他の2人と共に早朝雨のなか名古屋に向かい、帰宅したのは午後11時過ぎであった。26日から28日までの記述はないが、真正が死亡した29日の夜には高木家へ泊まりこみ、翌日関ヶ原まで搬送されてくる真正を迎えに行っている。この日から連続5日間と初七日には弓之助夫婦が高木家に御手伝いに出かけ、香典返しの餅つきなどを行い、餅と美濃紙を礼にもらい、形見分けには裕羽織、花籠が贈られている。



〔史料85〕

このように、高木家で結婚や葬儀といった儀礼が行われる際には御手伝いに出かけている。記事には他の旧家臣家の名前もみられ、小寺家同様に御手伝いを行っていたことがうかがわれるが、真正危篤の知らせが届いた3家のなかに小寺家があったということは、旧家臣家のなかでも高木家との関わりの深さを示すものといえるだろう。また、大正10年2月13日に高木家の家政改革の相談があった時にも、渡辺辰弥・平塚保賀吉・吉田稔とともに弓之助が招かれている。

高木家への金銭貸与 明治中後期から大正期における小寺家は、小作年貢・茶の栽培・養蚕を中心とした家業経営を行っており、公債の購入や土地の集積を進めている。これに加えて、弓之助が警察官・村の助役を勤めるなど俸給を得ており、経済基盤は安定していた。日誌には年貢納入や税金納付、貸し金など金銭的事項が巻末に掲載されているほか、毎日の記述の中にも含まれているが、その中には、高木家への金銭貸与の記事がみられる。

明治43年(1910)12月8日条には、国庫債券300円分を貸し与えた記述があり、翌年12月23日条には、真正が債権の利札6円と利子7円50銭を持参したが、利札のみを受け取り、利子は受け取らなかった旨を記述している。明治45年・大正2年(1913)にも利札のみの受取記事がみられ、利子は受け取っていない。以降、これに関する記事はみられないが、大正5年1月7日付の弓之助から真正宛の書状下書には、

〔史料86、小寺6-13〕

拜呈陳ハ甚寒之候、益御勇勝之段奉賀候、旧冬ハ重宝ノ物品御下賜相成、難有早速御礼申上バク筈ノ処、他事ニ取紛レ遂ニ欠礼仕、不本意ノ段、何卒御海容可被下候、偕厚恩深キ御主家ニ対シ、我ガ身ノ及フ限り元分ノ義務ヲ尽シ、其厚恩ノ万分一タリトモ御恩ヲ報スルガ当然ナリ、夫レ是レヲ顧ミズ再度彼是申上ルハ甚タ不敬ニ涉リ、実ニ恐縮ノ至リニ候得共、先般予メ内輪事情申上置キ候通り、舍弟絃之助ハ身分ニ相当セザル忝勇造ヲ師範学校エ入学セシメ、其学資等負債相嵩ミ、頗ル困難ノ場合ニ付、此辺深ク御洞察ノ上憐レナル盲目同様ノ舍弟ヲ救助スル資ニ充テ度候間、予テ御預ケ置キ候公債証書、来ル二月中旬頃マテニ御返戻相成ル様致度、先ツハ要用ノミ早々敬具

大正五年一月七日

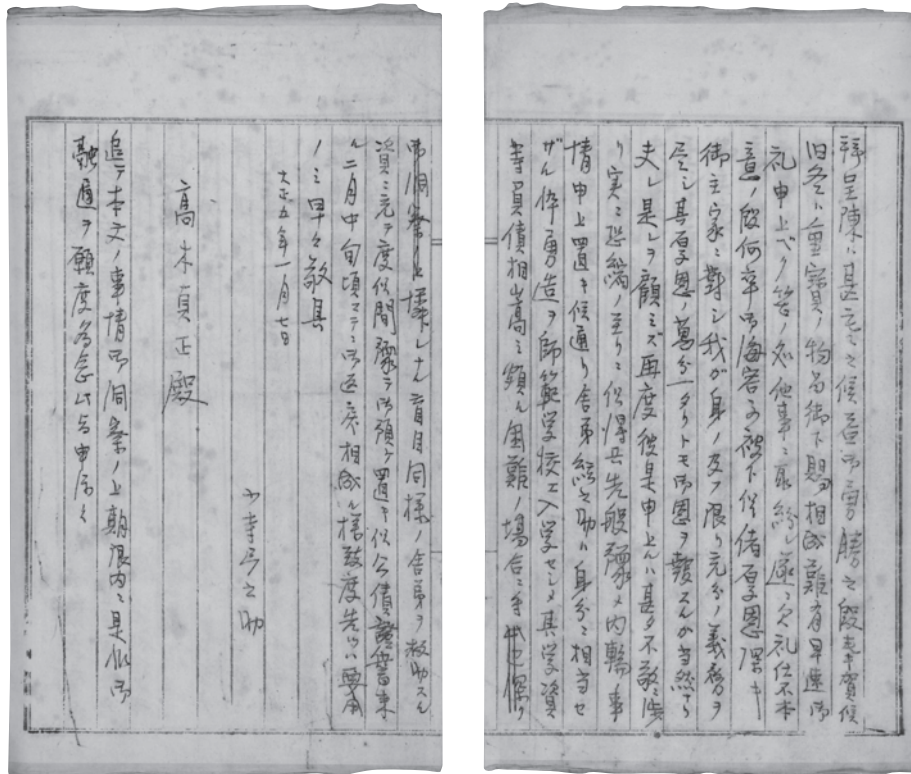
小寺弓之助

高木真正殿

追テ本文ノ事情御洞察ノ上、期限内ニ是非御融通ヲ願度、為念此旨申添候

と書かれている。公債は「厚恩深キ御主家ニ対シ、我ガ身ノ及フ限り元分ノ義務ヲ尽シ、其厚恩ノ万分一タリトモ御恩ヲ報スルガ当然ナリ」という認識のもと、「御預ケ置キ候公債」であった。債権貸与の利子を受け取らなかったことも、主家への報恩のための行為であったが、生活に困窮する弟を援助するため必要に迫られ、「夫レ是レヲ顧ミズ再度彼是申上ルハ甚タ不敬ニ涉リ、実ニ恐縮ノ至リニ候得共」と、返却を求めている。

実際、彦根在住の絃之助は、明治42年3月頃から眼病にかかり、京都大学病院で「不治ノ眼病ニテ到底全治セザル」との診断を受け、同年5月15日に弓之助宅へ相談に訪れており、同年12月には、弓之助から絃之助に宛てて、奉公先本家から以後2年間は毎月米2斗、家賃を無賃とする救助を受けることになっているが、弓之助からも当分の内は毎月玄米1斗か2斗を援助するので、次男信を尋常科だけでも通わせるように、とする手紙と金5円を送っている。同44年1月には絃之助が度々来訪し「勇造ヲ教育ニ従事セシムルヤ否」の協議を重ね、教員検定・準教員検定を受検させ、4月に滋賀県師範学校予備科へ入学させているが、この間の必要経費38円余の他、入学後の学資は弓之助が負担している。同45年6月には、弓之助は助役を満期退職となっているが、勇造と2人の子供の学資負担、これに加えて11月末には、奉公先からの援助が打ち切りとなる絃之助が帰郷してきたため、経済的負担が増し、高木家への金銭貸与もそれまでのようにはいかなかったのかもしれない。年末詳ではあるが、



〔史料86〕

7月28日付の真正から弓之助宛の書状（小寺3-151）に「長々借用之有価証券三枚、此度御返却致候間、御受領被下度、誠ニ段々延引相成申訳無之、不悪御了知被下度、厚御礼申述候」とあることから、貸与した債券が請求を受けながらも、すぐには返却されなかったようである。

これ以外にも、「拝啓突然なから、本月無抛金員入用之義有之候間、百円三ヶ月計借用之義相叶間敷哉、御依頼旁御尋申進候、否御一報煩し度候也」（小寺8-703）と、真正から弓之助へ借金を依頼する書状や、「過日御文信に來御預り金、本月中御入用ニ付御返却可申義、御尤モナル御事情ハ御察申進候、直チニ御返し可申候処、甚タ申兼候得共、途中にて込入候間、何卒來ル六月迄延期ニ預り度、御延引御依頼申進候」（小寺3-144）などの書状が多数残されており、小寺家を頼りにする真正への融資は度々行われ、返済は遅れがちであったようである。

弓之助の転勤運動と高木家 高木家へ「元分ノ義務」を続ける小寺家であるが、逆に高木家から小寺家に対して還されるものは何であったのだろうか。1節でみたように、弓之助は明治23年（1890）に遠方の地である飛騨古川署へ赴任しているが、明治15年にも同地への転勤話が浮上したことがあった。

〔史料87、小寺3-240〕

暖氣之候、愈御清栄可被成御奉務欣然之至奉存候、陳者今般貴所御儀飛国へ御転任之趣被仰越、委細承諾致候、付テハ貴所過般御帰署之後、御賢父様少々御不快ニテ、差タル儀モ無之候得共、今ニ快氣之体モ相見へ不申、將又つな儀も御帰署後少々相変シ、頓与快氣之様子無之、然ル処頃西脇友輔（出願カ）の長男耕太郎の帰省ニ付診察相受候処、胃腑之悩ミト相見へ候由ニテ、即時全快之病氣ニ無之旨被申聞、且又兼テ御咄シ申置候みね儀も、去ル十六日死去致シ候間、左様御承知可被下候、右旁以テつな病氣モ深ク差障り、甚心痛致候条、篤ト御賢考有之度、最モ御賢父モ甚心痛被致候間、兼テ先般御咄シ申上候通、御賢考之上、御辞職相成候様致度、此段申上度、早々
 拝啓

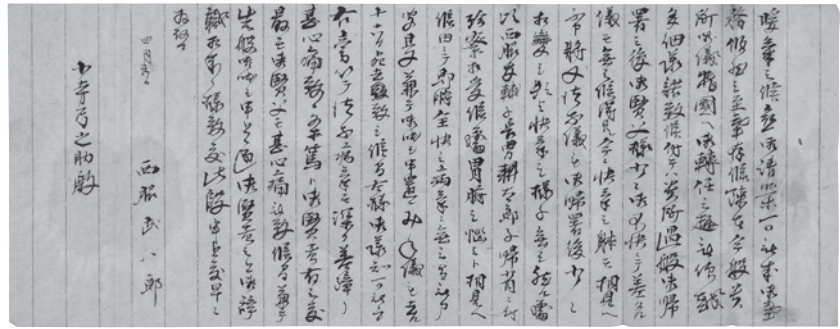
四月廿日

西脇武八郎

小寺弓之助殿

これは義父から弓之助に出された書状であるが、飛騨への転任話によって実父林平、実家で病氣養生している妻つなも体調を崩したことが書かれ、辞職することを勧めている。ところが、9月に入って反対していた林平から、

つなの病氣も快復してきており、西脇家とも相談した結果、辞職の件は暫く見合わせるようにとのことなので、よく考えて判断するように、と書状を寄越している。以後も書状のやりとりをしているが、翌年2月27日付の弓之助から林平宛書状（小寺2-341）には、「御老体ノ日々御困難ヲ顧ミザルハ禽獸鳥魚ニモ劣ルモノト御思召ス乎ト、陰ケ



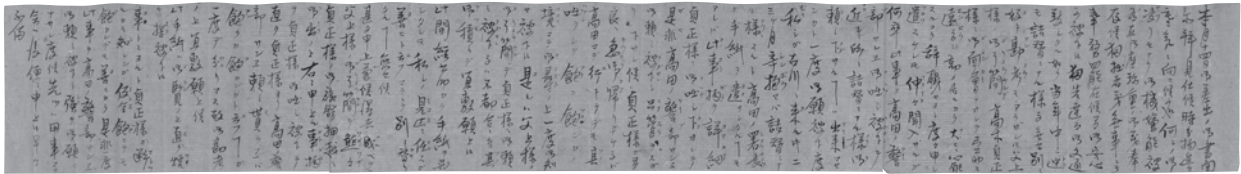
〔史料87〕

ナガラ思ヒナガラ其意ヲ尽サルハ何レ此罪ハ眼前ナルト憂量シ」としながらも、「只今此職ヲ退リゾケバ、従来ノ事ハ水ノ上ノ泡トナルハ実ニ心外ニコレアリ候、此辺宜敷御洞察ノ程」と辞職はしないことを決断していたようだ。1年近くも、家族で相談して出した結論であったが、老齡独居の父と病氣の妻という存在があったことも影響したのであろうか、結局転勤することなく3月26日付で島田署に出向となった。残念ながら、つなはその翌日に帰らぬ人となっている。

しかし、明治23年には、父には弓之助の妻栄が同居しており、何の心配もないことから、遠方への転勤を拒む理由はなく、関係者への働きかけも徒労に終わり（小寺24-398・399）、古川警察署に転勤を余儀なくされている。同年8月19日付の絃之助の書状（小寺4-150）には、古川への転勤を「御栄転」として、10年以上勤務して巡査部長に任命されたのだから辞職は残念であること、老父が辞職してほしいというのに従うのは、子供として孝心であるとしながらも、暫く任地に赴き、3・4ヶ月後に退職するのが良いのではないかと、との考えを伝えており、古川への赴任を勧めている。弓之助から父親に宛てた書状をみると、9月17日付のもの（小寺4-103）には、「絃之助ハ先便ニ申越シタル通り帰宅セシヤ、未タ自宅ニ罷在候ハ、拙者辞職ノ義御相談ノ上、直ク御返事被下候、若シ辞職スルガ都合能キ義ナレバ、来ル十月上旬ニ辞職スル様致度」とあり、絃之助の考えを分かった上で、相談するように指示している。10月31日付（小寺4-123）のものには、「実ニ申訳ナキ次第ナレトモ、十一月中旬頃マデハ、先ツ是マデノ通相勤メ、夫レデモ詰替ナキトキハ、是非ナク辞職スル間」としているが、11月16日付のものでは、

〔史料88、小寺4-124〕

（前略）当年中ハ迎モ詰替ニナル様子無之、別ニ好キ勘考モアラザレトモ、父上様ノ御了簡高木貞正様ニ御面会ナサレテ、弓之助モ遠方ニ勤メ居ルカラ大ヒニ心配スルカラ、辞職セヨト度々申シ遣スケレトモ、仲々聞入ザルガ、何卒此事ヲ高田ノ警部サンエ御咄シ被下テ、近キ所へ詰替ニナル様、御頼ミ下サル事ハ出来マセンカ、ト一度御願被下度、尤モ私シガ古川へ来ルトキニ、三ヶ月辛抱セバ詰替ニナル様スルト高田ノ署長ガ手紙ヲ遣サレタル事モアレバ、此事柄ヲ詳細貞正様ニ御咄シ下サレテ、是非高田ノ警部サンエ御頼ミ被下、ト只管ヲスガリ下サレ候、貞正様ガ多良へ急御帰リガナレねバ高田マデ行キテデモ其咄ヲシテ、飽カ飽カンカノ境マデ御尋ノ上、一度御知セ被下候、是レハ父上様ノ御了簡デ貞正様へ御頼ミ被下ねハ不都合ニ付、其御積リデ宜敷願上候、此間絃之助カラ手紙ヲ呉レタレトモ、私シノ見込ニ任スガ善ヒト云フマテニテ、別ニ替リタル事無之候、甚タ申上兼候得共、成ベクハ父上様ノ御了簡デ熊々貞正様ノ御旅館押越へ御出ノ上、右ニ申上ル事柄ヲ貞正様へ御咄シ被下テ、直ク貞正様ヨリ高田ノ警部サンエ頼ミ貰ラエバ、飽クカ飽カンカト云フ事ガ一度デ分リマス故、御勘考ノ上、宜敷願上候、此手紙ハ御覧ノ上直グ焼キ捨被下候、事トニヨルト、貞正様ガ断ルカモ知レング、假令飽ヒテモ飽カンデモ善ヒカラ、是非一度此事ヲ高田ノ警部サンエ御頼ミ被下、ト強テ御願ヒナサレ度候、先ツハ用事マテ、余ハ後便ニ申上候、早々不備

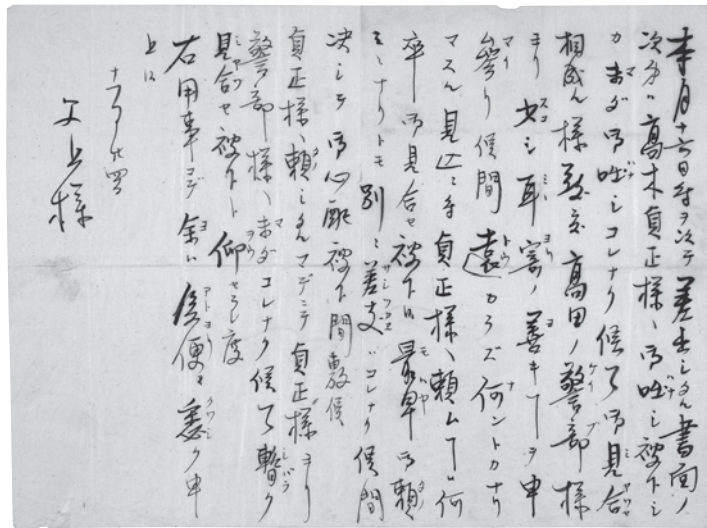


〔史料88〕

と、高木貞正から高田警察署の警部へ、弓之助の転勤について頼んでもらえるように話してほしい、と父親に依頼している。それは赴任する際、高田警察署長中北警部から3ヶ月辛抱すれば詰め替えになる旨の約束を取り付けており、中北が関係者に働きかけてくれていたからである（小寺24-400）。父親には11月中旬を辞職の時期として示したのも、転勤できることを疑っていなかったからであろう。ところが、その約束が果たされる様子もなく、不安になった弓之助は、最後の寄る辺として高木家を頼ったのである。そんな状況のなか、11月22日付の中北からの書状（小寺24-397）で状況が好転し、8日後の11月24日には

〔史料89、小寺4-122〕

本月十六日付ヲ以テ差出シタル書面ノ次第ハ、高木貞正様へ御咄シ被下シカ、未ダ御咄シコレナク候ハ、御見合相成ル様致度、高田ノ警部様ヨリ少シ耳寄ノ善キ事ヲ申参り候間、遠カラズ何ントカナリマスル見込ニ付、貞正様へ頼ム事ハ何卒御見合セ被下候、最早御頼ミニナリトモ別ニ差支ハコレナク候間、決シテ御心配被下間敷候、貞正様へ頼ミタルマデニテ、貞正様ヨリ警部様へ未ダコレナク候ハ、暫ク見合セ被下ト仰セラレ度、右用事マデ余ハ後便ニ悉ク申上候（後略）



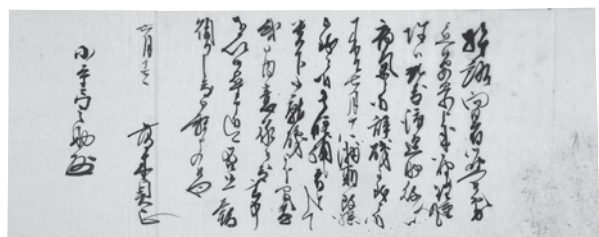
〔史料89〕

という書状が出されている。書状往復の日数を考慮すると、貞正への依頼による結果ではなく、前任地の上司の尽力によるものと思われる。結果的には貞正の力を借りることはなかったが、不測の事態が発生したときには、頼るべき存在として高木家があったと思われる。

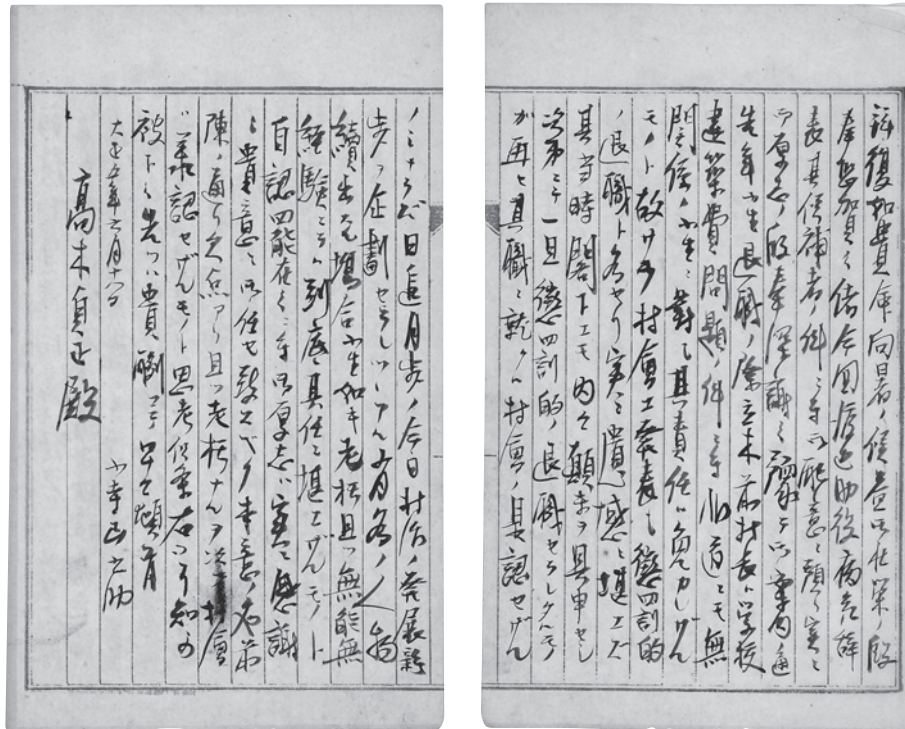
変わりゆく高木家との関係 一方、高木家も小寺家から御手伝いや金銭貸与を受けるだけではなかった、別の形で小寺家への尽力を行っている。

〔史料90、小寺6-13の扶込文書〕

拜啓向暑御座候処、愈御安泰被成御座、珍重存候、陳ハ此度渡辺助役ハ病氣ニ付辞職可致ニ付、来ル七月十日満期改撰可致ニ付、其候補者として貴下御就職被下間敷哉、御内意承り度、書中を以御尋申進候、否御一報預申度御頼申入候也



〔史料90〕



〔史料91〕

六月十七日
小寺弓之助殿

高木貞正

この史料は、大正5年（1916）のものであるが、弓之助の後任であった助役が退職するので、弓之助に再び助役を務めないか、と貞正から言ってきたものである。これに対する弓之助からの返事は

〔史料91、小寺6-13〕

拝復、如貴命向暑ノ候、益御壮栄ノ段奉恐賀候、偕今回渡辺助役病氣辞表、其候補者ノ件ニ付御配意ニ預リ、実ニ御厚志ノ段奉深謝候、予テ御案内ノ通先年小生退職ノ際、立木前村長ハ学校建築費問題ノ件ニ付、非道ニモ無関係ノ小生ニ対シ其責任ハ免カレザルモノト、故サウ村会エ発表シ、懲罰的ノ退職ト為セリ、実ニ遺憾ニ堪エズ、其当時閣下エモ内々顛末ヲ具申セシ次第ニテ、一旦懲罰的ノ退職セラレタルモノガ再ヒ其職ニ就クハ、村会ノ是認セザルノミナラズ、日進月歩ノ今日、村治ノ發展新歩ヲ企画セラレツ、アル有為ノ人物続出スル場合、小生如キ老朽且ツ無能無経験ニテハ到底其任ニ堪エザルモノト自認罷在候ニ付、御厚志ハ実ニ感謝シ貴意ニ御任セ致スベク本意ノ処、前陳ノ通り欠点アリ、且ツ老朽ナルヲ以テ村会ハ承認セザルモノト思考候条、右御了知可被下候、先ツハ貴酬マテ早々頓首

大正五年六月十八日

小寺弓之助

高木貞正殿

というものであった。これによれば、明治45年に弓之助が助役を退職したのは、無関係にもかかわらず学校建築費問題の責任を取らされる形の懲罰的なものであった。この問題の詳細はわからないが、一旦このような形で退職した以上、再びこの職に就くことはできないし、議会も承知しないだろう、と老齢等も理由に助役就任の内諾を謝絶している。この書状からは、本意ではない退職に追いやられた弓之助の無念さが伝わってくるが、当時相談を受けていた貞正が、弓之助の心情をくみ、助役交代のチャンスに弓之助を再び助役に返り咲かせようとした動きが知れる。先に見たように、この年の1月には弓之助から貞正に債券返却を求める書状が出されており、小寺家の経済状況への配慮であったかもしれないが、小寺家から依頼ではなく、貞正自ら働きかけているのである。高木家から小寺家への距離が縮まっているようであるが、それは別の史料からも窺うことができる。

小寺家の香典や婚礼祝儀の帳簿類は、文化7年（1810）の「香覺悔受帳」（小寺4-71）が最も古いが、高木家からの贈答はみられない。高木家の名前がみられるようになるのは、明治28年（1895）の「法名釈壽賢ニ関スル諸

記録簿」(小寺4-79)からである。これは、小寺林平が明治27年12月17日に中瘋症を発病し、翌年8月23日に死亡するまでの病氣見舞・香典・忌中見舞受領を記録したもので、高木貞正から病氣見舞として饅頭箱1箱、香典金10銭が供えられている。以降、同28年4月の弓之助弟絃之助の結婚には、金10銭、扇子2本が贈られ、同29年の長男静死亡の時には「諸所ヨリ香典ノ志シアリタレトモ、小児ノ事故、総テ断リタリ、以上ハ特別ナルヲ以テ辞退シ難クヨリ、不得止之レヲ受ケタルモノナリ」と、3人からしか香典を受け取っていないが、貞正から金10銭を受け取っている(小寺4-78、12-12)。同43年の積の葬儀には、餅9ツ、金25銭が、大正4年1月8日に行われた弓之助の祖母と母の年忌には「西高木」として20銭が供えられている(小寺4-83、12-14)。大正12年11月の栄の葬式では、高木貞元から香典金2円が供えられ、「葬式役割」の「団子」の項に貞元の名前が記載され、35日法要の際にも「高木貞元3名」の記述がみられる(小寺28-7)。同年4月の才の結婚の遣行きには金2円50銭と半襟1つが贈られており、実家への初帰りの際には小寺家から菓子箱を土産に渡している(小寺12-15)。また、弓之助は昭和13年に亡くなっているが、葬儀、三十五日忌明、一周忌、さらに三周忌の法要にも貞元の名前が見られるなど、小寺家とのつきあいが年を経るに連れ、深くなっていることがみてとれる(小寺28-5)。

以上のように、小寺家と高木家との関係は、小寺家から旧主に対する報恩の行為が存在し、根底には主従関係が存在していたが、時代を経るにつれ、その関係は対等なものへと変化している。

3. 小寺家の女性たち

小寺弓之助は、明治16(1883)年3月に妻つなに先だたれ、その妹である栄を後妻として迎えている。そして、明治25年4月9日には、第一子である長女積が誕生、同28年11月26日には長男静、明治33年1月4日には次女才、明治40年7月4日には次男弘に恵まれた。しかし、静はわずか4ヶ月余後の4月11日に亡くなっており、積も明治43年3月18日に亡くなるという不幸にも見舞われている。

弓之助は、警察官として勤務している時は単身赴任がほとんどであり、助役となってからは公務に忙しく、実際に家を守り、家業を運営していたのは妻栄であり、娘達がこれを支えていた。ここでは、小寺家の女性を史料の中からみていくことにする。

妻栄(ゑい) 先妻つなに關しては、病氣の様子をやりとりする書簡からしか、その様子を知ることができないが、後妻栄に關しては、養蚕や茶摘みなどの手伝いに来てもらっていた実家の姪達に慕われていたようで、彼女たちが結婚してからも書状のやりとりが続いている。その内容は、季節毎の挨拶状のほか、結婚生活の悩み、家族の問題など色々な相談を持ちかけられ、頼りにされている。義弟絃之助の結婚に際しても、見合いから結納、仲人の依頼など結婚式の準備も栄が取りはからい、嫁に対する煮炊きや針仕事の教示まで行っている。

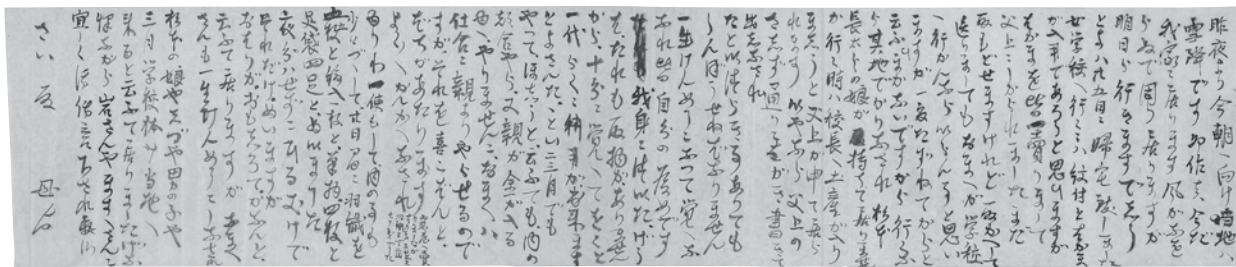
[史料92、小寺2-357]

昨夜より今朝へ向け当地ハ雪降です、卯作者今だ我家ニ居ります、風がなをらぬで困り居りますが、明日ら行きますでしう、とよハ廿五日ニ帰宅致しました、女学校へ行くニハ紋付とはかまが入用であると思ひますが、はかまを皆売りまして(みのや店へ売りましたが、はかま三足と羽織とで二円七十銭でした)父上ニしかられました、まだ取もどせませすけれど、取かへして送りまして、おまへが学校へ行かんなら、いらん事と思ひますが、一度たずねてからと云ふひまかないですから、行くなら其地でかりなされ、杉本長太郎の娘が持ちて居りませんか、行く時ハ校長へ土産が入りましう、と父上が申て居られます、いやなら父上のさしず通りニはがき書いて出しなされ、たといつらき事ありてもしんぼうせねばなりません、一生けんめうニなつて覚へなされ、皆自分の為めです、我身ニついたげうはたれも取物がありませんから、十分ニ覚へてをくと一代らくニ利用が出来ます、とよさんた、ゝとい二・三月でもやつてほしうと云ふても、内の都合やら、又親ガ金が入るゆへ、やりませんニ、おまへハ仕合ニ親よりやらせるのですが、それを喜ばんと、ばちがあたります、よくよくかんかへなされ、ゆりわ使もして、内の事も少々づゝして、廿日間ニ羽織を五枚と綿入一枚と単物四枚と足袋四足とぬいました、夜分ハせずニひる丈けでそれだけぬいますが、おはりがおもしろてかなんと云ふて居りますが、おまへさんも一生けんめうニしなされ、杉本の娘やしづや男の子や三月学校(体)体み、当地へ来ると云ふて居りましたげな、憚ながら岩さんやますへさんニ宜しく御伝言下され候

さい殿

母方

これは次女才に出した手紙である。才の就学については後述するが、この時才は名古屋に住込みで裁縫教授を受けており、家を恋しがると手紙をよく送っていた。そんな娘に、技術を習得すれば一生それを使っていけるのだから

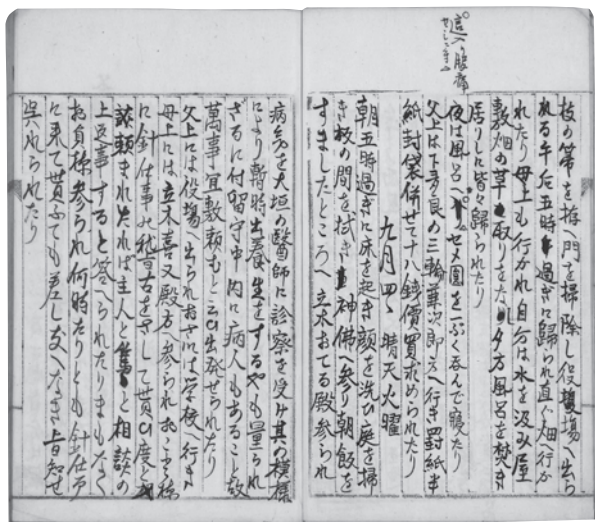


〔史料92〕

ら、つらいことがあっても辛抱して励むようにと教え、裁縫教授を受けたいと希望してもかなえられない場合もあることや、仕事をしながら裁縫に励んでいる話をあげ、それに比べれば幸せであると才を論じている。母として、子供を甘やかすことなく厳しさをもって接する様子がみとれる。積の手による日誌のなかで「母上にはいろいろの仕事なし居られたり」「母上は針仕事をして居られたり」と記述されることが多く、一日中忙しく立ち働いている姿が想像される。大正12年（1923）11月23日に死亡しているが、日誌にはこの年の記事は全く記述されておらず、その詳細は知れない。

長女積 長女積は、明治39年（1906）3月に高等小学校卒業しているが、同年9月から12月にかけての積の日誌（小寺20-41）によれば、卒業後は進学せず家事手伝いをしており、自宅で地理や日本小史など歴史の教科書を読んで自習したり、近隣の家へ読み方や算術を習いに行っている。日誌の9月4日の条〔史料93、同〕に、「母上には立木喜又殿方へ参られ、おこと様に針仕事の稽古をさして貰ひ度と、頼まれたれば、主人と篤と相談の上返事すると答へられたり、まもなくお貞様参られ、何時たりとも針仕事に来て貰ふても差し支へなき旨、知せ呉れられたり」とあり、これ以降、針を習いに行くことが毎日の日課となるが、翌日は具合が悪く、医師の診察を受けたところ胃病とトラホームと診断され、通い始めたのは翌々日の6日からである。日誌の表紙裏には「此日誌ハ日々ノ行事、其他参考トナル事故ヲ記載スベキ目的ニテ調製セリ」と書かれている。そこには、自分の一日の様子をまず記し、次に父弓之助、妹才、母栄の記事を書いている。これに加えて、納税の記録や村内の記事、買い物の記録などが記されている。

こうした記述内容は、明治40年の小寺家の日誌に引き継がれている。正月条のみ弓之助が記述し、翌日からは積が筆を執っており、積自身の日記に比べ、記事が簡略になっている。4月23日からは、積が滋賀県坂田郡東黒田村西堀直吉方へ養蚕伝習のために出かけたため、日誌は弓之助が引き継いでいる。日誌の記述によれば、7月8日には弟弘出生した母の見舞のために積が帰村し、12日に積を当分手元におく旨の書状が西堀方に出されている。20日には積が病気となったため養蚕修行に行けない旨を弓之助が連絡しているが、それほど重病ではなかったらしく、26日には西脇孫三郎方に蚕上げを手伝いに行き、8月17日には芝居見物に出かけている。この頃から再び積が日誌の記述を始め、8月19日から立木家での裁縫の稽古を再開している。しかし、9月14日には、弓之助が積の裁縫の稽古のことで絃之助の所に相談に出かけ、西堀方から荷物を引き取り、10月2日からは彦根の絃之助方に下宿し、裁縫の教授を受けるようになっていく。年末には帰宅し、翌年1月21日に彦根に戻り、裁縫の稽古を続けているが、この時の積自身の日誌（小寺1-156）には「終日裁縫に行き、夜は算術を覚えに行き床につきぬ」「終日裁縫に行き、帰り書き方をなし、夜は読本を覚えに行けり」などとあり、裁縫の稽古と勉強だけに明け暮れていたようだ。3月12日には、弓之助から西堀方に積の養蚕業に関する件につき照会を行い、返事もらっている。4月3日には、積が彦根から帰村したものの、同月28日には「西堀直吉方へ積病氣ノ為メ、出頭セシ難キ旨封書ニテ郵送セリ」と連絡している。この間のやりとりの内容は不明だが、養蚕伝習に行っていたのは2ヶ月余で、裁縫の稽古は5ヶ月余も続いていることから、養蚕伝習は積の意志に沿うものではなかったのでは



〔史料93〕

ないかと思われる。結局、積の意志が通り、裁縫の稽古を続けられることになったはずだったが、5月30日には医師の診察を受け3日分の水薬と散薬を処方されるなど病気がちで、6月11日には、「積の病気軽カラザル趣ニ付、本日大垣へ連レ行キ、吉益医師ノ診察ヲ受ケタル処、朦腸炎ニ付三四週間入院シ、治療すへき旨談示ラレタルニ依リ、入院セシメ」と盲腸炎で入院し、7月11日に手術を受けている。8月11日に退院し、しばらく通院していたが、12月6日には全快祝いをしている。しかし、翌42年9月3日に再び吉益病院に入院し、8日には自宅へ戻っているが、病状ははかばかしくなく、23日、10月9日と村の医師の往診を受けている。以来、病状は好転せず、12月下旬にはさらに悪化し、明治43年3月18日には「積病氣ノ処、養生不相叶、本日午後三時二十分死亡セリ」とその生涯を閉じている。20日には「亡積ノ法名釈尼明信ト称セリ、本日午後四時出棺、葬儀執行、其ノ会葬者凡ソ百数十名ニテ無事終了セリ」と、葬儀には多くの参列者があった。

次女才 積は高等小学校卒業後、家事手伝いをしながら裁縫などを学び、養蚕修行に出されているが、次女の才は積の時とは異なり上級学校に進学している。大正4年(1915)2月に「岐阜県立大垣女学校入学ニ関スル心得」(小寺8-1297)を取り寄せており、同年3月18日付の大垣高等女学校から弓之助に宛てた書状には「本月十五日付御申越被成候件、将来師範学校入学ノ目的ニ有之候へバ、高等女学校へ入学スルヨリモ直チニ師範へ入学スルヲ得策ト考候ニ付、各及御回答候也」(小寺8-1332)とあり、師範学校進学を目指していたようである。しかし、2日後の20日付の同校からの書状をみると「御照会ノ補習科入学ハ高等女学校本科卒業生ニアラザレバ許可致サス候」(小寺8-1338)と、本科ではなく就学期間1年の補習科への進学を考えていたようで、本科か実科に入学するようにとの回答を受けている。この頃、従兄弟の勇造が師範学校へ通っており、弓之助は、才にも教員への道を進ませようとしていたと思われる。年末詳ではあるが、3月13日付で富田女学校からも学校学則を取り寄せているほか(小寺8-1298, 1299)、3月24日付揖斐郡小嶋村の三輪光枝から才宛ての書状(小寺8-933)には「去る廿二日登校仕り、先達御話しの件早速先生に御願ひ申し候ところ、まことに御遠方よりの御願ひの事故、来ていただき度は山々に候へとも何分、今のところ六七人入学したき人之れ有り、日々ことわるのに困り居る様なる次第、との先生の御話に之有り、候間、私事もお友達之なく候へば、なるだけならばと思ひ、いろゝ御願ひ申し候ところ、他より御通ひ下さる様なれば何時にても御入学下されとのお話しにこれ有り」と、光枝の通っている学校への入学の誘いを受けている。これは小嶋村にある東野裁縫女学校のことと思われ、進学先を複数検討していたようだが、最終的には、名古屋にある中京裁縫女学校高等師範科(現、中京女子大学)に入学している。

①**中京裁縫女学校時代** 才は、栄の姪てるの婚家である名古屋市中区西瓦町の坂倉弥作の世話で入学手続きをすませ、大正4年4月9日に寄宿舎へ入舎した。袴姿の〔写真13〕は、女学校時代のものと思われるが、こちらをみつめる眼差と堅く結んだ口元からは、意志の強さがうかがわれる。筆まめな才は事ある毎に手紙を両親に出しており、それらから学校での生活ぶりを知ることができる。

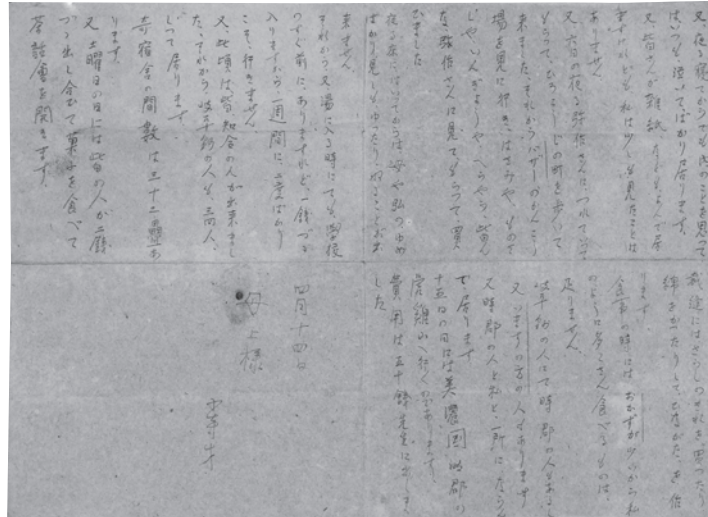
〔史料94、小寺8-1350〕

又、夜る寝てからでも内のことを思つては、いつも、泣いてばかり居ります、又、皆さんが雑紙、なども、よんで居ますけれども、私は少しも見たことはありません、又、六日の夜る弥作さんに、つれていってもらつて、ひろこうじの町を歩いて来ました、それからバザーのかんこう場を見に行き、はさみや、ものさしや、いんぎようや、へらやら、皆んな、弥作さんに見てもらつて、買ひました夜る床に、はいつてからは、母や弘の、ゆめばかり、見しも、ゆったり、ねることが出来ません、それから、又、湯に入る時にても、学校のすぐ前に、ありますけれども、一錢づゝ入りますから、一週間に、二度ばかりこそ、行きません、又、此頃は、皆、知合の人が出来ました、それから、岐阜県の人も、三四人、しつて居ります、寄宿舎の間数は三十二畳あります、又土曜日の日には皆の人が二錢づゝ出し合ひて菓子を食べて茶話会を開きます、裁縫には、さらしのきれを、買つたり、綿をかつたりして、ひながた、を、作ります、食事の時にはおかずが少いから私の、ように多くさん食べるものは、



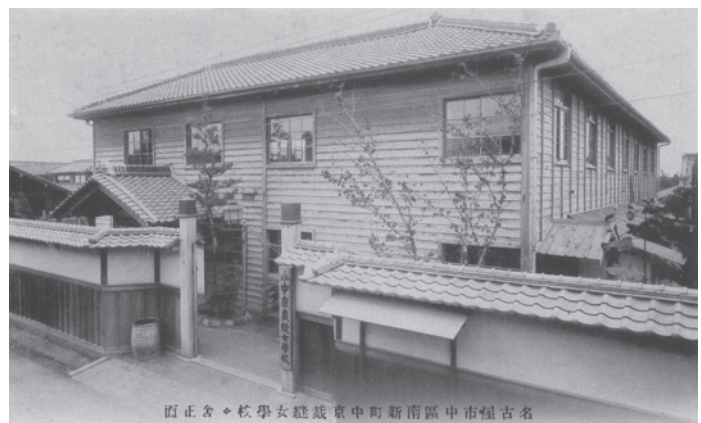
〔写真13、小寺才の肖像〕

足りません、岐阜県の人にて時郡の人もあるし又いますの方の人もあります又時郡の人と私と、一所に、ならんで、居ります十五日の日には美濃国時郡の虎鷄山へ行くのであります、費用は五十銭先生に出しました
 四月十四日
 母上様 小寺才



〔史料94〕

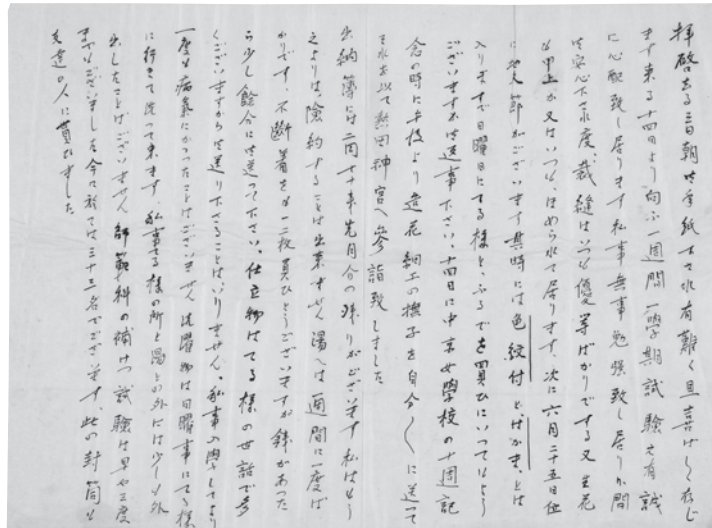
これは寄宿舎生活を始めて6日目の書状であるが、実家を離れた寂しさを訴えているものの、友人が出来たことや茶話会、授業の様子、遠足など、新しく始まった学校生活の様子が伝えられている〔写真14〕。また、翌月の書状では、「男の先生は五人であります、女の先生は九人であります、学校はあまり大きくはないが、此の学校は質素ですから、くしなどでも、でかでかとした、くし、などは、すこしもさせないので、私等の寄宿舎の室は二階で二十人ばかりです、それから、寄宿舎の人は皆親切に御世話して下さいから私は喜んで居ります、朝は六時半頃に、りんが、なりますから起きるのです、夜は勉強は二時間が三時間ばかりで其の間は少しも、話しも出来ず、また、よこ見をすることも、一心不乱に勉強するのです」(小寺8-1329)と、さらに女学校での様子を詳細に知らせてきている。



〔写真14、中京裁縫女学校〕

〔史料95、小寺8-1301〕

拝啓去る三日朝御手紙下され有難く且喜ばしく存じます、来る十四日より向ふ一週間一学期試験之有、誠に心配致し居ります、私事無事勉強致し居り候間御安心下され度、裁縫はいつも優等ばかりです、又生花も甲上か、又はいつもほめられて居ります、次に六月二十五日位に地久節がございます、其時には色紋付とはかまとは入りますで、日曜日にてる様とふるでを買ひにいつでもようございますか御返事下さい、十四日に中京女学校の十週記念の時に、午後より造花細工の撫子を自分々に送って、それを以て熱田神宮へ参詣致しました、出納簿には二円七十銭先月分の残りがございます、私はもう之よりは儉約することは出来ません、湯へは一週間に一度ばかりです、不断着をも一二枚買ひとうございますが銭があつたら少し余分に御送って下さい、仕立物はてる様の世話で多くございますから御送り下さることはいりません、私事入学してより一



[史料95]

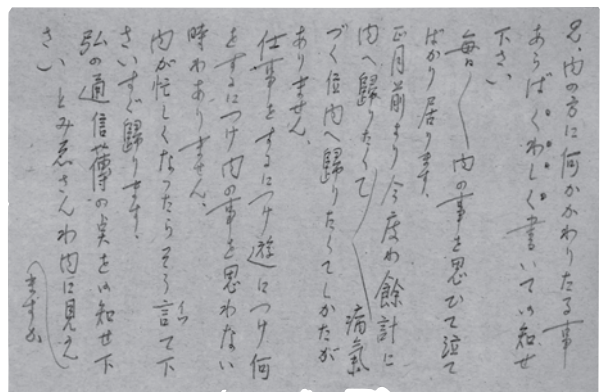
度も病気にかゝったことはございません、洗濯物は日曜事にてる様に行きて洗つて来ます、私事てる様の所と湯との外には少しも外出したことはございません、師範科の補けつ試験は早や三度までもございました、今に於ては三十三名でございます、此の封筒も友達の人に貰ひました

これは6月のもので、一学期の試験を前に不安を抱いているが、生活にもなれ、学業も順調にこなしている様子がわかる。学資金については、毎月決算書をつけて家に送っており、5月分の決算書(小寺8-1302)をみると、食舎費6円・授業料1円70銭・学友会費10銭の他、3回の湯代・本代・花代・文具・土曜会(茶話会)など、9円56銭の支出となっている。7月には「母上様が養蚕にくたぶれて病気にかゝらぬように気をつけて一生けん命に蚕の世話をして下さい、かげながらいのつて居ります」「私は少しも病気にかかつた事はございません故、安心して下さい」(小寺8-1346)など、自分は元気だから、と家族のことを心配し、安心させようとする余裕も出てきている。年末になって脚気にかかるが軽く済み、以降、順調に学生生活を送り、翌大正5年9月26日に無事卒業し、10月2日に帰宅している。

その年の12月には名古屋ミシン工芸学院の学則を取り寄せているが、入学することなく、翌年10月には多良村出身で名古屋皆戸町(現、名古屋市中区丸の内)の山口彦蔵方で裁縫教授を受けることになった。

②名古屋裁縫修行時代 山口彦蔵宅では、同村の者ばかりが学んでおり、その伝手を頼って弓之助が選んだものと思われる。ところが、ここでの裁縫教授は女学校時代と異なり、仕立仕事をしながら技術を習得していくもので、才にとってはつらいものであった。度々出される書状には「さみしき才より」と書かれることが多くなり、自分がおかれている厳しい状況を訴えている。

大正6年(1917)11月2日付の才から弓之助宛の書状(小寺8-842)には「食物は毎日麦飯に味噌汁ばかりです」「夜はいつも十二時過ぎに床につき、朝は六時前にいつも起きます」と粗末な食事と一日中仕立物に追われる様子を伝え、「母上と御別れせしより今も尚胸ふさがりて、その時の事つぎゞに思出され、袖に涙をうるほし居候」と、毎日つらい思いで過ごしていることを伝えている。12月11日の書状(小寺8-902)にも「毎日夜の二時も三時もまで起とるのわ、からだ(身体)がつづきません」「今頃は寒くて、毎日夜わ二時か三時に寝ましても、火燵がありませんので、少しもぬくとまりませんし、食物は毎日麦飯に漬物か味噌汁ばかりで、おかずの様な物わ、いつからにも口にした事がありません、誠に



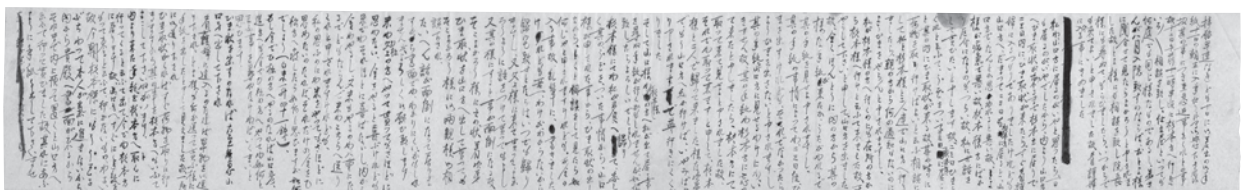
[史料96]

悲しい月日を送って居ります」と重ねて訴えている。食事については女学校時代にも少ないと訴えており、才にとってはつらく感じる大きな原因の一つであったようだ。こうした状況について弓之助から山口方へ苦情を申し入れたようで、才が教料として持参する米1斗を才の食用にすることとなり、大正7年3月3付書状には「ご飯は別に煮て食して居ります、おかずはいろいろ煮た物ばかりで、大根のなまづかりの様なものは少しもありません、安心して下さい(小寺8-152)となり、時間も「朝七時に起き、夜十二時に床に就きますが、正月前より余程楽であります」と緩和され、火燵も毎日入るようになるなどと待遇が改善されている。同年3月26日付のもの〔史料96、小寺2-345〕には、「毎日、内(家)の事を思ひて泣てばかり居ります、内へ帰りたくて々々、病氣づく位内へ帰りたくてしかたがありません」と、山口方を辞して家に帰りたい気持ちを切々と書き連ねてある。しかし、両親からは家に帰ることを許されず、山口方で裁縫修行を続けている。才から両親に宛てて出される書状には、自分の不甲斐なさを嘆くものや、両親の体を案じるもののほかに、弟弘に対するものもある。それは、一生懸命に勉強するようとか、試験の点数を知らせるようになど、自分がつらい状況に置かれているなかでも、姉として弟への深い気遣いがみられる。

大正8年1月の書状(小寺8-1070)には、裁縫の仕事が忙しく、昨年末の20日過ぎからは、早くて1時、遅い時には深夜3時にしか床につけなかったほどであったことや、「十八日御差出の手紙に、父上が母上に何時も私の事について辛くあたられるで、今年の春より紡績へ行けとの事が書いてありましたが、其の事を読むか読まぬかに私の様な不幸者わない、私の様な、なさけない者わない、あゝ私わ如何致したらよかろうかと思ひ、それから、それへと過去を思ひ浮かべて仕事わ手につかず、胸わ一ぱいになつて落つる涙がとめどありませんでした」と、弓之助が才について榮を責めるなど、両親を悩ませている自分の親不孝ぶりを歎いている。そして「三月迄山口方に居り、それから私わ何処へ行きますのですか」とあるので、山口方に3月迄いるようにと指示されていたようである。しかし、4月になっても山口方を出ることができず、4月6日付の書状(小寺8-159)には「一日も早く家へ帰るのを待て居ります」「内(家)へ帰る日か定まりましたらすぐ手紙を下さい、待っております、父上母上どうぞゆるしてください、内へ帰りたくてなりません、内ほどよい所わありません」と、しきりに家に帰りたくてと訴えている。このように、1年半近くがまんしてきた才だったが、ついに思い切った行動に出た。

〔史料97、小寺8-1024〕

(前略)私わ、山口方に居るのがいやと、思ったら、一日も居るのがいやでしたから、内より山口方へ、ひま取状が来るまで杉本方に居りて二三日内に、ひま取状が来たら、すぐ看護婦に入るつもりでありましたけれども、山口方へ、だまって二三日も杉本方に居ると、山口方で、なんとか思われると悪い故、とよ様が病気で悪い故、杉本様方にばかり厄介になるのも、つらい故、私に世話をして貰ひたいと申します故、二三日ひまをくれと云ふて、うそをついて二三日杉本方に居ると其の内にひま取状が来る故、其の時に荷物を取り行けばよいと云ふ相談にして私と杉本様と二人連で山口方へ行きましたら、親の方から何の通知もないのによひまをやらんと申されますし、私が杉本様の方へ行くのにも在所の方から杉本様へ行けと云ふて来ました故一寸やらして下さいと申して、山口方を出ました故、全く、ほんとうに内の方から其の様な手紙が来たか、うたがわれるで其の手紙を見せよ申されますし、其の手紙の事情によつてわ、二三日位、ひまを出すけれども、それでなかったら、ようひまを出さないと申されますし、其の手紙を山口方に見せるわけにわ、いきません故、其の手紙わ杉本方に忘れて来たと申しましたら、杉本方にて取って来て見せよと申されました故、それでわ取って来ますと申して、杉本様と二人で帰って来ました様な次第で、もう山口方へ私が行けば、いやみばかり申されますで、益々行きにくくなりました、そして山口様わ杉本様の方へ私が出て居る事を尋ね、手紙が行くかもしれません、如何致したらよろしいでしょう杉本様にてわ私が多良へ帰りて、委しく其のうそを、ついた事情から、山口様が申された事から、ひま取状の出しすから、とくと相談を試みたら如何じやと申されますけれども、お金の入る事故、乱筆に、書きましたけれども、若一、わけが、わからな



〔史料101〕

いから、帰宅致せとならばいつでも帰りますし、又父上様に来て貰つて、よかろうように話しをつけて貰つてもよし、又其の様にすると事が面倒になる故、そこよかろう様に是の状着次第ひま取状を山口方へ出して貰つても、そこよかろう様に御両親様御相談下され、たいへん話が面倒になって居りますから書面でわ、わかりにくいかもしれませんが、よろしく御願ひ致します（後略）

これは4月13日の才から弓之助に宛てた書状であるが、弓之助に山口方への暇取状を出させるため、山口方には嘘をついて杉本忠兵衛方に身を寄せるといふ実行行使に出ている。しかも「今朝杉本様に、もううそをおちわつて、本人が気が進まないから、内から貴殿へ書面が来るから、それまで内に預かって置く、と山口方へ云ふて貰ひました」（小寺同）とはっきり嫌だからと伝えている。ここまで思い切った行動を取られては、元の鞘に収める訳にもいかず、弓之助も才の思い通り、山口方での裁縫修行を打ち切らせることになる。山口方からは同日付で才の行動を詰問する書状（小寺8-1109）が弓之助に出され、4月23日にも才の扱いについて自分には非がなかったという旨の書状が出されるなど、しばらく簡単には片付ず、この間、才は杉本方に滞在していた。才は闇雲に暇を取ったわけではなく、看護婦になるつもりでいたのだが、この思いは両親が許さなかったようで、大坂の藤井つうの元に身を寄せることになる。

③大阪貯金局勤め 藤井つうは栄の姪にあたり、結婚前には小寺家の手伝いに入出し、栄との書状のやり取りも頻繁に行っていた。従姉妹の才とも互いに来訪したりするなど昵懇の間柄である。そのつうから、誰か身内に一緒に暮らして世話をしたい旨の書状（小寺8-218）が、大正7年9月4日に栄宛てに送られてきていた。それも才にお願いできないかというものであったが、その時は唐突な申し出でもあり、希望がかなえられることはなかった。ところが、今回の事態を受けて、村内では才の行動が取沙汰されることが予想され、しばらくほとぼりを冷ますためにも、才を大坂にいかせることにしたのではなかったかと思われる。

大正8年8月6日には、才が大坂に無事着いた旨の書状が届いており、この地での才の職探しが始まっている。

〔史料98、小寺8-983〕

一筆申し上げます、早速ですが来阪してより毎日々々新聞の広告に女事務員入用と書いてあるけれども。思わしき所がないし。たまによい所がある故聞合せに行くといふ自分の思つた通りにならんし、口入屋に聞いても事務員は心あたりがない、と申します故困つてしまいました、八月の七八日頃より毎日々々大阪為替貯金支局に事務員多数増員に付履歴書を持つて来談あれと出て居りましたけれども。通勤故見合せて居りましたけれども、何処にも入る所がない故、本日つう様と行きましたら。大へんに大きい所で男女何百人居るかわかりませんし、今度も大へんに仕事がおくれた故、事務員を百名程増員するといふて見えました、勤務時間

口入屋に聞いても事務員は心あたりがない、と申します故困つてしまいました、八月の七八日頃より毎日々々大阪為替貯金支局に事務員多数増員に付履歴書を持つて来談あれと出て居りましたけれども。通勤故見合せて居りましたけれども、何処にも入る所がない故、本日つう様と行きましたら。大へんに大きい所で男女何百人居るかわかりませんし、今度も大へんに仕事がおくれた故、事務員を百名程増員するといふて見えました、勤務時間

口入屋に聞いても事務員は心あたりがない、と申します故困つてしまいました、八月の七八日頃より毎日々々大阪為替貯金支局に事務員多数増員に付履歴書を持つて来談あれと出て居りましたけれども。通勤故見合せて居りましたけれども、何処にも入る所がない故、本日つう様と行きましたら。大へんに大きい所で男女何百人居るかわかりませんし、今度も大へんに仕事がおくれた故、事務員を百名程増員するといふて見えました、勤務時間

〔史料98〕

は朝の八時より午後六七時頃迄にして、月給は男子は二十五六円。女子十五六円にして、初め二月位はそろはんのけいこをしたり、又いろゝゝな事を教室で教へて貰うつて。だんゝゝと自分の勉強次第で月給も上つて行くそうで、女子でも判任官迄にわなれるそうです、只今四十五円位で。年に遞信省の方から賞与金が十五六回も貰へるそうです、いつまでといふ年限はありません、初めの内は教へて貰らつて十五六円の月給だそうです、そこへ入るには身元保証人は云ふに及ぶ、学校の卒業証書及び身元証明書、戸籍とうほん等が入るそうです故、御両親相談の上若し入るのなれば之の状次第、卒業証書裁縫女学校のもの、証明書やとうほんなども大急で送つて下さい、二十三日か二十四日に局へ袴をつけて弁当を持って出席しませんならん故、証明書や証書等は一日や二日をくれてもよいから、只はいるとか。はいらんとかの返事は大至急に下さい若一局へ入らんのならば外によい口をさがしてはいります、日限かをくると申込が多いので入れて貰へません故、否や返事すぐ大至急々々、嫁入りした人でも局へ通つて見る人もあるそうです、若局へ入るのなればいろゝゝ相談がありますけれども後の事にして否や返事すぐ

小寺才

(後略)

これは8月22日付で、才から届いた最初の書状である。新聞広告を見たり、口入屋に周旋を頼んだりしているが、事務員の募集がなく、困っていること、大坂為替貯金支局であれば就職できそうであることと、その給与や条件などを知らせて、両親に就職への許可を求めている。9月3日付のもの(小寺8-1030)には、26日に合格通知が届き、27日に辞令交付を受けて、事務員の養生所に入ったこと、そこではそろばんの勉強をして試験を及第しなければ事務仕事はできないことなどが報告されている。この試験に及第するには、早い人では1週間位で、遅い人は2週間から2ヶ月もかかるということだが、才の場合は、28日から養生所に入り、20日頃から学んでいる人達と一緒に9月1日に及第している。才自身は、試験の出来が悪かったと思っていたので、意外なことであったことや、養生所の先生から「まだ、まるゝゝ四日にこさならぬ、日がまだ早いのに養生所をだしてあげるのわ、奨励の為であるから養生所に居タ時と同じ様に一生懸命にやっつて、恥にならない様にやっつてくれ」と言われるなど、力添えを受けている。

ところが、9月5日付のつうの書状(小寺8-992)には、「お才様も勤務時間が長い故、つらい事と察し居て候、身体は壮健にて元氣よく毎日通勤致し居られ候」と、慣れない数字を扱う仕事での長時間勤務に、才が音をあげ始めている様子がそれとなく伝わってくる。先の才からの書状では、勤務時間は朝7時半から午後6時か7時頃、午前9時から15分と昼休み30分と午後2時から30分の休憩が取れることになっており、裁縫修行時代に比べれば、さほどつらくないようであるが、つうは、口入屋にも事務員の口はなく、新聞に出る募集公告には「高等女学校卒業又ハ簿記の経験ある者」という条件が付けられ、困っていたなかで就職させたのであり、理由もなく辞職することもできず、こんな長時間勤務のところに就職させるのではなかったと後悔の念を伝えてきている。つうの懸念は、間もなく現実のものとなる。9月23日付の才から弓之助宛の葉書には「二十三日の朝辞職願を出しましたら、二十四日わ祭日で休み故、二十五日に辞令を渡すと申されました故、二十六日の午前七時三分大坂発の汽車にて帰宅致します」(小寺8-1095)と辞職願を出したことを知らせてきている。10月1日付で大坂為替貯金支局の臨時為替貯金局事務員の辞令が出されているが、10月3日にはこれを免じる辞令が出されている。(小寺8-989、988)結局、勤務してから一ヶ月程しか働かず、辞令を受け取る前に帰郷したことになる。

以降は、自宅で家事手伝いをしていたと思われるが、翌大正9年8月6日から19日にかけて、岐阜市佐久間町の佐々木実科女学校で講習を受け、21日から24日にかけて大垣で何かを済ませ帰宅する旨の葉書(小寺8-32・63)が残されている。大正9年の日誌の末尾の手紙の控をみると、「突然ノ儀ニテ実ニ恐縮ノ至リニ候得共、御厄介ヲ願フ事相叶ヒ間敷哉、御意向承り度、実ハ私ニ女さい儀、教員検定試験ヲ受クル為メ、来ル二十日ヨリ大垣中学校エ出頭致サセ度、四五日間滞在ヲ要スル趣ニ付、婦人独り宿屋ニ宿泊セシメ置クモ、悪キ旅人ニ誘惑セラル、憂ヒナキヤモ量ラレス、甚タ不安心ニ付、四五日間ノ試験中、貴家方ニ宿泊等ノ御厄介ヲ願フ事相叶ヒ間敷哉、甚タ自由ケ間敷儀ニテ実ニ恐縮ノ至リニ候得共、万一貴家方ニ御差支ニ候ハ、何所タリトモ適當ノ宿泊所御周旋ヲ願度、乍御手数至急何分ノ御一報ヲ煩シ度、返信用郵券相添、御依頼申上候」と才の教員検定試験受験の宿を依頼する内容となっており、才は教員になることを目指して勉強をしていたようである。

中京裁縫女学校、裁縫修行、大坂為替貯金局と積に比べて習学する機会や就職を経験し、教員検定試験に臨んだ才だったが、結局、教員や職業婦人となることはなく、大正12年に従兄弟の小寺勇造と結婚している。

参考文献

- 秋山晶則「旗本交代寄合高木家の治水役儀をめぐって―笠松役所との関係を中心に―」『名古屋大学博物館報告』第16号、2000年
- 伊藤孝幸『交代寄合高木家の研究』清文堂、2004年
- 大内兵衛・土屋喬雄『明治前期財政経済史料集成』8、明治文献資料刊行会、1963年
- 落合弘樹『秩禄処分』中央公論新社、1999年
- 熊澤徹「幕末の旗本と軍制改革―旗本本間日記の分析から―」（吉田伸之・渡辺尚志編『近世房総地域史研究』、東京大学出版会、1993年）
- 鈴木寿『近世知行制の研究』日本学術振興会、1971年
- 千田稔『維新政権の秩禄処分』開明書院、1979年
- 高橋典幸、山田邦明、保谷徹、一ノ瀬俊也『日本軍事史』、吉川弘文館、2006年
- 所莊吉『図解 古銃事典』、雄山閣、1996年
- 西田真樹「明治初年美濃国旧旗本領における農民の諸要求」『信濃』第31巻第6号、1979年
- 西田真樹「交代寄合」考』『宇都宮大学教育学部紀要』第36号、第1部、1986年
- 幕末軍事史研究会編『武器と防具 幕末編』、新紀元社、2008年
- 原昭午「近世美濃における在地領主の家臣団形成について―交代寄合高木氏の奉公人―」『土地制度史学』第16号、1962年
- 針谷武志「内陸旗本と海防―交代寄合高木家を例に―」『地方史研究』224号、1990年
- 深谷博治『新訂 華士族秩禄処分の研究』吉川弘文館、1973年
- 森泰博「旗本家臣の性格」（宮本又次編『藩社会の研究』、ミネルヴァ書房、1960年）
-
- 『岐阜県史蹟名勝天然記念物調査報告書 第3回』岐阜県学務部、1928年
- 『大垣市史 上巻（通史）』大垣市役所、1930年
- 『大垣市史 中巻（分科志）』大垣市役所、1930年
- 『岐阜県史 通史編 近代上』岐阜県、1967年
- 『新修大垣市史 通史編二』大垣市、1968年
- 『岐阜県史 通史編 近代下』岐阜県、1972年
- 『高木家文書調査報告』VI、名古屋大学附属図書館高木家文書調査室、1977年
- 『岐阜県史 史料編 近代一』岐阜県、1998年

実行委員会

松浦 好治 (委員長) 川添 真澄
斎藤 夏来 蒲生 英博
三根 慎二 黒柳 裕子
栃谷 泰文 次良丸 章
井上 修 山田 朋子
増田 晃一

調査・展示協力

小寺 登 大垣市教育委員会 辻 公子
秋山 晶則 長屋 隆幸
石川 寛 大垣市上石津町郷土資料館
井上 佳美 名古屋大学文学研究科
塩村 耕
清水 禎子 名古屋大学博物館
杉浦 光彦

名古屋大学附属図書館 2009年春季特別展 (地域貢献特別支援事業報告書)

旗本高木家主従の近世と近代

—高木家文書と小寺家文書—

会期：2009年5月11日(月)～6月5日(金)

9：30～17：00 (日曜日は閉室)

会場：名古屋大学中央図書館4階展示室

主催：名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

協力：大垣市教育委員会

後援：愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市の各教育委員会

〈講演会〉

日時：5月16日(土) 13：00～15：30

場所：名古屋大学中央図書館5階多目的室

講師：宮地正人氏 (前国立歴史民俗博物館長)

「旗本社会から江戸時代を考える」

展示解説：斎藤夏来 (名古屋大学附属図書館研究開発室特任准教授)

本図録の執筆者および担当項目は以下の通りである (執筆順)。

斎藤夏来 (はじめに、Ⅰ-1、3)、杉浦光彦 (Ⅰ-2)、長屋隆幸 (Ⅱ-1、Ⅲ-1)、石川寛 (Ⅱ-2、3)、辻公子 (Ⅲ-2、3)